

館林市地域防災計画

風水害・雪害等対策編

館林市防災会議

目 次

風水害・雪害等対策編

風水害・雪害対策編	1
第1部 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 防災の基本理念	3
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節 館林市の概況	11
第5節 過去の災害	15
第6節 館林市の風水害環境と被害想定	22
第7節 計画の修正	28
第8節 用語の定義	28
第2部 災害予防	29
第1章 風水害・雪害に強いまちづくり	29
第1節 雪害の予防	29
第2節 避難場所・指定避難所・避難経路の整備	30
第3節 建築物の安全性の確保	31
第4節 ライフライン施設の機能確保	32
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	33
第1節 避難誘導體制の整備	34
第2節 災害危険区域の災害予防	37
第3節 災害未然防止活動体制の整備	39
第4節 情報の収集・連絡体制の整備	39
第5節 通信手段の確保	40
第6節 職員の応急活動体制の整備	41
第7節 防災関係機関の連携体制の整備	42
第8節 防災中枢機能等の整備	44
第9節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備	45
第10節 緊急輸送活動体制の整備	47
第11節 避難の受入体制の整備	48
第12節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	52
第13節 広報・広聴体制の整備	53
第14節 複合災害対策	54
第15節 防災訓練の実施	55
第3章 市民等の防災活動の促進	57
第1節 災害被災を軽減する市民運動の展開	57
第2節 防災思想の普及	58
第3節 市民、事業所等の防災活動の環境整備	63

第4章 災害時における要配慮者対策	69
第1節 要配慮者対策	69
第5章 その他の災害予防	76
第1節 災害廃棄物対策	76
第2節 罹災証明書の発行体制の整備	76
第3部 災害応急対策	77
第1章 災害発生直前の対策	77
第1節 警報等の伝達	78
第2節 避難誘導	87
第3節 広域避難	94
第4節 災害未然防止活動	95
第5節 物資に関する事前対策	95
第2章 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保	96
第1節 災害情報の収集・連絡	96
第2節 通信手段の確保	100
第3章 活動体制の確立	102
第1節 災害対策本部の設置	102
第2節 災害対策本部の組織	105
第3節 災害警戒本部等の設置	118
第4節 職員の非常参集	118
第5節 広域応援の要請	125
第6節 県防災ヘリコプターの要請	127
第7節 自衛隊への災害派遣要請	128
第4章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	133
第1節 災害の拡大防止及び二次災害の防止	133
第5章 救助・救急及び医療活動	134
第1節 救助・救急活動	134
第2節 医療活動	136
第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	140
第1節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	140
第2節 交通の確保	141
第3節 緊急輸送	144
第7章 避難の受入活動	151
第1節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営	151
第2節 応急仮設住宅等の提供	157
第3節 広域一時滞在	158
第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ	159
第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	163
第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	163
第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	170
第1節 保健衛生活動	170
第2節 防疫活動	171

第3節	障害物の除去.....	173
第4節	行方不明者の捜索及び遺体の処置.....	173
第10章	被災者等への的確な情報伝達活動.....	176
第1節	広報・広聴活動.....	176
第11章	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動.....	180
第1節	社会秩序の維持.....	180
第2節	物価の安定及び消費者の保護.....	180
第12章	施設、設備の応急復旧活動.....	181
第1節	施設、設備の応急復旧.....	181
第2節	公共土木施設の応急復旧.....	181
第3節	電力施設の応急復旧.....	182
第4節	ガス施設の応急復旧.....	183
第5節	上下水道施設の応急復旧.....	184
第6節	電気通信設備の応急復旧.....	185
第13章	自発的支援の受入れ.....	186
第1節	ボランティアの受入れ.....	186
第2節	義援物資・義援金の受入れ.....	188
第14章	要配慮者対策.....	190
第1節	要配慮者の災害応急対策.....	190
第15章	その他の災害応急対策.....	193
第1節	農業関係災害応急対策.....	193
第2節	学校の災害応急対策.....	194
第3節	社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策.....	197
第4節	労働力の確保.....	198
第5節	災害救助法の適用.....	198
第6節	動物愛護.....	200
第4部	災害復旧・復興.....	201
第1節	復旧・復興の基本方向の決定.....	201
第2節	原状復旧.....	201
第3節	計画的復興の推進.....	202
第4節	被災者等の生活再建の支援.....	203
第5節	被災中小企業等の復興の支援.....	213
第6節	公共施設の復旧.....	217
第7節	激甚災害法の適用.....	219
第8節	復旧資金の確保等.....	222
事故災害対策編		223
第1部	航空災害対策.....	223
第1章	災害予防.....	223
第1節	情報の収集・連絡体制の整備.....	223
第2節	通信手段の確保.....	223

第3節	職員の応急活動体制の整備	223
第4節	防災関係機関の連携体制の整備	223
第5節	搜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備	223
第6節	緊急輸送活動体制の整備	224
第7節	広報・広聴体制の整備	224
第2章	災害応急対策	225
第1節	災害情報の収集・連絡	225
第2節	通信手段の確保	227
第3節	災害対策本部の設置	227
第4節	災害対策本部の組織	227
第5節	職員の非常参集	227
第6節	広域応援の要請等	227
第7節	自衛隊への災害派遣要請	227
第8節	搜索、救助・救急及び消火活動	227
第9節	医療活動	228
第10節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	229
第11節	交通の確保	229
第12節	広報・広聴活動	229
第2部	鉄道災害対策	230
第1章	災害予防	230
第1節	鉄道交通の安全のための情報の充実	230
第2節	鉄道の安全な運行の確保	230
第3節	鉄道車両の安全性の確保	231
第4節	情報の収集・連絡体制の整備	232
第5節	通信手段の確保	232
第6節	職員の応急活動体制の整備	232
第7節	防災関係機関の連携体制の整備	232
第8節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	232
第9節	緊急輸送活動体制の整備	233
第10節	広報・広聴体制の整備	233
第11節	防災訓練の実施	233
第12節	鉄道交通環境の整備	234
第13節	再発防止対策の実施	234
第2章	災害応急対策	236
第1節	災害情報の収集・連絡	236
第2節	通信手段の確保	238
第3節	災害対策本部の設置	238
第4節	災害対策本部の組織	238
第5節	職員の非常参集	238
第6節	広域応援の要請等	238
第7節	自衛隊への災害派遣要請	238
第8節	救助・救急活動	238

第9節	医療活動.....	239
第10節	消火活動.....	239
第11節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	240
第12節	交通の確保.....	240
第13節	代替交通手段の確保.....	240
第14節	広報・広聴活動.....	240
第3章	災害復旧.....	241
第1節	災害復旧.....	241
第3部	道路災害対策.....	242
第1章	災害予防.....	242
第1節	道路交通の安全のための情報の充実.....	242
第2節	道路施設等の整備.....	242
第3節	情報の収集・連絡体制の整備.....	243
第4節	通信手段の確保.....	243
第5節	職員の応急活動体制の整備.....	243
第6節	防災関係機関の連携体制の整備.....	243
第7節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備.....	243
第8節	緊急輸送活動体制の整備.....	244
第9節	広報・広聴体制の整備.....	244
第10節	防災訓練の実施.....	244
第11節	その他の災害予防.....	245
第2章	災害応急対策.....	246
第1節	災害情報の収集・連絡.....	246
第2節	通信手段の確保.....	246
第3節	災害対策本部の設置.....	247
第4節	災害対策本部の組織.....	247
第5節	職員の非常参集.....	247
第6節	広域応援の要請等.....	247
第7節	自衛隊への災害派遣要請.....	247
第8節	救助・救急活動.....	247
第9節	医療活動.....	248
第10節	消火活動.....	248
第11節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	248
第12節	交通の確保.....	249
第13節	広報・広聴活動.....	249
第14節	その他の災害応急対策.....	249
第3章	災害復旧.....	250
第1節	災害復旧.....	250
第4部	危険物等災害対策.....	251
第1章	災害予防.....	251
第1節	危険物の種類.....	251

第2節	危険物等施設の安全性の確保	251
第3節	情報の収集・連絡体制の整備	252
第4節	通信手段の確保	252
第5節	職員の応急活動体制の整備	252
第6節	防災関係機関の連携体制の整備	253
第7節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	253
第8節	緊急輸送活動体制の整備	253
第9節	広報・広聴体制の整備	253
第10節	防災訓練の実施	254
第11節	その他の災害予防	254
第2章	災害応急対策	255
第1節	災害情報の収集・連絡	255
第2節	通信手段の確保	257
第3節	災害対策本部の設置	257
第4節	災害対策本部の組織	257
第5節	職員の非常参集	257
第6節	広域応援の要請等	257
第7節	自衛隊への災害派遣要請	257
第8節	救助・救急活動	257
第9節	医療活動	258
第10節	消火活動	258
第11節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	259
第12節	交通の確保	259
第13節	危険物等の大量流出に対する応急対策	259
第14節	避難の受入活動	259
第15節	広報・広聴活動	259
第16節	専門知識の活用	260
第17節	防護用資機材の確保	260
第18節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	260
第19節	その他の災害応急対策等	262
第3章	災害復旧	263
第1節	公共施設の災害復旧	263
第2節	被災中小企業等の復興の支援	263
第5部	県外の原子力施設事故対策	264
第1章	災害予防	264
第1節	基本方針	264
第2節	情報の収集・連絡体制等の整備	264
第3節	環境放射線モニタリングの実施	265
第2章	災害応急対策	266
第1節	情報の収集・連絡	266
第2節	モニタリング体制の強化	266
第3節	市民などへの情報伝達・相談活動	267

第4節	水道水、飲食物の摂取制限等	267
第5節	風評被害等の未然防止	268
第6節	廃棄物の適正処理	268
第7節	各種制限措置の解除	268
第3章	災害復旧	269
第1節	モニタリングの継続実施と結果の公表	269
第2節	風評被害等の影響軽減	269
第3節	健康への影響と対策の検討	269
火災対策（大規模な火事災害対策）編		270
第1章	災害予防	270
第1節	火災に強いまちづくり	270
第2節	大規模な火事災害防止のための情報の充実	272
第3節	情報の収集・連絡体制の整備	272
第4節	通信手段の確保	272
第5節	職員の応急活動体制の整備	273
第6節	防災関係機関の連携体制の整備	273
第7節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	273
第8節	緊急輸送活動体制の整備	274
第9節	避難の受入体制の整備	274
第10節	広報・広聴体制の整備	274
第11節	防災訓練の実施	274
第12節	防災思想の普及	274
第2章	災害応急対策	276
第1節	災害情報の収集・連絡	276
第2節	通信手段の確保	276
第3節	災害対策本部の設置	276
第4節	災害対策本部の組織	276
第5節	職員の非常参集	276
第6節	広域応援の要請等	277
第7節	自衛隊への災害派遣要請	277
第8節	救助・救急活動	277
第9節	医療活動	277
第10節	消火活動	277
第11節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	278
第12節	交通の確保	278
第13節	避難の受入活動	279
第14節	災害の拡大防止、二次災害の防止活動及び施設、設備の応急復旧活動	279
第15節	広報・広聴活動	279
第16節	その他の災害応急対策等	279
第3章	災害復旧	280
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	280

第2節	原状復旧.....	280
第3節	計画的復興の推進.....	280
第4節	被災者等の生活再建の支援.....	280
第5節	被災中小企業等の復興の支援.....	280
第6節	公共施設の復旧.....	280
第7節	激甚災害法の適用.....	280
第8節	復旧資金の確保.....	280
竜巻対策編		281
第1章	災害予防.....	281
第1節	基本方針.....	281
第2節	情報の収集・連絡体制の整備.....	281
第3節	通信手段の確保.....	281
第4節	職員の応急活動体制の整備.....	282
第5節	防災関係機関の連携体制の整備.....	282
第6節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備.....	282
第7節	緊急輸送活動体制の整備.....	282
第8節	広報・広聴体制の整備.....	282
第2章	災害応急対策.....	284
第1節	災害情報の収集・連絡.....	284
第2節	通信手段の確保.....	284
第3節	災害対策本部の設置.....	284
第4節	災害対策本部の組織.....	284
第5節	職員の非常参集.....	284
第6節	広域応援の要請等.....	285
第7節	自衛隊への災害派遣要請.....	285
第8節	救助・救急活動.....	285
第9節	医療活動.....	285
第10節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	285
第11節	交通の確保.....	285
第12節	広報・広聴活動.....	285
第3章	災害復旧.....	286
第1節	復旧・復興の基本方向の決定.....	286
第2節	原状復旧.....	286
第3節	計画的復興の推進.....	286
第4節	被災者等の生活再建の支援.....	286
第5節	被災中小企業等の復興の支援.....	286
第6節	公共施設の復旧.....	286
第7節	激甚災害法の適用.....	286

風水害・雪害等対策編

風水害・雪害対策編

第1部 総則

第1節 計画の目的

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、館林市防災会議が作成するものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における風水害、雪害、事故災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

さらに、市民が自ら行う事項、地域企業が行う事項、市町村間の応援体制の整備等について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

2 館林市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「館林市国土強靱化地域計画」（令和2年3月）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

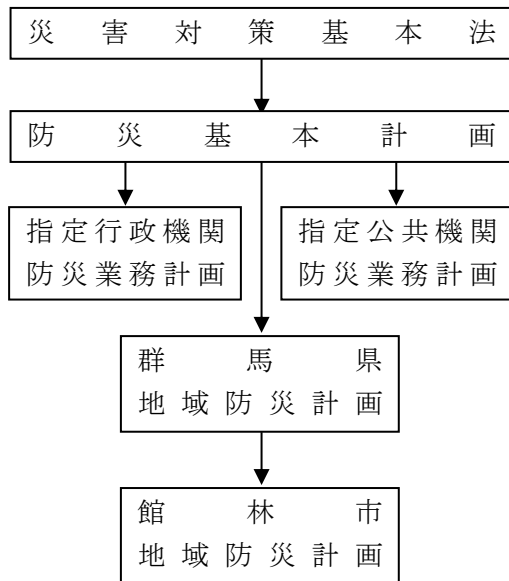
このため、国土強靱化に関する部分については、館林市国土強靱化地域計画の基本目標である、

- （1） 人命の保護が最大限図られること。
- （2） 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。
- （3） 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- （4） 迅速な復旧・復興

を踏まえ、館林市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

3 市地域防災計画の位置付け

市地域防災計画の位置付けは、以下のとおりとする。



・防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法とでもいえるべきものである。

（災害対策基本法第34条及び第35条）

・防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。

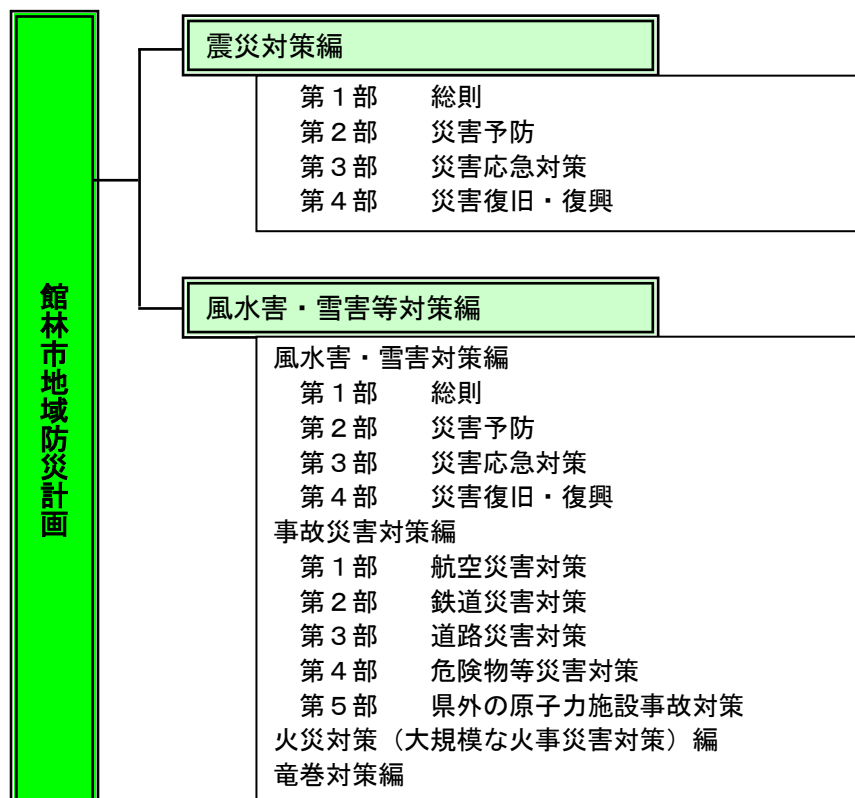
（災害対策基本法第36条から第39条まで）

・地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。

（災害対策基本法第40条から第42条まで）

4 計画の体系（全体構成）

市地域防災計画の全体構成は、以下のとおりとする。



第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、県、市町村及び指定地方行政機関を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

発災後、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関等及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね以下の事務又は業務を処理するものとする。

1 館林市

処理すべき事務又は業務の大綱	
	(1) 災害への備え
	① 市防災会議及び市災害対策本部に関すること。
	② 防災に関する組織の整備に関すること。
	③ 防災に関する訓練に関すること。
	④ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
	⑤ 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
	⑥ 職員の初動態勢の確立に関すること。
	(2) 災害時の応急対策
	① 予報・警報の伝達に関すること。
	② 避難情報の発令に関すること。
	③ 指定避難所の開設に関すること。
	④ 消防、水防その他の応急措置に関すること。
	⑤ 被災者の救難、救助その他保護に関すること。
	⑥ 要配慮者の支援に関すること。
	⑦ 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
	⑧ 緊急輸送の確保に関すること。
	⑨ 災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。
	⑩ 市内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。
	⑪ 広域的な避難支援に関すること。
	⑫ 災害情報、集中管理に関すること。
	⑬ 受援依頼体制の確保等に関すること。
	(3) 災害からの復興
	① 施設及び設備の応急復旧に関すること。
	② 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
	③ 災害復旧及び復興計画に関すること。

2 群馬県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東部振興局 館林行政県税事務所	(1) 地方部内の総合調整に関すること。 (2) 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 (3) 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関すること。 (4) 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関すること。 (5) 市との連絡調整に関すること。 (6) 緊急通行車両の確認事務に関すること。 (7) 商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資相談に関すること。 (ただし、産業経済部が直接実施できない場合に限る。) (8) 生活必需品の調達及び供給に関すること。 (9) その他部内各班に属しない事項に関すること。
東部振興局 館林保健福祉事務所	(1) 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	関すること。
東部振興局 東部農業事務所	(1) 農業に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 農業に係る災害応急対策に関すること。
東部振興局 館林土木事務所	(1) 公共土木施設に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設に係る災害応急対策に関すること。 (3) 群馬県水防計画の実施に関すること。
東部振興局 東部環境事務所	(1) 環境及びごみ・し尿に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 環境及びごみ・し尿に係る災害応急対策に関すること。
東部教育事務所	(1) 学校教育に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 学校教育に係る災害応急対策に関すること。 (3) 県立学校が避難施設場所に使用される場合の市への協力に関すること。
館林警察署	(1) 被災者の救出、救助及び避難の誘導に関すること。 (2) 交通規制及び交通秩序の確保に関すること。 (3) 行方不明者の捜索に関すること。 (4) 災害による遺体の検視に関すること。 (5) 警察通信の防護に関すること。 (6) 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。 (7) 緊急通行車両の確認事務に関すること。

3 館林地区消防組合

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
消防本部・館林消防署・ 館林消防団	(1) 水害、火災及びその他災害の救助・救急情報に関すること。 (2) 水害、火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 (3) 人命の救助及び救急に関すること。 (4) 危険物施設及び火気使用設備器具等の許可及び立入検査に関すること。 (5) 気象観測及び伝達に関すること。

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (前橋財務事務所)	(1) 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること。 (2) 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。 (3) 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。 (4) 国有財産の貸付け、譲与及び売払いに関すること。 (5) 提供可能な未利用地、合同宿舍の情報提供に関すること。
関東農政局 (前橋地域センターほか)	(1) 災害予防 ① 堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 ② 農地、農業用施設、ため池、湖岸、堤防、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 (2) 災害応急対策

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	① 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する こと。 ② 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 ③ 主要食糧の供給に関すること。 ④ 生鮮食料品等の供給に関すること。 ⑤ 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に 関すること。 ⑥ 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び 動員に関すること。 (3) 災害復旧等 ① 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定 の実施に関すること。 ② 被災農林業者に対する資金の融通に関すること。 (4) その他 - 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
東京管区気象台 (前橋地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関す ること。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地 震動(以下単に「地震動」という)に限る。)、水象の予報・ 警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関す ること。 (4) 市が行う防災対策の技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関す ること。
関東地方整備局 (利根川上流河川事務 所、渡良瀬川河川事務所)	管轄する河川・道路・砂防についての計画、工事及び管理のほ か、以下の事項に関すること。 (1) 災害予防 ① 防災上必要な教育及び訓練 ② 通信施設等の整備 ③ 公共施設等の整備 ④ 災害危険区域等の関係機関への通知 ⑤ 官庁施設の災害予防措置 (2) 災害応急対策 ① 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 ② 水防活動及び市による避難誘導のための市民への情報 伝達に関する指導助言等 ③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 ④ 災害時における復旧用資材の確保 ⑤ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工 事等 ⑥ 災害のための応急復旧用資機材の備蓄 ⑦ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (3) 災害復旧等 - 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施 設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努め るとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。

5 陸上自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団	(1) 災害派遣の準備 ① 防災関係情報資料の整備に関する事。 ② 防災関係機関との連絡、調整に関する事。 ③ 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 ④ 防災に関する教育訓練の実施に関する事。 (2) 災害派遣の実施 ① 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。 ② 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (館林郵便局)	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 (2) 災害特別事務取扱いに関する事。 ① 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 ② 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 (3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話(株) (群馬支店)	(1) 電気通信設備の保全に関する事。 (2) 重要通信の確保に関する事。
(株)NTTドコモ (群馬支店)	(1) 携帯電話設備の保全に関する事。 (2) 重要通信の確保に関する事。
日本赤十字社 (群馬県支部)	(1) 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。 (2) 救護所の開設及び運営に関する事。 (3) 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。 (4) 輸血用血液の確保及び供給に関する事。 (5) 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。 (6) 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 (7) 外国人の安否の調査に関する事。 (8) 広域医療搬送拠点の整備、広域医療搬送の運営に関する事。
日本放送協会 (前橋放送局)	(1) 防災思想の普及に関する事。 (2) 気象予報・警報の周知に関する事。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 (4) 放送施設に対する障害の排除に関する事。 (5) 避難所等における受信機の貸与・設置に関する事。 (6) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本高速道路(株) (関東支社)	(1) 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事 (2) 緊急交通路の確保に関する事。
日本通運(株) (群馬支店)	貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送協力に関する事。
東京電力パワーグリッド(株) (太田支社)	(1) 電力施設の保安の確保に関する事。 (2) 電力の供給の確保に関する事。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)館林市邑楽郡医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関する事。 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 (3) 医療救護活動の実施に関する事。
(一社)館林邑楽歯科医師会	(1) 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。 (2) 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事。
(公社)群馬県看護協会館林地区支部	救護活動に必要な看護の確保に関する事。
館林瓦斯(株)	(1) 都市ガス施設の保安の確保に関する事。 (2) 都市ガスの供給の確保に関する事。
(一社)群馬県L P ガス協会 館林邑楽支部	(1) L P ガス設備の保安の確保に関する事。 (2) L P ガスの供給の確保に関する事。 (3) 会員事業者の連絡調整に関する事。
群馬県石油協同組合	石油等燃料の供給に関する事。
東武鉄道(株)	(1) 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。 (2) 鉄道車両による救援物資、避難者等の輸送協力に関する事。
(一社)群馬県トラック協会 館林支部	貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
放送機関 (群馬テレビ(株)、(株) エフエム群馬)	(1) 防災思想の普及に関する事。 (2) 気象予報・警報の周知に関する事。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。

8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	(1) 防災思想の普及に関する事。 (2) 気象予報・警報の周知に関する事。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
放送機関 (ケーブルテレビ(株))	(1) 防災思想の普及に関する事。 (2) 気象予報・警報の周知に関する事。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
ケーブルテレビ館林)	(3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
邑楽館林農業協同組合	(1) 共同利用施設の保全に関すること。 (2) 農業者に対する災害応急対策、災害復旧の支援に関すること。 (3) 県又は市が行う農業関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関すること。
病院経営者	(1) 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 (2) 被災傷病者の救護に関すること。
社会福祉施設経営者	入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
館林市社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。 (2) 義援金品募集及び配分に関すること。 (3) ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
館林商工会議所	(1) 被災事業者に対する支援に関すること。 (2) 市が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。 (3) 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。 (4) 物価の安定についての協力に関すること。
近藤沼土地改良区 赤郷台地土地改良区 谷田川北部土地改良区 野辺土地改良区	農業用水等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。
金融機関	被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
学校法人	(1) 児童、生徒等の安全の確保に関すること。 (2) 避難所としての施設の整備に関すること。
危険物等施設の管理者	(1) 危険物等施設の保安の確保に関すること。 (2) 周辺住民の安全の確保に関すること。
(一社)群馬県建設業協会館林支部	建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
農業用排水施設の管理者	水門、水路等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。
館林市区長協議会等	(1) 市が行う災害救助等についての協力に関すること。 (2) 義援金品の募集の協力に関すること。 (3) 要配慮者の避難誘導に関すること。 (4) 被災者に対する炊き出しに関すること。
館林交通安全協会	(1) 異常現象及び災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関への連絡に関すること。 (2) 避難者の誘導及び安全対策に関すること。 (3) その他災害応急対策業務の協力に関すること。
館林市防犯協会	(1) 異常現象及び災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関への連絡に関すること。 (2) 災害時における市民の防犯指導に関すること。 (3) その他災害応急対策業務の協力に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本赤十字社群馬県支部 館林市地区赤十字奉仕団・館林市婦人会連絡協議会	(1) 炊き出し、救援物資の配分、避難所運営の協力に関する こと。 (2) その他災害応急対策業務の協力に関すること。
館林市民生委員・児童委員協議会	(1) 区長協議会と連携し要配慮者の避難誘導に関すること。 (2) その他災害応急対策業務の協力に関すること。
防災重要施設管理者（防火対象物、危険物施設等）	(1) 災害予防体制の整備に関すること。 (2) 所管施設の防災応急対策の実施に関すること。 (3) 被災施設の災害復旧の実施に関すること。
館林観光バス(株) つゝじ観光バス(株) 館林地区ハイヤー協議会	被災者の輸送に関すること。
群馬東部水道企業団	(1) 上水道施設の保全及び応急復旧に関すること。 (2) 水道水の供給の確保に関すること。

9 市民、自主防災組織（行政区）、事業者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
市 民	(1) 防災、減災の知識習得に関すること。 (2) 自宅建物、設備の減災措置、避難行動の検討に関すること。 (3) 飲料水、食料等の7日分以上の備蓄と点検に関すること。 (4) 自主防災組織等への参加及び活動への協力に関すること。 (5) 気象情報の収集、家族、近所への伝達に関すること。 (6) 家族、近所の要配慮者等の避難支援に関すること。 (7) 災害廃棄物の分別に関すること。 (8) 消防団への参加及び活動への協力に関すること。 (9) その他災害に備え、必要な手段を講ずることに 関すること。
自主防災組織 (行 政 区)	(1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検に関すること。 (2) 地域の災害危険性の把握、点検に関すること。 (3) 地区防災計画の策定に関すること。 (4) 要配慮者の把握、個別プランの作成協力に関すること。 (5) 自主防災リーダーの養成に関すること。 (6) 自主防災活動、訓練（総合防災訓練、図上訓練等）の実施に 関すること。 (7) 気象情報の収集、伝達に関すること。 (8) 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力に関すること。 (9) 要配慮者、被災者の救助対策の協力に関すること。
防 災 士 (館林市防災士連絡会)	(1) 防災・減災の啓発活動と各地区で実施される防災訓練の支援 に関すること。（館林市防災士連絡会） (2) 避難の誘導、応急救助の支援に関すること。 (3) 避難所開設、避難所運営の連携に関すること。
事 業 者	(1) 従業員の防災教育、訓練に関すること。 (2) 事業継続計画の作成、更新に関すること。 (3) 所管施設、設備の減災措置、避難対策の検討。 (4) 従業員等の飲料水、食料等の備蓄と点検に関すること。 (5) 自衛消防活動、訓練に関すること。 (6) 気象情報の施設利用者等への伝達、避難誘導に関すること。 (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(8) 要配慮者等の避難支援に関すること。 (9) 災害廃棄物の分別に関すること。 (10) その他災害に備え、必要な手段を講ずることに關すること。

第4節 館林市の概況

1 自然的特性

(1) 地勢の特性

本市は、群馬県の南東部に位置し、関東平野の一部を構成し、また関東全体からみてほぼ中心部に位置している。東経 139° 32' 32"、北緯 36° 14' 41" で、その市域は東西 15.5 km、南北 8 km で面積は 60.97 km² である。

市域の北部は渡良瀬川を隔てて栃木県佐野市、東部は邑楽郡板倉町、南部は明和町に接しており、西部は邑楽町及び千代田町に接している。

また、県都前橋市へ 50 km と県内主要都市中最も遠隔にあるが、首都東京へは 64 km と最も接近した位置を占め、東京との交流は密接である。

さらに、本市は県境に位置するため 20 km 圏内には県内の太田市、栃木県の足利市、佐野市、茨城県の古河市、埼玉県では羽生市、加須市、行田市、熊谷市等があり、相互に密接な関係を高めつつ発展している。

(2) 地質の特性

渡良瀬川及び利根川の合流部にあって、地形分類上、火山灰被覆洪積台地及び河成低地に分けられる。

前者は市域の中央部を東西の方向に帯状をなして分布し、土壌を構成する材料は火山灰であって、主として畑地に利用されている。後者は市域の南、北両縁部洪積台地の外側を占め、土壌を構成する材料は沖積層であって、主として水田に利用されている。

水田については、大部分が排水不良の湿田ないし半湿田であって、乾田は極わずかに存在するのみである。水田土壌を類型別に見ると、泥炭土壌、黒泥土壌、強グライ土壌、グライ土壌、灰色土壌の 5 土壌に類別することができる。

畑土壌については、火山灰を母材とする土壌が大部分であって、一部河川流域に散在する畑地が沖積土壌となっている。ここでは大部分の面積を占める火山灰土壌について概略を説明することにする。

表層 (15～40 cm) は暗褐色ないし黄褐色を呈し、土性は砂壤土又は壤土である。粘着性可塑性ともに弱から中、保水性は中程度であるが透水性はやや大きい。下層は黄褐色ないし明黄褐色を呈し、土性は壤土又は埴土であって、可塑性、粘着性ともに中から強である。

(3) 地形の特性

本市の地形は、洪積台地と沖積低地とに分けることができる。洪積台地と沖積低地を通じて海拔の最高点は 34m、最低点は 16m である。

洪積台地は、おおむね海拔 20～25m の高度を有し、20m の等高線が沖積低地との境界の急崖と一致する場合が多い。実際には洪積台地と沖積低地との境は、比高 5 m 内外の急崖にすぎないが、これによって比較的明瞭に二つの地形面が識別されるのである。この洪積台地を構成する物質は、主として洪積統に属する礫・砂・粘土の互層であり、その上部を関東ローム層が被覆している。

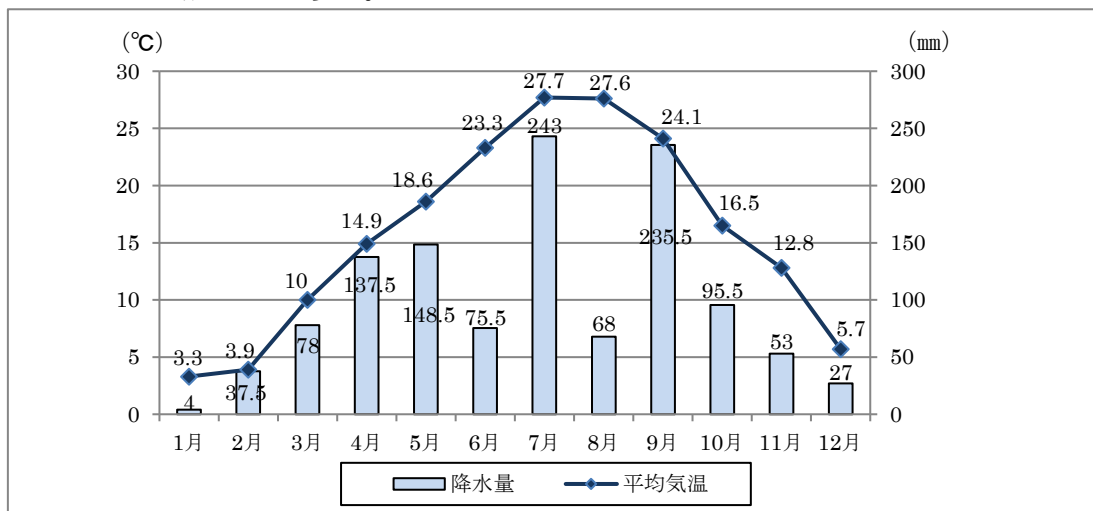
他方、本市の沖積低地は、主に利根川及び渡良瀬川の旧氾濫原で、この沖積低地を区分すると、西部の多々良沼、矢場川水系低地帯、北部の渡良瀬川沿岸低地帯の三地域に分けることができる。これらの低地帯には前述したように関東ローム層の堆積は見られず、いずれも沖積統と呼ばれる未固結の細礫・砂・粘土などから成っている。沖積世は、第四紀の中で洪積世から続く最も新しい地質時代であり、この時代につくられた沖積統は、現在の河川に沿う地帯に分布する氾濫原堆積物である。

当時の本市付近における河川の氾濫、流路の変遷は著しく、流路のあとを網状に残しながら洪積台地の一部を浸食している。沖積低地の旧流路を示す谷の一部のあるものは、水を湛えて、大小いくつかの池沼を形成して現在に至っている。

(4) 気象の特性

本市の平成30年の平均気温は16.4度で、県下では温暖な地域である。

しかし、冬はからっ風が吹き、零下1～5度まで下降し、夏は30度以上に上昇し蒸し暑くなるが、降水量は年間858.0mmで県下としては少ない地域であり、降雪はまれで、四季を通じて晴天の日が多い。



【月別平均気温及び降水量】

※ 資料：気象庁 群馬県の過去の観測データ（前橋地方気象台（館林市 令和4年））

気候の特徴と発生の多い気象災害については、以下のとおりである。

ア 春 期（3月～5月）

移動性の高気圧に覆われる時期で、天候の変化は早く、降雨回数も増してくる。

前半は北西季節風が強く、この期間の災害として最も顕著なものは凍霜害であるが、突風による風害も多く、ひょう害もある。

イ 梅雨期（6月～7月前半）

本州付近に前線が停滞しがちで曇天が続き、雷雨の発生が多くなり、末期には大雨となることがある。

この期間は、水害が多くなりひょう害の発生も多い。また雷を伴う突風災もあり、後半には台風が接近することもある。

ウ 盛夏期（7月後半～8月）

夏型の安定した天気が続き、猛暑日となる日も多い。地面付近の気温が高いことから大気的不安定な状況となりやすく、雷雨の発生が多い。台風の接近回数が次第に増して大規模な被害をもたらすことがあるが、雷による落雷被害や水害も多い。ひょう害は梅雨期より少なくなるが、突風・旋風害は多くなる。なお、少雨高温により、干害の発生

することもある。

エ 秋 期（9月～11月）

残暑型から秋霜を経て後半には移動性高気圧型となる。

台風が本州・四国・九州に接近する回数が最も多いのが、この時期である。したがって大規模な風水害をもたらすことが多い。11月に入ると気象被害は、少なくなる。

オ 冬 期（12月～2月）

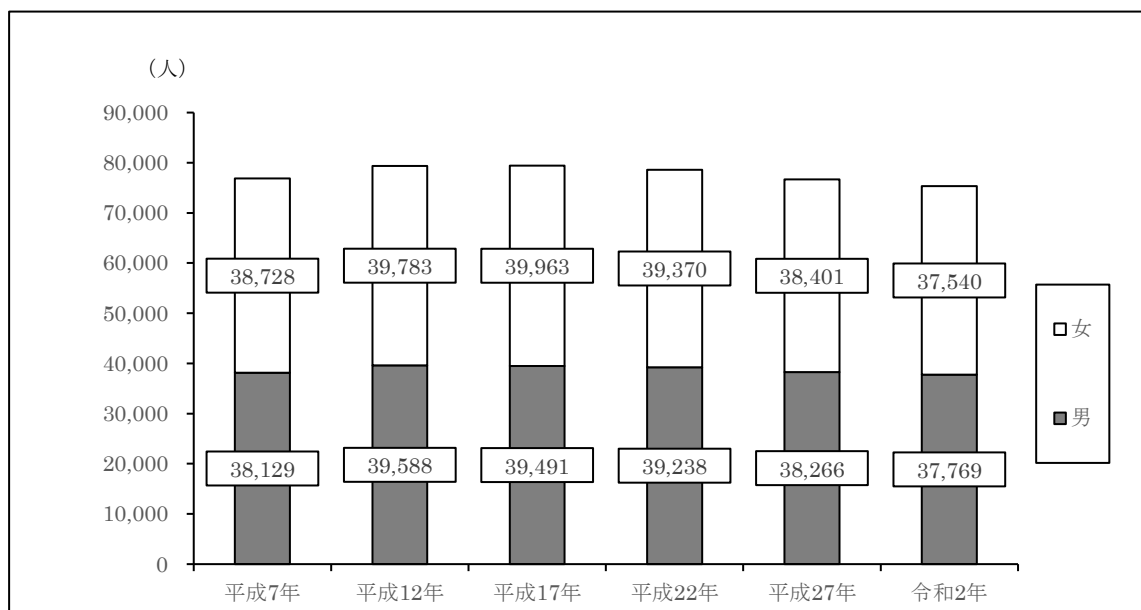
概して西高東低の冬型の気圧配置が続く時期で、北西季節風が吹き、晴天の日が多く、雨量は少なく乾燥する。

この期間は、災害の少ない時期であるが、乾燥により火災の発生が多く、時には強風被害がある。

2 社会的特性

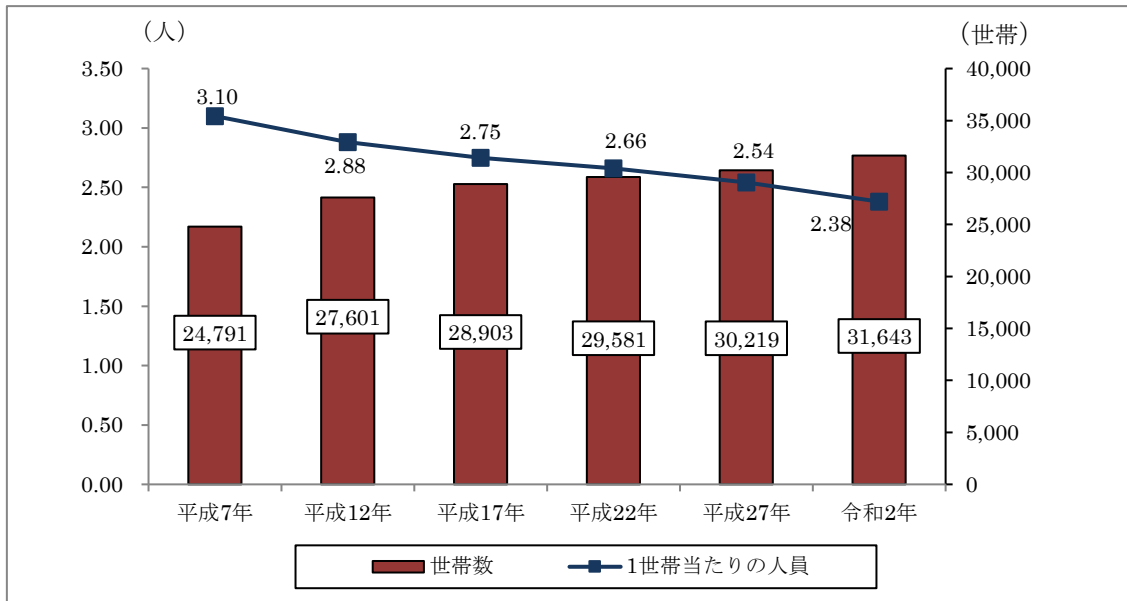
（1）人口及び世帯の推移

令和2年の国勢調査によると、本市の人口は75,309人、世帯数は31,643世帯であり、平成2年以降、緩やかに増加を続けていたが、平成22年には減少に転じている。また、令和2年の1世帯当たりの人員は2.38人となっている。人口の増減に比べて世帯の増加率が高いため、1世帯当たりの人員は減少しており、核家族化がやや進行している状況がうかがえる。



【男女別人口の推移】

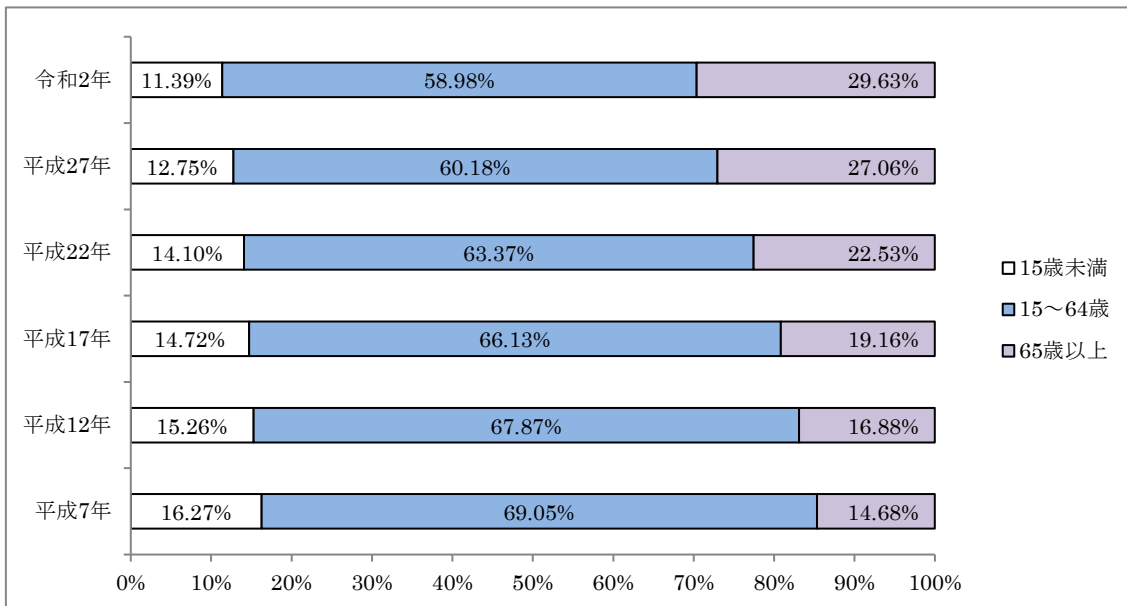
※資料：国勢調査（各年10月1日現在）



【世帯数及び1世帯当たりの人員の推移】

※資料：国勢調査（各年10月1日現在）

年齢3区分別人口構成比を見ると、令和2年では、15歳未満の年少人口が11.39%、15～64歳の生産年齢人口が58.98%、65歳以上の老年人口が29.63%となっている。平成7年からの推移では、年少人口、生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加しており、少子高齢化の進行がうかがえる。



【年齢3区分別人口構成比の推移】

※資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 交通に関する特性

ア 道路

本市の東部を南北に東北自動車道が走るほか、幹線的な道路のうち主なものは、市を南北に走り埼玉県羽生市及び本県太田市につながっている国道122号、市の東部から西

部に延び本県大泉町につながっている国道 354 号のほか、栃木県佐野市に通じる主要地方道佐野・行田線などがある。

イ 鉄道

本市と県央及び県外とを結ぶ鉄道は東武伊勢崎線があり、東京都の浅草駅から本県伊勢崎駅まで通っている。また、館林駅から同線支線として、栃木県佐野市につながっている佐野線、本県大泉町及び太田市につながっている小泉線が延びている。

第5節 過去の災害

群馬県に被害をもたらした主な風水害等は、以下の表のとおりである。

1 風水害

(1) 昭和 22 年（1947 年）9 月 14 日～15 日 カスリーン台風

概 要	トラック島付近に発生した台風は、徐々に北西に進み、接近とともに南岸に停滞していた前線を刺激し、前線は関東の北部山沿いまで北上して山岳部一帯は豪雨となった。 台風は次第に衰えながら房総半島をかすめて 16 日には三陸沖へ抜けたが、利根川は豪雨による水量を飲みきれず、遂に栗橋上流で決壊し、関東一円は未曾有の大水害となった。 県内の風は大体西ないし北寄りで弱く、台風の影響による雨は 14 日から始まり、15 日は未明から強風を交え 06 時頃には一時やみ、のち再び強くなって夕刻ないし夜半前期に終わった。
前橋の極値	最低海面気圧 15 日 15 時 48 分 993.1hPa、最大風速 15 日 15 時 55 分北 12.2m/s、最大瞬間風速 15 日 15 時 45 分北 14.7m/s、総降水量 14 日～15 日 391.6mm
被 害	死者 592 人、負傷者 1,231 人、行方不明 107 人、家屋全壊 1,936 戸、半壊 1,948 戸、床上浸水 31,247 戸、床下浸水 39,808 戸、水田流失 5,063 町歩、田畑冠水 24,403 町歩、畑流失 5,255 町歩、堤防決壊 341 か所、橋梁流失 336 か所、道路損壊 484 か所、鉄道被害 178 か所

(2) 昭和 24 年（1949 年）8 月 31 日～9 月 1 日 キティ台風

概 要	台風は八丈島を通過したのち、31 日 19 時過ぎに神奈川県小田原市の西に上陸、関東南部は 20m/s を超える暴風雨となり東京湾では高潮が起きた。 台風は東京都、熊谷市を経て北上し、22 時前後には前橋市の西を通過、8 月 31 日 24 時柏崎市付近から日本海へ抜けた。 平野の雨量は少なかったが山岳部では多かったため、河川上流部の出水が多く、県内の被害は大きかった。また、船舶の被害が多かった。 県内では 31 日の昼前後から東寄りの暴風雨となり、夜に入ってますます強くなったが、夜半頃から風は弱まり、雨は 1 日の明方にやんだ。
前橋の極値	最低海面気圧 8 月 31 日 22 時 10 分 982.2hPa、最大風速 8 月 31 日 21 時 45 分東 24.4m/s、最大瞬間風速 31 日 20 時 58 分東 33.5m/s、総降水量 31 日～1 日 90.5mm
被 害	死者 44 人、負傷者 89 人、行方不明 5 人、家屋全壊 326 戸、半壊 1,834 戸、流失 114 戸、床上浸水 758 戸、床下浸水 2,535 戸、田流失 494 町歩、水田冠水 1,216 町歩、堤防決壊 193 か所、橋梁流失 339 か所、道路損壊 555 か所、鉄道被害 50 か所

(3) 昭和 34 年（1959 年）8 月 12 日～14 日 台風第 7 号

概 要	台風は 14 日 06 時半頃に駿河湾から静岡県富士川河口付近に上陸し、10 時には新潟県上越市付近を通過して日本海へ抜けた。 暴風圏は比較的狭かったが、中心付近の風は猛烈で、進路に当たった静岡、山梨、長野の各県では暴風による被害が甚大で、近畿、北陸、東海道などでは南岸に停滞していた前線のため 200mm 以上の豪雨となり洪水となった。 県内では前日来の前線による降雨に引き続き、12 日夜半前から強雨が断続し、夜半過ぎから 13 日の朝まで暴風雨となり、雨は夕刻まで続いた。
-----	---

前橋の極値	最低海面気圧 14 日 08 時 03 分 990.8hPa、最大風速 14 日 08 時 20 分 東南東 23.1m/s、最大瞬間風速 14 日 07 時 39 分 東南東 32.6m/s、総降水量 12 日～14 日 189.8mm
被害	死者 7 人、負傷者 26 人、行方不明 3 人、家屋全壊 90 戸、半壊 280 戸、流失 7 戸、一部損壊 1,546 戸、床上浸水 126 戸、床下浸水 1,369 戸、田流失 11ha、畑流失 41ha、橋梁被害 18 か所、道路損壊 280 か所、がけ崩れ 163 か所、鉄道被害 6 か所

(4) 昭和 34 年 (1959 年) 9 月 26 日～27 日 伊勢湾台風

概要	25 日は南岸前線による降雨があり、台風は 26 日 18 時頃和歌山県潮岬の西に上陸し、奈良、三重の県境を通り、24 時には富山市の東から日本海へ抜けた。 暴風半径が非常に大きく、三重、愛知の両県をはじめとして、39 都道府県にわたって被害が生じ、紀伊半島沿岸、伊勢湾の沿岸は高潮、強風、河川のはんらんによって甚大な被害を受け、名古屋、桑名は泥沼と化した。 県内では 25 日午後からの雨に続き 26 日は強風が断続し、夕刻から東南東の暴風雨となったが、夜半過ぎには雨もやみ風も弱くなった。27 日の午後は北寄りの風が強まった。
前橋の極値	最低海面気圧 27 日 00 時 45 分 980.1hPa、最大風速 26 日 23 時 55 分 南東 24.1m/s、最大瞬間風速 26 日 23 時 45 分 南東 32.1m/s、総降水量 25 日～26 日 178.8mm
被害	死者 10 人、負傷者 27 人、家屋全壊 536 戸、半壊 1,826 戸、一部損壊 8,226 戸、床上・床下浸水 847 戸、田冠水 567ha、堤防決壊 4 か所、橋梁流失 13 か所、道路損壊 52 か所、がけ崩れ 33 か所

(5) 昭和 41 年 (1966 年) 9 月 24 日～25 日 台風第 26 号

概要	台風は八丈島付近から進路を北に変え、25 日 00 時過ぎ静岡県御前崎の西方に上陸し、速度を増しながら北北東に進み、25 日 03 時前後に群馬県の中央部を通過し、25 日 09 時には三陸沖に抜けて温帯低気圧に変わった。 この台風は、静岡、山梨、埼玉、群馬の各県を中心に死者、行方不明者 313 人を含む大災害をもたらした。 県内では台風の通過時の 24 日夜半過ぎから南寄りの暴風雨となり、前橋で 25 日 02 時 42 分最大瞬間風速 40.2m/s を観測したほか、進路の東側の県内各地で風雨による被害が大きかった。
前橋の極値	最低海面気圧 25 日 02 時 40 分 976.5hPa、最大風速 25 日 02 時 50 分 東南東 23.2m/s、最大瞬間風速 25 日 02 時 42 分 東南東 40.2m/s、総降水量 23 日～25 日 124.0mm
被害	死者 15 人、負傷者 92 人、家屋全壊 447 戸、流失 2 戸、全焼 4 戸、半壊 1,436 戸、一部損壊 19,332 戸、床上浸水 519 戸、床下浸水 3,143 戸、田畑冠水 5,729 戸、堤防決壊 240 か所、橋梁流失 47 か所、道路損壊 244 か所、土石流等 10 か所

(6) 昭和 56 年 (1981 年) 8 月 22 日～8 月 23 日 台風第 15 号

概要	南海上をゆっくり北上していた台風は、23 日 04 時過ぎ千葉県館山市付近に上陸した。上陸時に中心気圧は 965hPa と大型で並の台風であった。 台風は上陸後も勢力が衰えず、さらに加速しながら関東地方東部を北上し、仙台市、北海道の西海上へ抜けた。 本県に最も接近したのは 06 時頃で、強風と強雨を伴い各地に被害をもたらした。 日最大降水量は榛名 418mm をはじめとして、中之条、上里見でも 300mm 以上となった。 また、箕郷町柏木沢新田上を中心にたつ巻が発生し、部落の大半がなんらかの被害を被った。
前橋の極値	最低海面気圧 23 日 06 時 10 分 971.5hPa、最大風速 23 日 00 時 40 分 東南東 9.0m/s、最大瞬間風速 22 日 23 時 30 分 東 18.3m/s、総降水量 22 日～23 日 155.5mm
被害	死者 1 人、軽傷者 2 人、家屋全壊 6 棟、半壊 6 棟、一部損壊 132 棟、床上浸水 176 棟、床下浸水 2,293 棟、文教施設損壊 10 件、農地被害 17.54ha、農業用施設被害 254 件、林道被害 89 か所、治山被害 10 か所、林産被害 114 か所、土木施設被害 2,427 件、農作物被害 5,797.1ha、山崩れ 437 件

(7) 昭和57年(1982年)7月31日～8月2日 台風第10号

概 要	台風は、父島の南東約650kmの海上を西北西ないし北西に進み、31日頃から進路を北北西に変え、2日00時頃やや衰え、渥美半島に上陸、同日03時頃群馬県に最も接近し、同日05時頃日本海沖へ抜けた。 吾妻郡六合村では豪雨による土砂崩れにより、国道292号と県道が寸断され、孤立状態となったため、4日陸上自衛隊のヘリコプターが食糧と軽油の空輸を行った。 高崎市では雁行川のはんらん等により全壊12棟、半壊60棟、床上浸水371棟の被害が生じたため、2日に災害救助法を適用し、被災者の応急救助に当たった。 前橋市の利根川にかかる両毛線の鉄脚が増水により傾き、1日から7日まで不通になった。 1日17時50分頃、榛名町上室田の国道406号でがけ崩れがあり、通行中のマイクロバスが転落し2人が死亡、5人が負傷した。
前橋の極値	最低海面気圧2日02時40分987.6hPa、最大風速2日01時20分東南東19.1m/s、最大瞬間風速2日02時30分東南東36.4m/s、総降水量31日～2日199mm
被 害	死者5人、行方不明1人、負傷者52人、家屋全壊56棟、半壊219棟、一部損壊3,621棟、床上浸水613棟、床下浸水5,121棟、田畑冠水3,317.22ha、田畑流失埋没20.55ha、文教施設損壊55件、道路損壊1,734か所、橋梁損壊68か所、河川損壊2,162、崖崩れ1,220か所、鉄道不通8か所、通信被害1,541か所、砂防被害109か所

(8) 平成19年(2007年)9月5日～9月7日 台風第9号

概 要	台風は8月29日09時に南鳥島の南東海上で発生し、9月5日09時には中心気圧965hPa、中心付近の最大風速35m/sにまで達した。その後日本の南海上で進路を北に変えて7日00時前に強い勢力で静岡県伊豆半島南部に上陸し、さらに関東地方及び東北地方を北上した。 本県では、台風の周りを回る暖かく湿った空気による雨が5日朝のうちから降り始め、5日夜には強い雨となった。さらに6日から7日昼過ぎには台風に伴う雨が降り、1時間に50mmを超える非常に激しい雨となったところもあった。 降り始め(5日06時)から7日18時までの総降水量は、甘楽町稻倉山で594mm、神流町神流で500mmなどとなった。 西毛地区では豪雨による被害が多く、中でも安中市・藤岡市・神流町・南牧村では道路崩落等により集落が孤立化してしまう状態となった。 特に南牧村では、自衛隊がヘリコプターでの食料・飲料水の運搬や道路の応急復旧を行った。 降雨量は多く被害も甚大だったが、死者・行方不明者はいなかった。
被 害	負傷者4人、家屋全壊6棟、半壊39棟、一部損壊13棟、床上浸水62棟、床下浸水223棟、田畑冠水278ha、田畑流失埋没70ha、文教施設損壊8件、道路損壊723か所、橋梁損壊3か所、河川損壊125か所、崖崩れ155か所、鉄道不通2か所、砂防被害1か所、通信被害48か所、停電5,812戸、断水3,873戸

(9) 平成21年(2009年)7月27日 館林市竜巻

概 要	7月27日14時頃、館林市、千代田町、邑楽町で突風が発生。このうち館林市の突風をもたらした現象については、前橋地方気象台により竜巻と推定された。 〔・被害は長さ約6.5km、幅約50mの帯状に分布、被害地付近をものを巻き上げながら東に移動する渦の映像や目撃証言が複数あった。 ・藤田スケールによる突風の強さはF1又はF2と推定される。〕
-----	--

(10) 平成25年(2013年)9月13～16日 台風第18号、太田市竜巻、みどり市・桐生市竜巻

概 要	9月13日03時に小笠原の近海で発生した台風第18号は、日本の南海上に北西に進みながら14日09時に大型となり、15日夕方には四国の南海上に達した。その後、台風は進路を北東に変え、16日08時前に愛知県豊橋市付近に上陸し、勢力を維持したまま北上、関東地方を北東に進んだ後、東北地方南部を経て16日18時には三陸沖に達した。 本県では、15日03時頃から雨が降り始め、16日17時にかけて断続的に降り、16日昼前から昼過ぎにかけて大雨となり、16日昼前から16日夜遅くにかけて、やや強い風が吹いた。 雨の降り始めた15日03時から雨の降り終わる16日17時までの降水量は、前橋で119.5mmを観測し、アメダスの観測では榛名山(高崎市)で246.0mm、神流で179.5mm、西野牧(下仁田町)で155.0mm、みなかみで146.5mmを観測。 また、16日02時頃に埼玉県熊谷市四方寺から本県太田市高林西町にかけて発生した突風は、熊谷地方気象台、前橋地方気象台及び東京管区気象台により竜巻と推定され、16日02時20分頃にみどり市と桐生市で発生した突風は前橋地方気象台により竜巻と推定された。 太田市における竜巻の強さは藤田スケールでF1と推定され、被害範囲の長さは約8km、幅は約300mであった。 みどり市と桐生市における竜巻の強さは藤田スケールでF1と推定され、被害範囲の長さは約5km、幅は約200mであった。
-----	---

(11) 平成25年(2013年)10月15～16日 台風第26号

概 要	台風第26号は、10月11日03時にマリアナ諸島付近で発生し、14日03時には沖ノ鳥島近海で非常に強い勢力となった。その後、台風は日本の南の海上を北北西に進み、15日午前には南大東島の東の海上で次第に進路を北東に変え、16日未明から朝にかけて強い勢力を維持しながら伊豆諸島や関東地方に最接近した。 台風は、その後速度を速めて関東の東海上を北東に進み、16日15時には三陸沖で温帯低気圧に変わった。 本県では、15日06時頃から雨が降り始め、16日12時頃にかけて断続的に降り、16日未明から明け方にかけて大雨となった。また、16日明け方から16日夕方にかけて、やや強い風が吹いた。 雨の降り始めた15日06時から雨の降り終わる16日18時までの降水量は、前橋で106.5mmを観測し、アメダスの観測では館林で174.0mm、桐生で130.5mm、藤岡で126.5mmを観測した。なお、館林で16日の1時間降水量が34mm、日降水量が144mmの雨が降り、10月としては1976年の観測開始以降、1位の値を更新した。
前橋の極値	最低海面気圧16日05時53分983.1hPa、最大風速16日11時46分北西13.9m/s、最大瞬間風速16日11時43分北西23.5m/s、総降水量15日～16日106.5mm
被 害	重傷1人、軽傷1人、住家半壊1棟、一部破損16棟、畑流出・埋没0.05ha、停電5,271戸

(12) 平成27年(2015年)6月15日 前橋市・伊勢崎市突風、渋川市突風

概 要	6月15日16時頃、前橋市鳥取町から伊勢崎市境上湊名で突風が発生し、ビニールハウスの倒壊や住家の屋根の一部飛散、多数の樹木の倒木や屋根瓦の飛散などの被害が発生した。この突風をもたらした現象は、前橋地方気象台及び東京管区気象台によりダウンバーストの可能性が高いと推定された。 また同日15時30分頃、渋川市北橋町から祖母島にかけて突風が発生し、樹木の倒木やプレハブ小屋の飛散などの被害が発生した。この突風をもたらした現象は、前橋地方気象台及び東京管区気象台によりダウンバースト又はガストフロントの可能性があるものの特定には至らなかったと結論づけられた。 前橋市と伊勢崎市における竜巻の強さは藤田スケールでF1と推定され、被害範囲の長さは約18km、幅は約8kmであった。 渋川市における竜巻の強さは藤田スケールでF0と推定され、被害範囲の長さは約2.5km、幅は約900mであった。
被 害	軽傷2人、住家半壊2棟、一部破損178棟、床下浸水2棟、学校被害5棟、病院被害1棟、停電1,928戸

(13) 令和元年(2019年)10月12日～13日 令和元年東日本台風(台風第19号)

概 要	10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進みながら、7日には大型で猛烈な台風となった。小笠原近海を北北西に進み、12日には北よりに進路を変え日本の南を北上した。12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通り、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。 群馬県内では10月11日午後から台風からの湿った空気の影響で雨が降り始め、12日朝からは台風周辺の雨雲の影響で高崎・藤岡地域では激しい雨となった。12日昼前からは台風本体の雨雲の影響で県内に非常に激しい雨の降る範囲が広がった。 下仁田町西野牧では降り始め(11日00時)から14日00時までの総降水量が496.5mmとなるなど、県内の雨量観測17地点の内10地点で日降水量が統計開始以来の極値を更新した。 また、県内ではやや強い風が吹き、日最大風速は伊勢崎で14.9メートル(北西、12日21時53分)、日最大瞬間風速は草津で28.9メートル(北、12日23時30分)を観測した。なお、桐生では12日の日最大瞬間風速は22.2m/s(北西、22時18分)で統計開始以来の極値を更新した。
前橋の極値	最低海面気圧12日20時45分980.8hPa、最大風速12日21時05分北北西9.6m/s、最大瞬間風速12日20時56分北23.2m/s、総降水量11日～13日247.5mm(12日～13日233.5mm)
被 害	死者4人、重傷1人、軽傷8人、住家全壊22棟、半壊296棟、一部破損572棟、床上浸水22棟、床下浸水112棟、非住家公共建物3棟、その他76棟、田畑流出・埋没76.99ha、学校被害11棟、道路損壊335か所、橋梁損壊4か所、河川損壊318か所、砂防被害39か所、崖崩れ21か所、水道5368か所、停電6,800戸、土石流45か所、地すべり1か所

2 その他

(1) 昭和31年(1956年)1月31日 万場町 大火

概 要	31日正午頃、柏木部落の民家から出火。 風速20mを越す西風と異常乾燥のため、たちまち全部落及び周辺の山林へ飛火し、2日間にわたり燃え続けた。
被 害	負傷者11人、焼損家屋173戸、橋梁焼失1か所、その他林産物、農作物の焼失、家畜焼死など。

(2) 昭和49年(1974年)10月6日 榛名町下里見 土石流

概 要	7時30分頃、高崎市若田剣崎浄水場へ通じる導水管が破裂し、鉄砲水が土砂(幅60m高さ100m厚さ10m)とともに押し寄せ、民家等を埋没流出させた。
被 害	死者6人、負傷者6人、住家全壊3戸、床下浸水2戸、非住家被害5戸、道路損壊1か所、橋梁損壊1か所、河川損壊1か所、砂防施設1か所、水道施設1か所、田埋没0.29ha

(3) 昭和52年(1977年)3月8日 沼田市岩本 旅客列車転覆

概 要	20時28分頃、上越線下り急行列車「佐渡3号」が落石に乗り上げ、前部4車両が脱線転覆した。
被 害	死者1人、負傷者108人、崖崩れ1か所

(4) 昭和60年(1985年)8月12日 上野村御巢鷹の尾根 旅客機墜落

概 要	18時57分頃、東京国際空港から大阪国際空港に向けて飛行中の日本航空123便が上野村の御巢鷹の尾根に墜落した。
被 害	死者520人、負傷者4人

(5) 平成9年(1997年)3月7日 安中・榛名 林野火災

概 要	7日13時30分頃、安中市中秋間字檜山の尾根付近から出火。 異常乾燥注意報発表の中、風速13mの西風にあおられ榛名町山林にまで燃え広がり、3日間にわたり燃え続けた。
被 害	負傷者1人、焼損家屋1棟、被災区域面積216ha

(6) 平成12年(2000年)6月10日 尾島町安養寺 化学工場爆発

概 要	10日18時08分、尾島町安養寺で操業している日進化工(株)群馬工場で、劇物であるヒドロキシルアミンの再蒸留工程で同物質が爆発した。
被 害	死者4人、負傷者58人、住家半壊7棟、住家一部破損270棟、車両破損62台

(7) 平成12年(2000年)8月6日 水上町湯桧曽川 鉄砲水

概 要	6日15時20分頃、水上町湯桧曽川のマチガ沢合流地点付近の河原を歩いていた埼玉県東松山市新明小学校の「新明サッカースポーツ少年団」の一行31人が鉄砲水に遭遇した。
被 害	死者1人、負傷者9人

(8) 平成24年(2012年)4月29日 関越自動車道藤岡JCT付近大型バス事故

概 要	29日4時40分頃、藤岡市の関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近において高速ツアーバスが乗客45名を乗せて走行中、当該道路の左側壁に衝突した。
被 害	死者7人、負傷者38人

(9) 平成26年(2014年)2月14～15日 大雪

概 要	2月13日21時に南西諸島で発生した低気圧は、本州の南海上を北東に進み、次第に発達しながら15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500m付近は－6℃以下の寒気に覆われていた。 この低気圧と上空の寒気の影響により、本県では14日朝から雪が降りはじめ大雪となり、特に、前橋では最深積雪が73cmと統計開始以来の記録を更新した。
被 害	死者8人、重傷34人、軽傷92人、住家全壊3棟、一部破損3,662棟、床上浸水2棟、床下浸水6棟、非住家全壊・半壊617棟、停電204,879戸

(10) 平成26年(2014年)4月15日 桐生市林野火災

概 要	4月15日23時04分に桐生市菱町2丁目黒川ダム付近で林野火災を覚知した。 乾燥注意報発表の中、風速3mの北西風にあおられ足利市小俣地区方面にまで燃え広がり、18日間にわたり燃え続けた。
被 害	人的被害なし、建物被害無し、焼損面積191ha

(11) 平成30年(2018年)8月10日 群馬県防災ヘリコプター「はるな」墜落事故

概 要	9時13分に群馬ヘリポートを離陸した群馬県防災ヘリコプター「はるな」が業務フライト中に連絡が取れなくなったもの。 14時30分に埼玉県防災ヘリコプターが中之条町横手山付近で機体の一部を発見した。
被 害	死者9人(搭乗者全員)

3 本市における台風

本市に大災害をもたらした過去の台風は、明治43年、昭和10年9月、同13年8月、同16年7月、同22年カスリーン、同23年アイオン、同24年キティ、同41年9月の26号、平成19年9月の9号、令和元年東日本台風等の台風を挙げることができるが、これらの台風の進路はほとんどが東京湾付近を通過し、県の東部である本市付近を北又は北東に抜けている。

ただし、昭和10年の台風のみ西日本を横断し、日本海を北海道方面に向かって進行している。昭和34年9月の伊勢湾台風も多少位置は異なっているが、この同類と見られる。

したがって、本市に大きな影響を与える台風は、以下のとおりである。

- (1) 東京湾付近を通過する北上台風
雨台風で特に赤城南面に豪雨をもたらす。
- (2) 日本海を北海道方面へ抜ける台風
風台風で降雨は県央の烏川、県西部の碓氷川水系に多い。

4 本市における竜巻

本市は、平成21年7月27日14時頃、市内南西部から北東部にかけて突風が発生し人的被害のほか住宅の損壊、自動車が横転するなどの被害が発生した。

この突風をもたらした現象については、前橋地方気象台により竜巻と認められ、藤田スケール※¹による突風の強さは、F 1 又はF 2 ※²と推定された。

※1 藤田スケールとは、竜巻やダウンバーストなどの風速を、構造物などの被害調査から簡便に推定するために、シカゴ大学の藤田哲也により 1971 年に考案された風速のスケール。

※2 F 1 : 33～49m/s (約 10 秒間の平均)

屋根瓦が飛び、ガラス窓が割れる。ビニールハウスの被害甚大。根の弱い木は倒れ、強い木は幹が折れたりする。走っている自動車が横風を受けると、道から吹き落される。

F 2 : 50～69m/s (約 7 秒間の平均)

住家の屋根がはぎとられ、弱い非住家は倒壊する。大木が倒れたり、ねじ切られる。自動車が道から吹き飛ばされ、汽車が脱線することがある。

- (1) 気象概況
梅雨前線が九州の南海上から北陸地方を通して東北地方にのびていた。前線に向かって南から湿った空気が流れ込み、関東地方では大気の状態が非常に不安定であり、竜巻が発生した時間帯には、活発な積乱雲が本市付近を通過中であった。
- (2) 被災場所
大谷町、赤土町、成島町、北成島町、栄町、新栄町、大街道、西本町、仲町、本町二丁目、本町一丁目、台宿町、代官町、朝日町、城町、瀬戸谷町、若宮町、細内町、広内町、加法師町、野辺町、上三林町
- (3) 竜巻の概要
竜巻は、館林市南西部の閑静な地区から、戸数及び人口が密集する中心部に大きな被害をもたらし、被災区域は南西から北東にかけて長さ約 6 km、幅約 50m にわたる世帯に及んだ。被害の最も大きかった現場付近には、国道 122 号や東武伊勢崎線・小泉線・佐野線が運行している。また、公立館林厚生病院や数店の中規模ショッピングセンターがあり、負傷者のほとんどが、そのショッピングセンターの買い物客であった。
- (4) 被害内容
 - ・負傷者 19 人(軽傷)
 - ・損壊家屋 705 棟(全壊 15 棟、半壊 31 棟、一部損壊 659 棟)
(屋根瓦破損、住宅窓ガラス破損、物置破損など)※損壊程度は市独自の基準による。

- ・車両破損 105 台(うち 33 台ショッピングセンター駐車場内)
- ・停電 3,000 世帯が一時停電(送電施設の破損による)
- ・通信 電話 100 回線が不通(電話用電柱倒壊による)
- ・鉄道 東武小泉線全線、東武伊勢崎線(羽生～太田間)が運行停止、約 28,000 人に影響

(5) 本部の設置

市は、館林市竜巻被害対策本部を 27 日 15 時 06 分に設置し、災害情報の収集に努めるとともに、消防本部による要救助者の捜索活動が行われ、避難所も開設された。本部では翌日には消防本部と合同で現地被害状況確認調査を実施、被災者等の生活再建の支援として、見舞金・支援金の支給、救援資金の貸付けを行った。

第6節 館林市の風水害環境と被害想定

1 想定範囲

災害には、台風及び大雨を要因とする風水害のようにあらかじめ予知しうる進行災害と爆発及び大規模火災のようなほとんど予知しえない突発的災害に大別することができる。また、本市の風水害等の履歴によると台風、竜巻による被害に見舞われているが、それ以外については、大規模な災害には至っていない。

そこで本市の地勢、気候及び地理的条件並びに過去において発生した災害、又は今後において予想される災害の種類は、おおむね以下のとおりとなる。

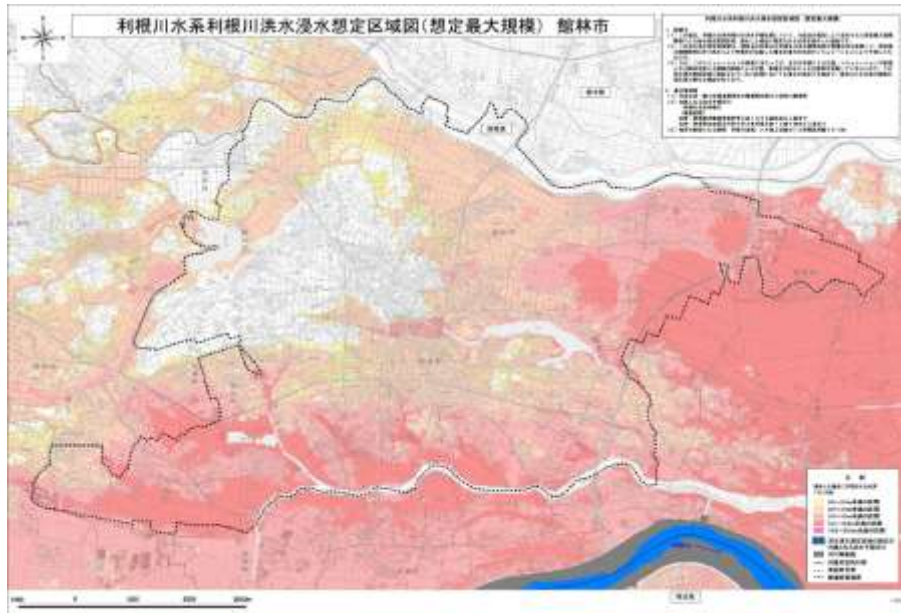
1 自然現象、その他異常な自然現象によるもの	(1) 台風による河川の氾濫、内水による浸水及び家屋の倒壊、流出等
	(2) 前線活動等に伴う大雨による河川の氾濫、内水による浸水及び家屋の倒壊、流出等
	(3) 大規模な竜巻、突風による家屋の全壊等
2 人為的事故によるもの	(1) 大規模なガス爆発、毒劇物爆発、危険物爆発及び大規模火災による建物の全壊、焼失等
	(2) 毒劇物、危険物及び放射性物質の大量放出による災害
	(3) 航空機の墜落による災害
	(4) 列車の衝突、転覆等による鉄道災害

2 河川の氾濫

国及び県は、洪水予報河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。また、河川ごとの浸水区域については、以下のとおりとなる。(注：詳細は、原本参照[出典：国土交通省関東地方整備局(洪水浸水想定区域図)・群馬県県土整備部河川課(洪水浸水想定区域図)])

(1) 利根川水系利根川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

利根川洪水浸水想定区域図によると多々良地区、館林地区等の浸水しない一部の地域を除き浸水被害が想定される。



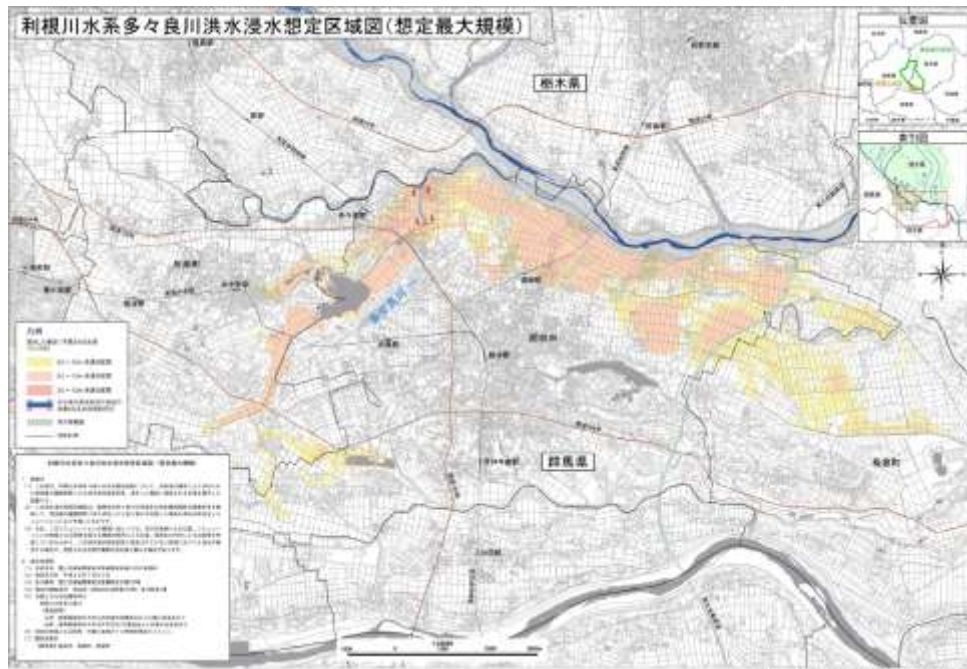
(2) 利根川水系渡良瀬川洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 館林市

渡良瀬川洪水浸水想定区域図によると、多々良地区、渡瀬地区、館林地区、三野谷地区、六郷地区、赤羽地区の浸水しない一部の地域を除き浸水被害が想定される。



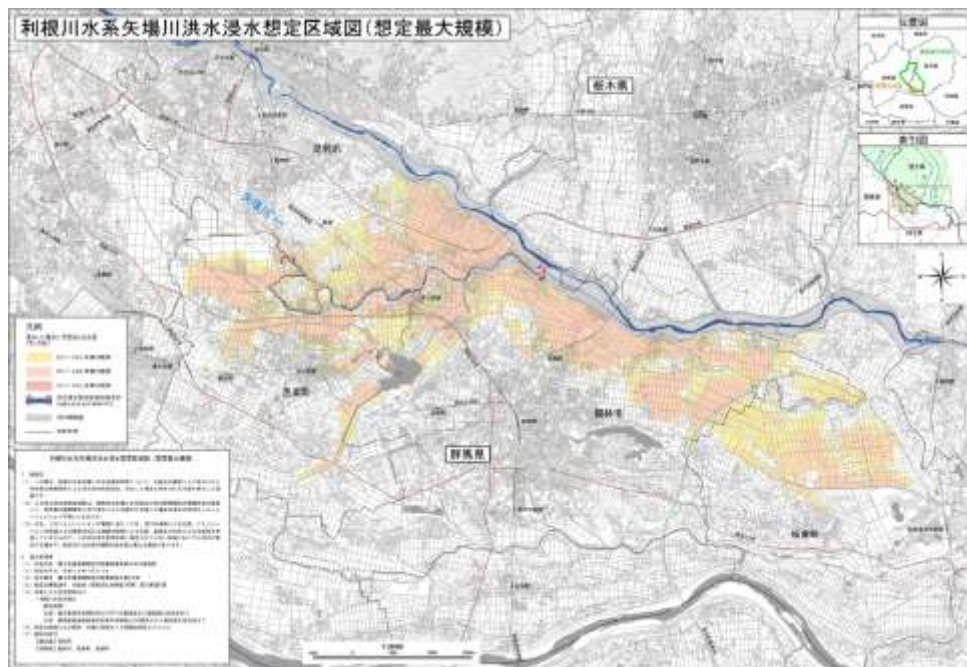
(3) 利根川水系多々良川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

多々良川想定区域図によると、多々良地区、渡瀬地区、大島地区、郷谷地区等で浸水被害が想定される。



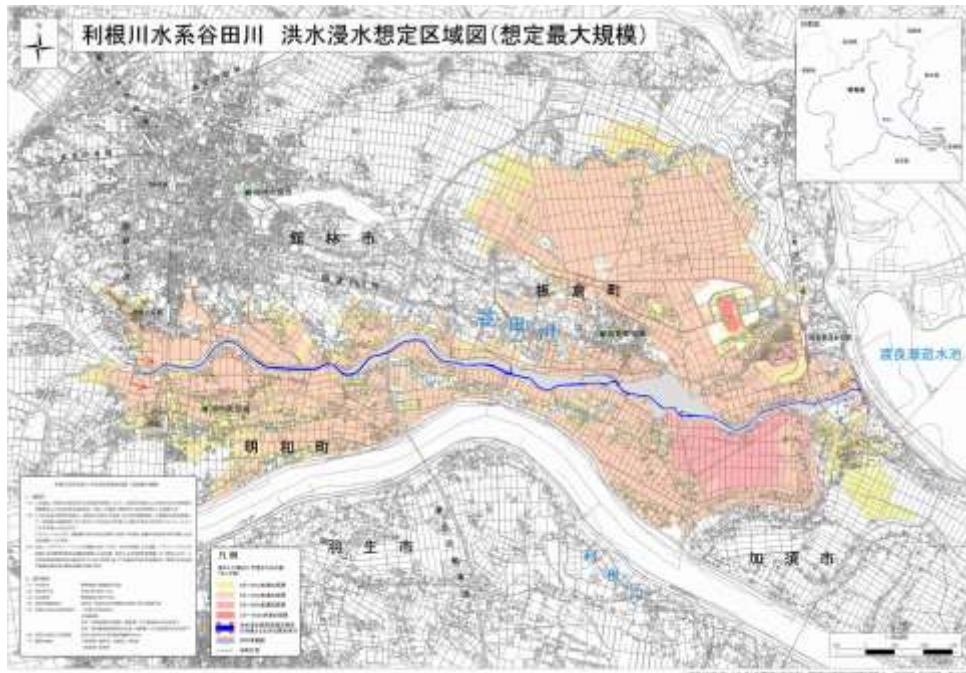
(4) 利根川水系矢場川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

矢場川想定区域図によると、多々良地区、渡瀬地区、大島地区、郷谷地区等で浸水被害が想定される。



(5) 利根川水系谷田川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

谷田川による想定区域図によると、六郷地区及び赤羽地区の一部で浸水被害が予想される。



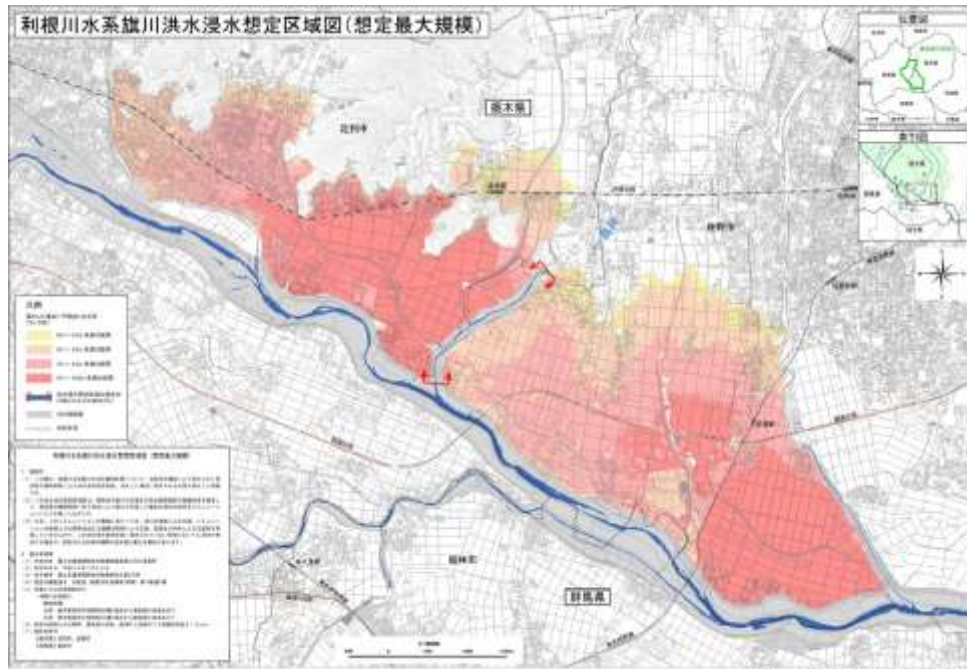
(6) 利根川水系新堀川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

新堀川による想定区域図によると、三野谷地区で浸水被害が予想される。



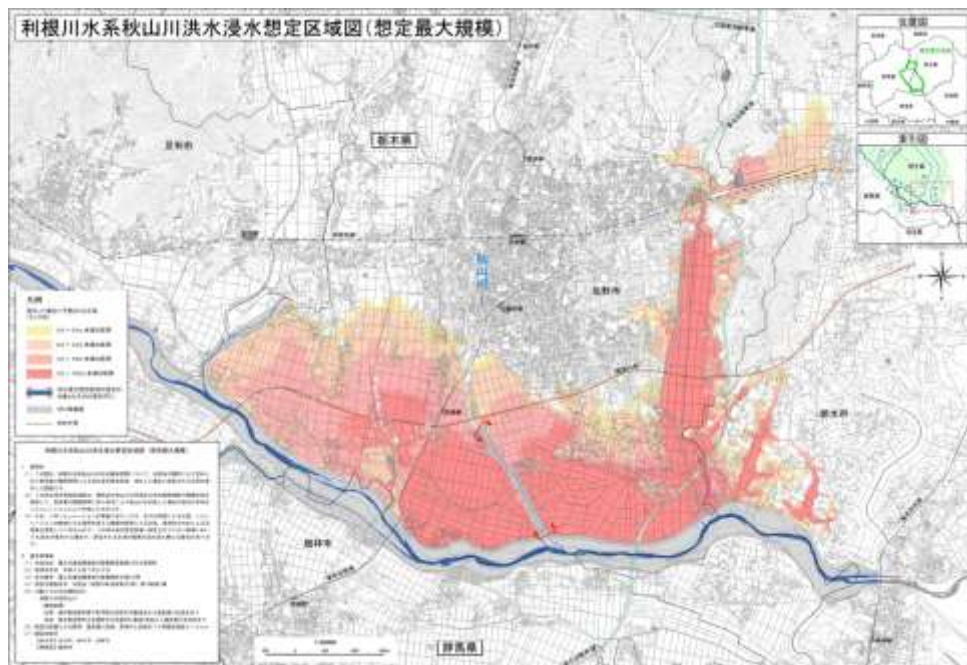
(7) 利根川水系旗川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

旗川による想定区域図によると、渡瀬地区の一部(下早川田町(雲龍寺周辺))で3～5m未満(一部5～10m未満)の浸水被害が想定される。



(8) 利根川水系秋山川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

秋山川による想定区域図によると、渡瀬地区の一部(下早川田町(雲龍寺周辺))で最大3～5m未満の浸水被害が想定される。



3 館林市ハザードブック

館林市ハザードブックとは、河川が氾濫した場合にそなえて、市民が自主的に迅速に避難できるように浸水の想定される区域と深さ、避難場所等の情報を地図上に明示したものである。

館林市ハザードブックにおける氾濫対象河川は、上記に示した利根川、渡良瀬川、多々良川、矢場川、谷田川、新堀川、旗川、秋山川、その他の中小河川となっており、想定最大規模の浸水区域及び浸水深を示している。

また、地震などの大規模災害や有事の際に、命を守るための対応や備えについても示している。



【館林市ハザードブック（地図面）】



【館林市ハザードブック（表紙概要面）】

4 内水氾濫

本市においては、地形や地盤等の要因により、内水氾濫（※）のおそれのある地域が見られる。内水氾濫のおそれのある浸水想定箇所は以下のとおりである。

内水氾濫浸水想定箇所
・朝日町の一部 ・日向町稲荷前の一部 ・県道 57 号（東武鉄道高架下） ・西高根町の一部 ・大街道二丁目の一部 ・美園町の一部 ・台宿町の一部など

※内水氾濫：内水氾濫とは、平坦地に降った雨水（内水）が、はけきらずに地面に溜まったり、低地で周囲から水が流入し浸水深がより大きくなり、氾濫すること。

※外水氾濫（参考）：河川・湖沼等で、水があふれた場合や堤防が決壊した場合等を、外水氾濫という。

第7節 計画の修正

市地域防災計画は、災害対策基本法 42 条の規定に基づき、毎年検討を加える必要があると認めるときは、これを修正する。各機関は、関係ある事項について、毎年 3 月末日（緊急を要する事項については、その都度）までに計画修正案を館林市防災会議（総務部安全安心課）に提出するものとする。

第8節 用語の定義

この計画において、以下に掲げる用語の意義は、それぞれ右に定めるところによる。	
1 災害対策基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
2 災害救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
3 県防災計画	災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、群馬県防災会議が作成する群馬県地域防災計画をいう。
4 水防計画	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、館林地区消防組合管理者（館林市長）が作成する水防計画をいう。
5 災害対策本部	災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市地域防災計画の定めるところにより市長が設置する館林市災害対策本部をいう。
6 本部長	災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、市長をもって充てる館林市災害対策本部長をいう。
7 部等	館林市の市長部局の部、市教育委員会事務局及び市議会事務局をいう。

第2部 災害予防

第1章 風水害・雪害に強いまちづくり

地方公共団体は、災害対策基本法第8条により、治山、治水その他の市土の保全に関する事項その他市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項等の実施に努めることとされている。

特に、市は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組を推進する。さらに、館林市都市計画マスタープランにおける「都市防災の方針」との整合を図るとともに、防災関係機関と連携のうえ、総合的な防災・減災対策を講じることにより、風水害、雪害等の災害に強いまちづくりの実現に向けて努力するものとする。

また、市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

第1節 雪害の予防

1 雪に強い道路の整備

道路河川課

道路管理者は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止めや、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備を行うよう努める。

2 道路の除雪体制の整備

道路河川課

道路管理者は、冬季の交通を確保するため、以下により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努めるものとする。

特に、集中的な大雪に対して道路管理者は、人命を最優先に道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

- (1) 除雪資機材の整備
- (2) 排雪場所の確保
- (3) 融雪剤の備蓄
- (4) 融雪剤の保管場所の整備
- (5) 除雪要員の確保
- (6) 所管施設の緊急点検
- (7) 群馬県道路除雪行動計画による、道路管理者の垣根を越えた除雪の実施

- (8) 予防的な通行規制による集中的な除雪
- (9) オペレーターの確保及び除雪技術向上の取り組み

3 市民に対する大雪時の留意事項の周知

秘書課・安全安心課

市は、防災週間、防災等関連事業等を通じ、市民に対し以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項を把握する。
- (2) 計画的・予防的な通行規制
- (3) 不要不急の外出をしない。
- (4) 自家用車の使用は極力避ける。やむを得ず車で外出する場合は、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内に携帯トイレ、スコップ、砂、飲食料及び毛布等を持ち、雪対策を万全にする。
- (5) エンジンをつけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。
- (6) カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。
- (7) 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数人で作業を行うようにする。
- (8) 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
- (9) 事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等
- (10) 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。
- (11) 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。

4 建設事業者の健全な存続

契約検査課・道路河川課

市は、熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設事業者の健全な存続に努めるものとする。

第2節 避難場所・指定避難所・避難経路の整備

1 避難場所・指定避難所の整備

財政課・社会福祉課・高齢者支援課・こども課・健康推進課・商工課・教育総務課
生涯学習課・学校教育課・文化振興課・スポーツ振興課

市は、避難困難地区の解消、避難者の収容能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所及び指定避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設、グラウンド等の整備に努めるものとする。

2 学校等避難施設管理者等との連携

財政課・社会福祉課・高齢者支援課・こども課・健康推進課・商工課・教育総務課
生涯学習課・学校教育課・文化振興課・スポーツ振興課

市は、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、必要な数、規模の避難所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定する。また、

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとし、市民への周知徹底に努めるものとする。

3 避難経路の整備

道路河川課

市は、避難に要する時間の短縮、避難経路の有効幅員の拡大、避難経路の安全性の向上等を目的として、避難経路となる市道、その他の道路の整備に努めるものとする。

第3節 建築物の安全性の確保

1 防災上重要な施設の堅ろう化

財政課・社会福祉課・高齢者支援課・こども課・健康推進課・商工課・教育総務課・生涯学習課・文化振興課・スポーツ振興課・向井千秋記念子ども科学館・邑楽館林医療企業団・館林地区消防組合・館林警察署・医療関係機関・社会福祉施設・不特定多数の者が使用する施設

市及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち、以下に掲げる防災上重要な施設について、風水害、雪害等に対する構造の堅ろう化を図るものとする。

- (1) 災害対策本部が設置される施設（市役所）
- (2) 応急対策活動の拠点施設（館林警察署、館林消防署等）
- (3) 救護活動の拠点施設（保健センター、病院等）
- (4) 避難施設（小・中学校、体育館、公民館等）
- (5) 社会福祉施設（障がい者総合支援センター等）
- (6) 不特定多数の者が使用する施設（駅・大規模集客施設等）

2 建築基準法の遵守指導

建築課

市は、住宅をはじめとする建築物の風水害、雪害等に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

3 強風による落下物対策

財政課、建築課

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

4 空き家等の把握

建築課

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

第4節 ライフライン施設の機能確保

1 設備の防災化

安全安心課・下水道課・

群馬東部水道企業団・ライフライン事業者（電気、ガス、LPガス、石油、電話）

- (1) ライフライン等に関わる事業者は、以下によりライフライン設備の防災化を図るものとする。
- ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計に努めるものとする。
- イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等を計画的に推進する。
- (2) 市及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (3) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 防災体制の整備

安全安心課・下水道課・

群馬東部水道企業団・ライフライン事業者（電気、ガス、LPガス、石油、電話）

- ライフライン等に関わる事業者は、防災計画を作成し、以下により防災体制の整備を図るものとする。
- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行するものとする。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員への周知に努めるものとする。
- (3) 情報連絡体制の整備を推進する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制の整備を推進する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに県又は市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

3 応急復旧用資機材の整備

安全安心課・下水道課・

群馬東部水道企業団・ライフライン事業者（電気、ガス、LPガス、石油、電話）

- (1) ライフライン等に関わる事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

4 需要者への防災知識の普及

安全安心課・下水道課・

群馬東部水道企業団・ライフライン事業者（電気、ガス、LPガス、石油、電話）

ライフライン等に関わる事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害時の備えとして、市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その上で、市は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

災害応急対策としては、まず災害発生直前又は発生するおそれがある場合の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、広域避難、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床（ベッド）、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、市民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等で取り組むものとする。

市は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。そのため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うために、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

また、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策を行っていくこととなる。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1節 避難誘導体制の整備

1 警戒レベルと市民がとるべき行動

秘書課・行政課・安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課・
館林市社会福祉協議会

避難情報を発令する場合には、市民がとるべき行動を下記一覧表のとおり5段階に分け、「市民に行動を促す情報」と「市民がとるべき行動」の対応を明確にし、「警戒レベル」の段階に応じてとるべき行動が直感的に理解しやすい様に伝達を行う。

【警戒レベル、市民に行動を促す情報、市民がとるべき行動】

警戒レベル	状況	市民に 行動を促す情報	市民が 取るべき行動	発表者
警戒レベル5	災害発生又は切迫	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！	市長
警戒レベル4	災害のおそれ高い	避難指示	危険な場所から全員避難	
警戒レベル3	災害のおそれあり	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は 避難	
警戒レベル2	気象状況悪化	注意報	自らの避難行動を確認	気象庁
警戒レベル1	今後気象状況悪化 のおそれ	早期注意情報	災害への心構えを高める	

2 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

安全安心課

市は、下記の点について検討し、適切な避難情報を発令するため、避難すべき区域及び具体的な判断基準を含めた「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

(1) 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所

ア 水害

(ア) 市民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定

(イ) 対象とする河川の特性を把握

(2) 避難すべき区域

ア 避難が必要な区域を特定

イ 当該区域での災害の様相や、避難情報の発令の判断に関係する特性を把握

(3) 避難情報の発令の判断基準・考え方

ア 避難情報の意味合いと、市民に求める行動を確認

イ 市民が避難所等へ避難するために必要な時間を把握

ウ 避難すべき区域毎に、避難情報の発令基準（考え方）を策定

(4) 避難情報の伝達方法

ア 伝達文の内容の設定

イ 伝達手段及び伝達先の設定

(5) 参考とすべき情報

ア 過去の災害記録（浸水実績等）

イ 浸水想定区域図

- ウ 河川の特徴に関する情報（堤防の整備状況、流下能力図、重要水防箇所、排水機場・水門の状況等）
- エ 災害時に入手できる実況情報（水位情報、雨量情報等）
- オ 避難情報の発令に参考とすべき情報（気象警報・注意報、洪水予報等）
- カ 情報伝達手段の整備状況（たてばやし防災情報伝達システム、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等）

3 警報等伝達体制の整備

秘書課・行政課・安全安心課・道路河川課・下水道課・生涯学習課

- (1) 市は、警報等を市民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。
- (2) 市は、警報及び避難情報の内容を市民に迅速かつ確実に伝達できるよう、たてばやし防災情報伝達システム、広報車等の整備を図る。
- (3) 市は、様々な環境下にある市民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、たてばやし防災情報伝達システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ（ワンセグ放送を含む）、ラジオ（コミュニティＦＭを含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。
- (4) 市は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

4 避難誘導計画の作成

安全安心課

- (1) 市は、避難経路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。
- (3) 市は、館林地区消防組合、館林警察署等と協議して避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画を作成するものとする。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や館林市ハザードブックの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずるものとする。
なお、館林市ハザードブックの作成に当たっては、市民も参加する等の工夫を凝らすことにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。
- (4) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とする。しかし、館林市ハザードブック等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。
- (5) (3)の計画に定めるべき事項は、以下のとおりとする。
 - ア 避難情報を発令する基準
 - イ 避難情報の伝達方法
 - ウ 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ 避難経路及び誘導方法

- (6) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (7) 市は、避難情報の発令について、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。
- なお、作成にあたり、洪水等に関する家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）を考慮した内容とする。
- (8) 市は、気象警報、避難情報を市民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
- (9) 市は、洪水等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- (10) 市は、避難情報の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知するものとする。
- (11) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (12) 興行場、駅その他不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。
- (13) 市は、不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

5 避難誘導訓練の実施

安全安心課

市は、館林地区消防組合、館林警察署等と協力して市民の避難誘導訓練を実施する。

6 避難所等の周知

秘書課

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、市民に対し以下の事項を周知する。

- (1) 避難情報を発令する基準

- (2) 避難情報の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の心得

7 案内標識の設置

安全安心課

- (1) 市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努める。
- (2) 市は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。
- (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。
- (4) 市は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

8 要配慮者への配慮等

行政課・安全安心課・市民協働課・社会福祉課・こども課・高齢者支援課・ 学校教育課

- (1) 市は、要配慮者を速やかに避難誘導するため、これら要配慮者の住所、電話番号等を把握するとともに、館林地区消防組合、館林警察署、地域住民及び自主防災組織の協力を得て避難誘導時の連絡方法・誘導方法を定めておくなど、平常時から要配慮者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
なお、把握した住所等の個人情報の取扱いには、十分留意するものとする。
- (2) 市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (3) 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (4) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

資料集

3. 要配慮者利用施設

第2節 災害危険区域の災害予防

1 重要水防箇所

重要水防箇所については、水防法に基づき、館林地区消防組合が別に定める水防計画によるものとする。市災害対策本部が設置されたときは、館林地区消防組合水防本部と密接に連絡し、その業務を処理する。本市の重要水防箇所は、館林地区消防組合水防計画による。

※重要水防箇所

洪水により堤防が壊されたり、堤防を越えて水があふれ出したりしないように、水防団

(消防団)が土のうを積むなどの「水防」活動を行うが、そうした事態をいち早く察知するため、水位が一定の規模になると水防団は危険な箇所がないか、堤防の点検を実施する。ただし、堤防を点検する区間は長いため、現在の堤防の高さや幅、過去の漏水などの実績などから、あらかじめ水防上重要な区域を決めることで、より効率的な堤防の点検ができ、危険な箇所の早期発見につなげることができる。このような考えから、毎年重要水防箇所を定めるとともに、洪水期前には関係者により、その年の重要水防箇所を確認する合同巡視なども実施している。

2 浸水想定区域

国(国土交通省)及び県(河川課)は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。本市においては、国において「利根川浸水想定区域」「渡良瀬川浸水想定区域」「矢場川浸水想定区域」「多々良川浸水想定区域」が、また、県においては「谷田川浸水想定区域」「新堀川浸水想定区域」が指定されている。

また、下早川田町の一部(雲龍寺周辺)に関係する河川として、栃木県において「秋山川浸水想定区域」と「旗川浸水想定区域」が指定されている。

なお、洪水予報河川は利根川及び渡良瀬川が、水位周知河川は矢場川、多々良川、谷田川、新堀川、秋山川及び旗川が指定されている。

水防法第14条第1項の規定により指定された浸水想定区域において円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置について定めるものとする。

※洪水予報河川

2以上の都道府県にわたる河川又は流域面積の大きい河川で大きな損害が生ずるおそれがあるとして国土交通省が指定した河川、洪水のおそれがあると認められるときはその状況を気象庁と共同で発表して関係都道府県に通知し、合わせて一般市民にも周知を行う。

※水位周知河川

洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じる恐れがある河川に対して、国土交通省ならびに都道府県が水位周知河川として指定している。この水位情報周知河川では、避難判断水位を定めて、この水位に到達した旨の情報を通知・周知している。

3 洪水予報等の伝達方法

秘書課

洪水予報又は氾濫注意水位到達情報の伝達方法については、「第3部第10章 被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。

4 浸水想定区域内の施設等

要配慮者利用施設管理者

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(資料集)の管理者は、施設の入(通)所(院・園)者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、市長に提出するものとする。

5 館林市ハザードブックの整備及び普及促進

安全安心課

市長は、国(国土交通省)及び県(河川課)で示す浸水想定区域を基に上記1から4までの事項

を記載した館林市ハザードブックを整備し、市民に周知するものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すように努めるものとする。

なお、配布に当たっては、市民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

6 要配慮者への配慮

安全安心課

市は、浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、市地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難が図れるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第3節 災害未然防止活動体制の整備

1 水防活動体制の整備

道路河川課・館林地区消防組合

市は、平常時から水防活動の体制整備を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うとともに、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

2 大雪に対する道路管理体制の整備

道路河川課

市は、集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ県及びその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努めるものとする。また、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

第4節 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 気象・水象情報の収集・伝達の迅速化

安全安心課

前橋地方気象台により、気象予測の高度化が図られ、線状降水帯等の災害をもたらす可能性のある自然現象に関する情報を早い段階から分かりやすい形で提供される。

市は、雨量等の気象、河川水位等の水象の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実に努めるものとする。

2 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

秘書課・安全安心課

市は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

秘書課・安全安心課

- (1) 市は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な体制を整備するものとする。
- (2) 市は、たてばやし防災情報伝達システム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (3) 市及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

4 多様な情報の収集体制の整備

秘書課・安全安心課

- (1) 市は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほか、たてばやし防災情報伝達システム、インターネット等による情報収集体制を整備するものとする。
- (2) 市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努めるものとする。

5 情報の分析整理

秘書課・安全安心課

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第5節 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、市は、県、電気通信事業者その他防災関係機関と連携して、通信施設の整備及び保

守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

1 通信手段の現況

秘書課・安全安心課

(1) 県防災行政無線

県は、群馬県防災無線ネットワークを整備し、本市には端末器が配備され、県・他市町等との情報収集や伝達手段として重要な役割を果たしている。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、定期的な訓練の実施等をおして運用の習熟や平常時からの連携体制の構築に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

(2) 災害時優先電話

市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況の収集は、一般加入電話により行うものとするが、一般加入電話が使用できない場合は、災害時優先電話を使用する。

市は、以下の措置を講じ、職員に災害時優先電話の周知を図るものとする。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

2 通信連絡体制の整備

秘書課・企画課・財政課

大規模災害時には、施設の被害又は市内外からの急激な通話量の増大等により、電話による連絡に不備が生じることが予想されるので、以下のような対策を推進する。

- (1) 通信施設の点検・整備の実施
- (2) 予備電源の確保
- (3) 各防災対策機関との連絡手段の複数ルートの確保
- (4) 通信施設が被災した際の復旧体制の確立
- (5) 防災関係機関と連携した通信訓練への参加

3 通信機器の整備

安全安心課

災害により、一般有線電話の途絶又は輻輳（ふくそう）により通信が困難な場合に備え、以下の代替通信手段の確保・活用を図るものとする。

- (1) アマチュア無線
- (2) 携帯電話
- (3) インターネット
- (4) その他（衛星携帯電話）

第6節 職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するために

は、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに市及び県の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

安全安心課・人事課・その他の防災関係機関

- (1) 市は、以下により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
 - ア 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集職員の確保等を図る。
 - イ 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努めるものとする。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

安全安心課・その他の防災関係機関

- (1) 市は、応急活動のための「防災計画に基づくマニュアル」を各班(部・課)で作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

第7節 防災関係機関の連携体制の整備

1 市における受援・応援体制の整備

安全安心課

- (1) 市は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内市町をはじめ関係機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制になるよう周辺市町等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。

また、市は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行うものとする。
- (2) 市は、避難情報を発令する際に、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政

機関、指定地方行政機関（前橋地方気象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法の取り決めや、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておくものとする。

- (3) 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において協力を得られる体制の整備に努めるものとする。
- (4) 市は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援及び他の都道府県等からの応援職員の円滑な受入れの円滑な実施に努めるものとする。
また、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。
- (5) 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 自衛隊との連携体制の整備

安全安心課

- (1) 市は、自衛隊（陸上自衛隊第12旅団）への災害派遣要請の県への依頼が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくものとする。
- (2) 市は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、相互の情報連絡体制の充実、及び共同の防災訓練の実施に努めるとともに、受入れに当たってのヘリポート、派遣部隊の宿泊施設の整備を図るものとする。

3 一般事業者等との連携体制の整備

安全安心課

市は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

資料集

- 10. 応援協定・防災協定の締結状況

4 建設業団体等との連携体制の整備

道路河川課

市は、速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

5 救援活動拠点の整備

安全安心課

市は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

6 円滑な救助の実施体制の構築

安全安心課・社会福祉課・館林地区消防組合

市は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

7 水災に対する連携体制の構築

安全安心課

水災については、国（河川事務所）及び県（河川課）が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、市、国、その他地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

第8節 防災中枢機能等の整備

1 防災中枢機能の整備

財政課・安全安心課・社会福祉課・教育総務課・邑楽館林医療企業団・
館林地区消防組合・群馬東部水道企業団

- (1) 市は、災害時において、市役所庁舎が災害応急対策の中枢施設として機能するよう整備するとともに、代替施設の選定などのバックアップ体制、自家発電設備等の整備及び燃料の確保に努めるものとする。
- (2) 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。
- (3) 災害時において、迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うため、通信施設の点検整備の推進に努めるものとする。

2 災害応急対策に当たる機関の責任

財政課・安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・健康推進課

市、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

3 災害活動拠点等の整備

財政課・安全安心課・こども課・教育総務課・スポーツ振興課

- (1) 備蓄倉庫の整備
市は、アルファ化米等の備蓄物資を備蓄しているが、今後は、備蓄物資等のさらなる充実を図るものとする。
- (2) 被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備
災害時における飲料水、貯水槽、水泳プール、浄水機、電源の確保等に必要な自家発電

設備等、被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備を図る。

(3) 防災上重要な建物の整備

小学校・中学校、社会福祉施設その他不特定多数の者が利用する公的建造物、避難施設等、防災上重要な建物で、防災上改築又は補強を要するものの整備を推進する。

(4) その他

災害時の生活用水等の確保のため、水の確保について水道のみに依拠しない多様な手段の整備を図る。

4 公的機関等の業務継続性の確保

企画課・財政課・安全安心課・その他の防災関係機関

市、防災関係機関等は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

なお、市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

5 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

安全安心課・市民協働課

市は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局、危機管理担当部局、福祉部局、保健所、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

第9節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

行政課・安全安心課・館林地区消防組合・自主防災組織

(1) 救急・救助体制及び機能の強化

市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(2) 救急・救助用資機材の整備

ア 館林地区消防組合は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 市、館林地区消防組合は、消防団の装備の基準(昭和63年消防庁告示第3号)に基づき館林消防団の救急・救助用資機材の装備の充実に努めるものとする。

ウ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、市は、これを資金面で支援するものとする。

(3) 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて救急・救助用資機材を相互に融通し、効果的な活用を図る必要があることから、市は各機関におけるこれら資機材の保有状況を把握しておくものとする。

2 医療活動体制の整備

健康推進課・邑楽館林医療企業団・館林地区消防組合

(1) 災害拠点病院

ア 被災地の医療の確保、被災地への医療支援等を行う病院として、「災害拠点病院」(資料集)が指定されている。市内の医療機関のみでは、治療、収容が不足する場合及び緊急の場合は、これらの病院への搬送を考慮するものとする。

イ 災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣機能を有するものとする。

(※DMAT: Disaster Medical Assistance Team)

ウ 群馬DMATは群馬DMAT指定病院及び群馬DMAT指定組織に所属する災害派遣医療チームをもって編成する。

(2) 医薬品、医療資機材の確保

市は、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の確保に努めるものとする。

(3) 館林地区消防組合と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ館林地区消防組合と医療機関は、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

イ 災害時において救急患者を適切な医療機関に搬送する場合、被災地に近い医療機関への迅速な搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合は遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となるため、医療機関及び館林地区消防組合は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図るものとする。

ウ 市は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。

(4) 災害医療の研究

医療機関等の災害医療に関係する者は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術について研究、研修に努める。

(5) こころのケア体制の整備

市は、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの整備に努める。

資料集

5. 医療機関 (1) 災害拠点病院

3 保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備

安全安心課・健康推進課

市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（市役所や市民体育館、学校体育館、物資の集積、配分スペース）が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

財政課・安全安心課・スポーツ振興課

市は、災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、輸送拠点を指定する。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、ヘリポートの位置を考慮するものとする。

資料集

6. 輸送路等 (3) 輸送拠点

2 ヘリポートの確保

秘書課・財政課・安全安心課

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、市は、ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び市民等に周知するものとする。

資料集

7. ヘリポート適地一覧

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

道路河川課

大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、市は、県防災計画に定めるもののほか、警察、道路管理者等と協議の上、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路として指定し、災害時の啓開体制の整備を推進する。

資料集

6. 輸送路等 (1) 緊急輸送道路

4 道路の応急復旧体制等の整備

道路河川課

市は、管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう動員体制及び資機材等の整備を推進する。

また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

なお、集中的な大雪に備え、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。

5 運送事業者等との連携

安全安心課

市は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等との協定の締結などにより、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務などへの運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等と連携した業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用をするための体制整備に努めるものとする。

6 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

第11節 避難の受入体制の整備

市及び防災関係機関は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

なお、災害時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難住民の大量発生が予想される。このため、市及び防災関係機関は、市民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

1 指定緊急避難場所

安全安心課

洪水時の指定緊急避難場所については、河川の決壊又は溢水による浸水が想定される区域にある避難場所については、洪水時の避難場所から除くものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 市は、災害種別に応じて、災害及びその二次被害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

- イ 指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択するべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害において、当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。
- ウ 市は、災害の想定により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

- ア 市は、指定緊急避難場所について、災害種別ごとに指定するものとする。
- イ 浸水等の被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

2 指定避難所

安全安心課

(1) 指定避難所の指定

- ア 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に考慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、「避難所運営マニュアル」の作成、訓練等を通じて、市民等への周知徹底を図るものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定基準

- ア 市は、指定避難所について、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- イ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。
- ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(3) 学校を避難所として指定する場合の配慮

市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育現場の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、市町村は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものと

する。

3 福祉避難所

安全安心課・社会福祉課・館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

- ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- ウ 市は、福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。
- エ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

資料集

2. 指定避難所・避難場所一覧

4 避難経路の設定

安全安心課・市民

市は、地区防災計画等の策定において、市民と共に、あらかじめ避難経路を設定し、市民の安全な避難が行われるよう努める。

5 事前周知

秘書課・安全安心課・市民

市は、あらかじめ定めた指定避難所、指定緊急避難場所及び避難経路を以下の方法等により周知徹底を図る。

- (1) 館林市ハザードブックの配布
- (2) 表示板、案内板の設置

- ア 市は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。
- イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
- ウ 市は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

6 施設・設備の整備

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども課・健康推進課・
教育総務課・生涯学習課・学校教育課・文化振興課・スポーツ振興課

市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

- (1) 指定避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、通信機器、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るものとする。

なお、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。

- (2) 災害時に要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所のバリアフリー化を推進する。
- (3) 避難所に指定した施設における備蓄のためのスペース整備等を推進する。
- (4) 市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。
- (5) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

7 避難所の運営管理体制の整備

安全安心課・地球環境課・社会福祉課・高齢者支援課・こども課・健康推進課・
教育総務課・生涯学習課・学校教育課・文化振興課・スポーツ振興課

- (1) 市は、以下の指定避難所の運営管理体制の整備に努めるものとする。
 - ア 指定避難所の管理者不在時の開設体制
 - イ 指定避難所を管理するための職員の派遣
 - ウ 災害対策本部との連絡体制
 - エ 自主防災組織、行政区、防災士及び施設管理者との協力体制
- (2) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (3) 市及び各避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。
- (4) 市は、館林市防災士連絡会の協力を得て、指定避難所の運営のために必要な知識の市民への普及に努めるものとする。特に夏季には、熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

- (5) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

8 応急仮設住宅等体制の整備

建築課

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努めるものとする。

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

市は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、調達・供給体制の整備に努めるものとする。

(2) 用地供給体制の整備

市は、災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備に努めるものとする。

(3) 学校の教育活動への配慮

市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

市は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等についてもあらかじめ体制の整備に努めるものとする。

第12節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

1 備蓄計画

秘書課・安全安心課

- (1) 市は、アルファ化米及び毛布等の備蓄物資を備蓄し、市内の防災倉庫に分配しているが、今後においてもその充実に努めるものとする。
- (2) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- (3) 市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- (4) 各家庭においては、7日分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、市民に対し啓発を行うものとし、市民はこれらの備蓄に努めるものとする。

2 調達計画

安全安心課

市は、県と相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資

機材の調達について、一般事業者等との協定締結を推進するものとする。

3 備蓄・調達・供給の方針

安全安心課

市における備蓄・調達・供給の方針は、以下によるものとする。

- (1) 備蓄品目は、要配慮者の特性にも配慮して決める。
特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める（アレルギー対応の食料、お粥、ハラル等）
- (2) 備蓄品目は、男女のニーズの違いに配慮して決める。
- (3) 救助用資機材等についても備蓄を進める。
- (4) 民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。

4 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

財政課・安全安心課

市は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第13節 広報・広聴体制の整備

1 広報体制の整備

秘書課・財政課・安全安心課・
群馬東部水道企業団・ライフライン事業者・その他防災関係機関

- (1) 市は、秘書課（災害対策本部設置時は秘書班）を広報担当部署と定め、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、以下のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報する事項の想定

気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 市民、関係団体等に対する協力要請 避難情報の内容 避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項	受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 総合相談窓口 市民の安否 生活必需品を扱う店舗の営業状況 等
--	--

イ 広報媒体の想定

テレビ（NHK、群馬テレビ）、ラジオ（エフエム群馬）、広報車、ヘリコプター、市ホームページ、市エックス（旧ツイッター）、市公式LINE、新聞、チラシ、掲示板、ケーブルテレビ、携帯電話（たてばやし防災情報伝達システム、エリアメール、緊急速報メール機能を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）等

ウ 広報媒体の整備

広報車、たてばやし防災情報伝達システム（スマートフォンアプリ「@InfoCanal」、たてばやし情報配信メール、戸別受信機）、Lアラート（災害情報共有システム）

エ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

- (2) 報道機関及び放送機関は、災害情報を常に市民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。
- (3) ライフライン事業者その他防災関係機関は、災害関連情報の広報を迅速かつ的確に行えるよう、広報体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

2 広聴体制の整備

安全安心課・市民協働課・群馬東部水道企業団・ライフライン事業者・
その他防災関係機関

市及びライフライン事業者、その他防災関係機関は、市民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

3 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

安全安心課・市民協働課

市は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

第14節 複合災害対策

1 複合災害への備え

安全安心課

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

安全安心課

市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

安全安心課

市は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第15節 防災訓練の実施

防災業務に従事する職員等の防災実務の習熟と防災活動における実践的能力の醸成を図り、併せて関係機関との連携の強化を図るため、防災訓練を実施する。

1 総合防災訓練

全部署

市は、防災関係機関等と連携し、自主防災組織、市民、事業所等の参加を得て、通信、動員、消火、救出・救助、避難・誘導、復旧等の各種訓練を総合した総合防災訓練を実施する。

また、訓練終了後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。

2 個別訓練

秘書課・行政課・安全安心課・人事課・館林地区消防組合

市は、防災関係機関等と連携して、それぞれの防災上の責務に応じ、以下に例示するような訓練を適宜実施するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練についても積極的に実施するものとする。

(1) 非常招集訓練

市は、災害発生時に職員が迅速に登庁できるようにするため、非常招集訓練を実施する。

なお、訓練後は実施効果の検討を行い、訓練改善、課題等の資料として以下の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

ア 伝達方法、内容の確認点検

イ 発受時間及び集合所要時間の確認点検

ウ 集合人員の確認点検

エ その他必要事項の確認点検

(2) 消防訓練

館林消防団は、定期的に消防資材等の点検整備に努めるとともに、消防技術の錬成及び習熟を目的として消防訓練を実施する。

また、各行政区は、館林消防団、自主防災組織等との協力により、定期的に消火訓練や炊き出し等を行い、地区の災害対応能力等の向上に努める。

(3) 避難訓練

指定避難所の周知、避難情報の伝達、円滑な避難誘導等を目的として、行政区、市民等の参加を得て、避難訓練を実施する。なお、実施に当たっては、要配慮者の積極的な参加を呼びかけ、より実践的な訓練を行うものとする。

(4) 水防訓練

市及び館林消防団は、円滑な水防活動を遂行するために、雨期及び台風期前など訓練効果のある時期を選んで、過去の水害事例を考慮し水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位雨量の観測等を織り込んだ水防訓練を実施するものとする。

(5) 非常通信訓練

災害時の警報の発令・伝達の受理については、正確かつ迅速な伝達が必要であるため、市民に対する情報伝達訓練はもとより、通信途絶時の連絡の確保、通信連絡機器の操作等について適切に行えるよう、非常通信訓練を実施するものとする。

(6) 避難所運営訓練

災害発生後、できるだけ早く避難所を開設・運営することを目的として、行政区、市民等の参加を得て、避難所運営訓練を実施する。なお、実施に当たっては、要配慮者の積極的な参加を呼びかけ、より実践的な訓練を行うものとする。

(7) 浸水想定区域内施設の訓練

ア 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行うものとする。

イ 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

3 広域的な訓練の実施

安全安心課

市は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、県及び他市町が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

4 図上訓練の実施

安全安心課

市は、関係職員の状況判断能力等の災害対応能力の向上を図るため「図上訓練」を適宜実施するものとする。

5 実践的な訓練の実施と事後評価

安全安心課

(1) 市は、訓練を行うに当たって、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(2) 市は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3章 市民等の防災活動の促進

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは、市に課せられた使命といえるが、市民等は、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、市民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築が必要である。市民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るよう行動する。

特に風水害による危険性が高まった場合には、起こりうる災害種別毎のリスクの程度に対応して、市長から避難情報を発令する。避難情報は一定のまとまりをもった範囲に対して発令されるもので、各個人の居住地の地形、住宅構造、家族構成等には違いがあることから、一人ひとりに即した発令を行うことは困難である。気象現象が激甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難情報の発令が間に合わないこともある。被害が大きくなれば救助が間に合わないこともある。

市民等は既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることを認識し、適切な避難行動、避難のタイミングはそれぞれ異なることを理解した上で、災害種別毎に自宅等が、立ち退き避難が必要なのか、あるいは、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について、あらかじめ確認・認識し自らの避難行動を判断することが重要となる。

したがって、市は、気候変動の影響も踏まえつつ時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、市民に対する防災思想の普及、徹底に努め、必要な支援を実施し、避難対策をはじめとした防災力の強化に向け全力で取り組むものとする。

第1節 災害被災を軽減する市民運動の展開

1 防災（減災）活動への参加の促進

安全安心課・学校教育課・生涯学習課

災害から安全・安心を得るためには、自助、共助、公助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に防災のための活動を行う市民運動を展開する。

- (1) 地域に根ざした団体における身近な防災への取組
 - ・地域の祭りやスポーツイベント等に防災コーナーを設置など
- (2) 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
 - ・館林市ハザードブックの確認や家具の固定など
- (3) 地域における面的な広がりへの推進
- (4) 防災教育の充実
 - ア 学校安全教育(災害安全)の充実
 - イ 大学生の課外事業の促進
 - ウ 一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供
 - エ 公民館等での防災講座の開催など
- (5) トップから一人一人までの参加者への動機づけ

2 防災教育の実施

安全安心課・建築課・生涯学習課・学校教育課・文化振興課

- (1) 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
- (2) 防災をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実

- ア 実写やシミュレーション映像の活用
 - イ 過去の災害体験談の収集、活用
 - ウ 郷土の災害史の継承（石碑やモニュメントの活用等）
 - エ 防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化など
- (3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

3 企業や家庭等における自主防災体制の整備

安全安心課・商工課

-
- (1) 企業や家庭等における安全への投資の促進
 - (2) ビジネス街、商店街における防災意識の醸成
 - (3) 事業継続計画への取組の促進

4 地域社会との連携の強化

安全安心課・市民協働課・館林市社会福祉協議会

-
- (1) 企業と地域社会の連携
 - (2) 国、県、学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
 - (3) 災害に関する情報のワンストップサービス
 - (4) 防災ボランティアの地域社会との積極的連携

5 自主防災体制を継続するための支援

安全安心課

-
- (1) 市民運動の継続的な推進、枠組みの形成
 - (2) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
 - (3) 防災活動の優良な実践例の表彰
 - (4) 人材育成のためのプログラム開発
 - (5) 補助金等支援制度拡大の検討

6 地区防災計画の策定促進

安全安心課・生涯学習課・自主防災組織・市民

地区防災計画の策定を通じて、地域防災力の向上を図るため、自助・共助による地域の自発的な防災活動を促進する。市は、促進にあたり市民や自主防災組織に対して地区防災計画の策定に係る情報提供等の支援を行うものとする。

第2節 防災思想の普及

災害時に防災活動が円滑に実施できるよう、防災業務に従事する職員に対し防災知識の普及、向上を図り、また市民に対し防災知識の普及、地区の実情に応じた災害予防教育を実施し、災害の防止又は軽減を図るものとする。

1 防災知識の普及

秘書課・安全安心課・館林地区消防組合・自主防災組織

-
- (1) 普及の方法
 - ア 広報紙、広報資料（パンフレットの配布、ポスターの掲示等）の活用

- イ 防災映像、スライド等の貸出
- ウ 広報車による市内巡回
- エ 災害写真の展示等
- オ 講習会、講演会、展示会、映画会等の開催
- カ 防災週間に合わせての防災訓練の実施
- キ 消防団員による防火指導
- ク 自主防災組織による広報活動

(2) 普及の内容

防災知識の普及の内容は、おおむね以下のとおりとする。

ア 市地域防災計画の概要

イ 災害予防の概要

各世帯における防災知識の普及と予想される災害現象等について、関係機関及び各世帯まで徹底するよう努めるものとする。

ウ 災害時の心得

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときにおいて、各世帯で特に承知し、又は準備しておく以下の事項について徹底するよう努めるものとする。

(ア) 気象注意報・警報等の種別とその対策

(イ) 避難する場合の携行品

(ウ) 避難予定場所と経路等

(エ) 災害時に家庭で準備すべきもの

(オ) 被災世帯の心得ておくべき事項

(カ) 早期避難の重要性

エ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることを周知、徹底する。

2 市民に対する防災意識の高揚等

秘書課・安全安心課

災害から市民の生命、身体、財産を保護することは、市に課せられた重要な使命であるが、災害対策の万全を期すためには、市民一人ひとりが正しい防災知識を持ち、「自らの命は自らが守る」という防災意識の高揚を図ることが重要である。

このため、市は、館林市ハザードブックを活用し、以下の事項について防災知識の普及及び防災意識の高揚に努めるものとする。

1 風水害等の危険性

- (1) 洪水災害
- (2) 浸水災害
- (3) 強風災害（台風）

2 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

- (1) 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割（誰が何を持ち出すか、要配慮者の避難は誰が責任を持つか）
- (2) 家族間の連絡方法
- (3) 避難所及び避難経路の確認
- (4) 安全な避難経路の確認
- (5) 非常持出し品のチェック
- (6) 自動車へのこまめな満タン給油

- (7) 要配慮者の避難方法
- (8) 気象情報、避難情報の入手方法
- (9) 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (10) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

3 非常持出し品の準備

- (1) 飲料水
- (2) 食料（食べやすく、保存期間が長く、調理せずに食べられるもの）
- (3) 貴重品（現金（公衆電話用に10円玉）・通帳・印鑑・マイナンバーカード・健康保険証・免許証・カード類等）
- (4) 救急用品・医薬品（高齢者や持病のあるかたは常備薬やお薬手帳の写しも）
- (5) ホイッスル（笛）
- (6) 厚手の手袋（軍手）
- (7) 衣類（上着・下着・靴下）
- (8) 携帯用カイロ
- (9) ビニール袋
- (10) 感染症対策用品・衛生用品（マスク、消毒液、体温計）
- (11) ヘルメット・防災ずきん
- (12) 雨具・防寒具
- (13) タオル・ハンカチ
- (14) ナイフ・缶切り
- (15) 簡易食器（割り箸、紙皿）
- (16) 生理用品
- (17) 底の丈夫な靴
- (18) 電池式充電器・モバイルバッテリー
- (19) 携帯用トイレ
- (20) ティッシュペーパー・ウェットティッシュ
- (21) 洗面用具
- (22) 館林市ハザードブック

※家族構成や世帯事情に応じて必要なもの

乳幼児	：離乳食、粉ミルク、おむつ、おしりふき等
妊婦	：母子健康手帳、脱脂綿、ガーゼ、新生児用品等
高齢者	：入れ歯、介護食、大人用おむつ等
疾患のあるかた	：主治医連絡先、持病薬、ストマ等
ペット	：リード、ケージ、排せつ用品、ペットフード等
その他	：メガネ、コンタクトレンズ、補聴器等

4 備蓄品の準備

- (1) 日頃の買い置き（保存性のよい食料や水を買置きし、消費したら買い足す（ローリングストック方式））
- (2) 7日以上（推奨）の食料（水を加えて食べられる米（アルファ化米）、缶詰、乾パン、インスタント・レトルト食品、栄養補助食品、お菓子、調味料、スープ等）
- (3) 飲料水（大人1人当たり1日3リットル）
- (4) トイレ用品（簡易トイレ、汚物保管用容器、トイレ袋、トイレトペーパー）
- (5) 燃料（カセットコンロ、ガスボンベ、固形燃料）
- (6) 毛布
- (7) 寝袋
- (8) 食品用ラップ

5 避難時の留意事項

- (1) 川べりに近づかない。
- (2) 避難方法
 - ① 徒歩で避難する。
 - ② 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
- (3) 応急救護
対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

- (4) 避難協力
自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。
- 6 正しい情報の入手
 - (1) ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
 - (2) 市役所、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- 7 電話等に関する留意事項
 - (1) 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。
 - (2) 輻輳（ふくそう）等により電話がつながりづらくなったときは、N T Tが提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。
- 8 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- 9 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- 10 市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

3 職員に対する防災教育

安全安心課

災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に実施できるよう「職員防災マニュアル」を作成・配布し、研修会、講習会等を実施するものとする。

- (1) 災害に対する基礎知識
- (2) 市地域防災計画の内容の周知
- (3) 実施すべき災害時の応急対策の内容
- (4) 災害用備蓄資機材使用方法の周知
- (5) 災害時における個人の具体的役割と行動

4 理解しやすい防災情報の提供

安全安心課

市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

5 学校教育による防災知識の普及

学校教育課

市は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練を実施するなど、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

特に、水害リスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

6 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

秘書課・安全安心課

市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、館林市ハザードブック等を分かりやすく作成し、市民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

7 風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

安全安心課

市は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した市民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。

8 防災訓練の実施指導

安全安心課

市は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、市民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、訓練の内容により館林地区消防組合に協力を依頼し、体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

9 要配慮者への配慮

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども課・
館林市社会福祉協議会・館林保健福祉事務所

市は、防災知識等の普及に当たっては、要配慮者の多様なニーズにも配慮し、以下の事項について実施に努める。

- (1) 多言語版の館林市ハザードブック等の作成、公開
- (2) 障がい者、高齢者の日常生活用具の確保
- (3) 介護者の確保及び役割の確認
- (4) 防災訓練、避難訓練等の積極的な参加の呼びかけ

10 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

安全安心課・市民協働課

市は、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

11 疑似体験装置等の活用

安全安心課

市は、防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

12 被災地支援に関する知識の普及

秘書課・安全安心課

市は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

13 過去の災害教訓の伝承

秘書課・安全安心課・文化振興課

市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 市民、事業所等の防災活動の環境整備

災害時においては、市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努め、家庭、地域、職場等、市と連携、協力し、防災活動を推進するものとする。

また、市は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制を確立するものとする。

1 市民の果たすべき役割

安全安心課

市民は、「自らの安全は自らの手で守る」意識を持ち、平常時から災害発生後に至るまで、可能な防災対策を着実に実施するものとする。

区 分	実 施 事 項
平常時から実施する事項	① 防災に関する知識の習得 ② 家族間での防災の話し合い ③ 災害時の避難場所、避難経路及び最寄りの医療救護施設の確認 ④ ガス器具等の導入 ⑤ 家屋の補強等 ⑥ 家具その他落下倒壊危険物の対策 ⑦ 飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（7日間備蓄の励行） ⑧ 非常持ち出し品の準備・点検
災害発生時に実施する事項	平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心におおむね以下の事項が実施できるようにする。 ① 正確な情報把握 ② 火災予防措置 ③ 適切な避難 ④ 自動車運転の自粛

区 分	実 施 事 項
災害発生後に実施が必要となる事項	① 出火防止及び初期消火 ② 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 ③ 秩序ある避難生活 ④ 自力による生活手段の確保

2 自主防災組織の活動

行政課・安全安心課・市民

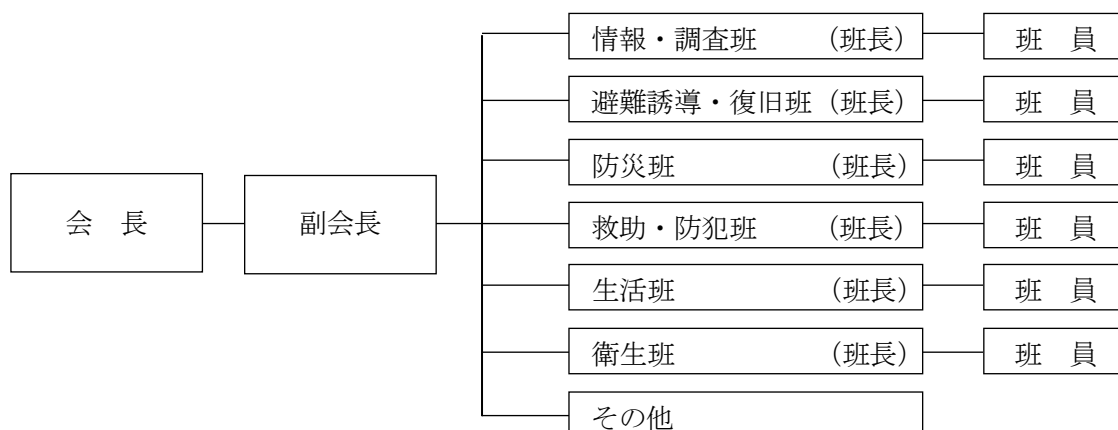
地域における防災対策は、行政区等を単位に、「自分たちの地域は、自分たちで守る」との市民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って、以下の事項を中心に活動の充実強化を図るものとする。

(1) 自主防災組織の主な活動内容

地域住民の自主防災組織は行政区の単位とし、おおむね以下の例に基づき、組織の編成、役割及び活動内容等について育成指導を図る。

【組織の編成の例】



【役割及び活動内容の例示】

	平常時の役割	非常時の役割
情報・調査班	災害についての知識の習得及び映画、印刷物等による啓発、調査内容、方法及び情報伝達収集訓練	○ 災害情報の伝達収集・避難命令の伝達、被災状況の調査、及び情報収集し、防災機関への伝達 ○ 警報等の正確な伝達と対応策の協議
避難誘導・復旧班	○ 避難経路、避難所の巡回点検、避難訓練の実施 ○ 応急復旧、修理の技術の習得及び資材の備蓄、労務の出動計画の作成	○ 避難所の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導 ↓ ○ 破損した家屋等の応急復旧、修理
防災班	火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習及び訓練、各分団に備え付けの消防機器設備の使用講習及び訓練、消防水利の確保	出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動

	平常時の役割	非常時の役割
救助・ 防犯班	○ 高齢者、障がい者及び負傷者の救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施 ○ 警察署との連携体制づくり、地区内及び周辺の巡回点検、危険物等の調査	○ 高齢者、障がい者及び負傷者の救助活動 ↓ ○ 警察活動に協力、被災地区の点検
生活班	炊飯用具等の調達計画と管理、必要物資の調達計画やあっせん方法の検討、炊き出し訓練	備蓄品の確認・管理、炊き出し実施、配水・救援物資の配分の協力
衛生班	衛生知識を習得し、市民に衛生教育の実施、応急救護の方法の習得、障害物やごみの処理について検討	負傷者の応急救護、移送及び防疫について防災機関に協力
その他	地区の特性で何が必要か話し合い、そのものについて役割を決定	地区の中で対処すべきことを実施

(2) 自主防災組織の結成及び育成・指導

市は、市内の自主防災組織の100%組織化を目指し、以下により、その育成強化を図るものとする。

ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、及び防災活動に必要な資機材の整備等の助成に努める。

イ 自主防災組織が自主的に防災訓練や研修等を実施できるよう支援・協力を行う。

ウ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

(3) 活動を継続させるための方法

市は、行政区や自主防災組織等が継続して地域の防災対策活動に取り組んでいくために、「地区防災計画」の策定を働きかけるとともに、基本的な考え方の提示や、必要な助成及び支援を行うものとする。

3 防災士の活動支援

安全安心課

市は、地域社会において、防災リーダーとなる防災士の活動を支援し、地域防災力の向上に努める。

4 消防団の充実強化

館林地区消防組合

館林地区消防組合は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その充実強化を図るものとする。

5 水防団の育成強化

安全安心課・館林地区消防組合

市は、水防団の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進する。

6 自主防犯組織の育成強化

安全安心課

市は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

7 災害時におけるボランティア活動の環境整備

秘書課・行政課・安全安心課・市民協働課・館林市社会福祉協議会

市は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、市、市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

秘書課・安全安心課・市民協働課

市は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

安全安心課・市民協働課・館林市社会福祉協議会

市は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れ等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、館林市社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 各領域における専門ボランティアとの連携

安全安心課・市民協働課

市の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において、平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(4) 行政・NPO・ボランティア等の連携

行政課・安全安心課・市民協働課・館林市社会福祉協議会

市の関係各課は、災害時のボランティア活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(5) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

安全安心課・市民協働課・地球環境課・館林衛生施設組合・館林市社会福祉協議会

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(6) 災害時における官民連携体制の強化

安全安心課・市民協働課・館林市社会福祉協議会

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

8 事業所（企業）防災の推進

安全安心課・商工課

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを実施するとともに事業継続計画（BCP）を策定するなどの防災活動の推進に努めるものとする。また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや館林消防団との協力、連携の強化を進める。

- (1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、以下の活動を行うものとする。

- ア 従業員の防災教育
- イ 情報収集伝達体制の確立
- ウ 火災その他災害予防対策
- エ 避難体制の確立
- オ 防災訓練の実施
- カ 応急救護体制の確立
- キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
- ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

- (2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎる。

- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、市が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ市と協定を締結するなど、平時から行政との連携に努める。

また、市は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスをを行うものとする。

- (4) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (5) 災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略

の策定に努める。

- (6) 市は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発達に向けた条件整備に取り組むものとする。

さらに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災協力向上の促進を図るものとする。

- (7) 市は、企業をコミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (8) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。
- (9) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (10) 市、県及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

9 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

安全安心課

- (1) 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- (3) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4章 災害時における要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、災害対応能力の弱い要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、県、市、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

1 避難行動要支援者支援の基本的な考え方

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課・こども課・
館林市社会福祉協議会・館林保健福祉事務所

市は、災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省）作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を行う。また、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定・整備を行うなど、要配慮者についての平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導體制の整備に努める。

市地域防災計画において、避難行動要支援者の避難支援についての主な項目を定め、より詳細な計画として「館林市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」を別に策定して支援を行うものとする。

◆要配慮者：

要配慮者とは、災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味し、具体的には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等をいう。

◆避難行動要支援者：

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を必要とする者をいう。

本計画において、避難行動要支援者の対象となる者は、原則本市に住民登録をしており、市内に在宅で居住している者で、次のいずれかに該当する者とする。

【避難行動要支援者の対象者】

区分	対象者の範囲	
要介護者	要介護3・4・5	
障がい者 (障がい児含む)	視覚障がい	1級・2級
	聴覚障がい	2級
	上肢機能障がい	1級・2級
	下肢機能障がい	1級・2級・3級
	体幹機能障がい	1級・2級・3級
	知的障がい	A1・A2・A3・A重・A中
	精神障がい	1級・2級かつ実質単身世帯
その他	上記と同程度の者で、市長が避難行動要支援者と認める者	

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課・こども課・
館林市社会福祉協議会・館林保健福祉事務所

市は、平常時より要配慮者の情報の把握を通じて、以下に掲げる要件にあう避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとするため、定期的に更新をする。

庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

◆避難行動要支援者名簿：

避難行動要支援者名簿とは、市の保有する要配慮者に関する情報に基づき、避難行動要支援者の支援を実施するための基礎資料として、避難行動要支援者の全体的な状況の把握、災害時の避難行動の支援や安否確認に利用することを目的に作成した名簿をいう。

◆個別避難計画：

個別避難計画とは、避難行動要支援者が、確実に災害から避難するために、一人ひとりの状況に合わせて避難先や避難方法、避難するための支援者等を具体的に記載した計画をいう。

市が実施主体となり、本人の心身状況や居住実態、ハザードの状況等を勘案した上で、特に必要と認められる方について、優先的に作成を行う。

【個別避難計画に記載又は記録する事項】

- | | |
|------------|-------------|
| ① 氏名 | ⑦ 避難先 |
| ② 生年月日 | ⑧ 緊急時の連絡先 |
| ③ 住所（又は居所） | ⑨ 避難支援者の情報 |
| ④ 性別 | ⑩ 避難時配慮事項 |
| ⑤ 電話番号 | ⑪ 特記事項 |
| ⑥ 同居家族等 | ⑫ 避難支援時留意事項 |

(1) 避難行動要支援者名簿の作成・更新

ア 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には避難行動要支援者に関する氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項を掲載すること。

市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。また、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

イ 避難支援者等関係者への名簿の提供

市は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難支

援者等関係者に対し、避難行動要支援者本人から同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

ウ 名簿情報の適正管理

市は、名簿情報の提供に際し、情報の漏えいの防止等、必要な措置を講ずる。

エ 防災担当部局と福祉担当部局の連携

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

オ 避難行動要支援者名簿に関するその他の事項

避難行動要支援者名簿の具体的な作成方法等については、要配慮者対策を重点的に具体化した「館林市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」に掲載するものとする。

(2) 個別避難計画の作成・更新

ア 個別避難計画の作成・更新

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、館林市ハザードブックの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 被災者支援業務の迅速化・効率化

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ウ 避難支援等関係者への個別避難計画の提供

市は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

エ 個別避難計画情報の適正管理

市は、個別避難計画情報の提供に際し、情報の漏えいの防止等、必要な措置を講ずる。

オ 避難支援体制の整備

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

る。

カ 地区防災計画との整合

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

キ 避難行動要支援者名簿に関するその他の事項

個別避難計画の具体的な作成方法等については、要配慮者対策を重点的に具体化した「館林市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」に掲載するものとする。

3 避難体制の強化

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども課・
館林市社会福祉協議会・館林保健福祉事務所

市は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、「館林市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」に基づき、個別避難計画を作成するとともに、避難行動要支援者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難情報の伝達体制の整備

市長が発令する避難情報が避難行動要支援者ごとの特性に応じ迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難支援等関係者をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(4) 指定緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

安全確保について、要配慮者対策を重点的に具体化した「館林市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」に掲載するものとする。

4 福祉避難所の指定

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども課・健康推進課・
館林市社会福祉協議会・館林保健福祉事務所

(1) 福祉避難所の指定・整備

市は、福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するように努める。

福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備

に努める。

(2) 福祉避難所の設置・運営訓練

市は、災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

5 緊急連絡体制の整備

市民協働課・社会福祉課・高齢者支援課・
館林市社会福祉協議会・館林地区消防組合

市は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに、要配慮者ごとに複数の避難支援者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

また、市や福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。

6 環境整備

安全安心課・道路河川課

市は、要配慮者が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内及び外国語を付記した避難所案内板の設置を行うなど、避難のための環境整備に努める。

7 人材の確保

安全安心課・市民協働課・社会福祉課・こども課・
館林市社会福祉協議会

市は、要配慮者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

8 要配慮者利用施設管理者との連携

社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課・こども課・学校教育課

(1) 要配慮者利用施設

この節において、要配慮者利用施設とは以下に掲げる施設をいう。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 児童福祉施設② 障がい者福祉施設③ 高齢者施設④ 医療提供施設⑤ 幼稚園・保育園・認定こども園⑥ その他（生活保護法に基づく救護施設・更生施設・医療保護施設、学校教育法に基づく特別支援学校、その他実質的に要配慮者に関連する施設） |
|---|

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害に対する安全性を確保するものとする。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の管理者は、以下により、施設の防災体制を整備するものとする。

- ア 自施設の立地環境による災害危険性の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺のパトロール体制の整備
- オ 避難場所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 市、館林地区消防組合、県警察等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

上記に加え、浸水想定区域内にあり、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、当該計画に基づき、自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市に報告するものとする。

(4) 市の支援

- ア 市は、浸水想定区域内にあり、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設を適切に指定し、市地域防災計画において、これらの名称及び所在地について定めるものとする。なお、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に施設の指定の見直しを検討する。
- イ 市は、浸水想定区域内にあり、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設の所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。さらに、当該施設の所有者又は管理者が、洪水予報等の情報伝達訓練を実施する場合には、これを支援する。
- ウ 市は、浸水想定区域内にあり、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設における避難確保計画が未作成の場合には、所有者又は管理者に対し、作成に係る必要な指示を行う。なお、当該施設の所有者又は管理者が、指示に従わなかったときには、必要に応じてその旨を公表する。
- エ 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についての定期的な確認を実施する。

9 館林地区消防組合及び館林警察署の支援

館林地区消防組合・館林警察署

館林地区消防組合及び館林警察署は、要配慮者の避難体制の整備について、市と協力して以下の支援を行うものとする。

- (1) 緊急時における館林地区消防組合・館林警察署と要配慮者との連絡体制の整備
- (2) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- (3) 要配慮者への防災教育・啓発への協力

10 地域住民及び自主防災組織の支援

行政課・安全安心課

地域住民及び自主防災組織は、要配慮者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

11 防災教育及び啓発

安全安心課・市民協働課

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット（外国語を附記した）等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参画の呼びかけを行うなど、災害発生時に取るべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

12 防災と福祉の連携

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー・相談支援事業所等）の連携により、高齢者、障がい者及びその家族等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第5章 その他の災害予防

第1節 災害廃棄物対策

1 災害廃棄物の発生への対応

地球環境課・館林衛生施設組合

- (1) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (2) 市は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (3) 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (4) 市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第2節 罹災証明書の発行体制の整備

1 罹災証明書の発行体制の整備

税務課・行政課・安全安心課

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第3部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、市民に最も身近な行政主体として、第1次的には市が当たり、県が市を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、市の対応能力を超え、県の支援を受けてもなお不足するような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

風水害・雪害等による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に市民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。このほか広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では、標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

【用語の読替え】

本計画中、以下の名称は、災害対策本部を設置したとき、それぞれ右のとおり読み替えるものとする。

平常時の場合	災害対策本部設置の場合
館林市	本部
市長	本部長
副市長	副本部長
教育長	〃
各部長等	本部員
館林市〇〇部〇〇課	本部〇〇部〇〇班
館林市〇〇部〇〇課長	本部〇〇部〇〇班長

第1章 災害発生直前の対策

風水害、雪害等については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第1節 警報等の伝達

気象業務法（昭和27年法律第165号）等関係法令に基づき発表される警報・注意報及び特別警報の市への迅速かつ正確な通報・伝達体制等は、本計画の定めるところによるものとする。

1 伝達体制の整備

安全安心課

（1）体制の整備

市長は、気象警報・注意報及び特別警報の受信、伝達が迅速かつ的確に行われるよう、庁内における体制を常時整備しておくものとする。

（2）伝達責任者

市長は、気象警報・注意報及び特別警報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、総務部長を伝達責任者に定めるものとする。

ア 勤務時間中においては、伝達責任者として総務部長が必要に応じて市長に連絡するものとする。

イ 勤務時間外、休日においては、警報等を受領した日直者等が総務部長に直ちに報告し、総務部長は市長に連絡するものとする。

2 気象業務法に基づく警報・注意報及び特別警報

安全安心課・館林地区消防組合

（1）特別警報の種類及び発表基準

前橋地方気象台が発表する特別警報の種類及び発表基準は、以下の表のとおりである。

【特別警報の発表基準】

現象の種類	基準	過去の対象事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	平成24年7月九州北部豪雨 (死者・行方不明者29人) 平成23年台風第12号 (死者・行方不明者104人)
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	昭和34年伊勢湾台風 (死者・行方不明者5,000人以上) 昭和9年室戸台風 (死者・行方不明者3,000人以上)
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	昭和56年豪雪 (死者・行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者・行方不明者231人)

（2）警報・注意報の種類及び発表基準

前橋地方気象台が発表する警報・注意報の種類及び発表基準は、以下の表のとおりである。

【警報・注意報発表基準一覧表】

令和5年6月8日

発表官署		前橋地方気象台
府県予報区		群馬県
一次細分区域		南部
市町村等をまとめた地域		伊勢崎・太田地域
警報	暴風	(平均風速) 18m/ s
	暴風雪	(平均風速) 18m/ s 雪を伴う
	大雨(浸水害)	表面雨量指数基準23
	洪水	流域雨量指数基準：谷田川流域＝15.8、矢場川流域＝16.6、 多々良川流域＝10.6 指定河川洪水予報による基準：秋山川[大橋]、渡良瀬川上流部[高津戸]、 利根川上流部[八斗島・栗橋]、渡良瀬川下流部[足利]
	大雪	12時間の降積の深さ10cm
注意報	強風	平均風速13m/ s
	風雪	平均風速13m/ s 雪を伴う
	大雨	表面雨量指数基準12 土壌雨量指数基準76
	洪水	流域雨量指数基準：谷田川流域＝12.6、矢場川流域＝13.2、 多々良川流域＝8.4 指定河川洪水予報による基準：渡良瀬川下流部[足利]
	大雪	12時間の降雪の深さ5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	最小湿度が25%で、実効湿度50%※
	濃霧	視程100m
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下
	なだれ	①積雪があつて、24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm 以上
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温－6℃以下※
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 100mm

(注)①警報とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される区域に対して発表する。

②「※」印を付した要素は前橋地方気象台の値であることを示す。

③地震や火山の噴火など、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(参考) 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標

流域雨量指数：河川流域の降雨をもとに、洪水の危険度を評価するための指標

(3) 警報・注意報及び特別警報の発表地域区分

警報・注意報及び特別警報の発表単位は市町村とする。なお、大雨や洪水などの警報、注意報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

放送等に用いられる市町村をまとめた地域の名称			二次細分区域（市町村）
府県 予報区	一次細分 区域	市町村等を まとめた地域	
群馬県	北部	利根・沼田地域	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
		吾妻地域	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
	南部	前橋・桐生地域	前橋市、桐生市、渋川市、みどり市、榛東村、吉岡町
		伊勢崎・太田地域	伊勢崎市、太田市、 館林市 、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
		高崎・藤岡地域	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町

(4) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

【キキクル（警報の危険度分布）等の種類と概要】

種類	概要
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：館林市ハザードブックによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

種類	概要
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報、流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(5) 気象業務法に基づく府県気象情報等

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県南部、群馬県北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県）で発表される。

イ 府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

ウ 記録的短時間大雨情報

市が、警戒レベル4相当の状況となっているときに、数年に一度程度しか発生しないような記録的な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、より一層の警戒を呼びかけるよう、府県気象情報の一種として発表する。（1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測・解析した場合）

エ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、「群馬県南部」「群馬県北部」を対象に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、「群馬県南部」「群馬県北部」を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

(6) 消防法に基づく火災気象通報

ア 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、「火災気象通報」として、県（危機管理課）にその旨を通報する。

イ 「火災気象通報」を行う場合の基準は、以下のいずれかの条件に該当したときに行う。

(ア) 実効湿度が50%以下で、最小湿度が25%以下になる見込みのとき（乾燥注意報の発表基準と同じ）。

(イ) 平均風速が13m/s以上吹く見込みのとき。（強風注意報の発表基準と同じ。ただし、降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは、通報しないことがある）

(ウ) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が35%以下となり、平均風速が8m/s以上に

なる見込みのとき。

ウ 「火災気象通報」は、注意報・警報の地域区分に従い、県の「全域」、「南部」及び「北部」の区分により行うものとする。

(7) 消防法に基づく火災警報

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、館林地区消防組合と連携し、必要に応じて火災警報を発するものとする。

(8) 水防法に基づく水防警報

水防法第16条第1項の規定に基づいて国土交通大臣及び知事は、洪水による災害の発生が予想される場合においては、以下の基準により水防警報を発表する。

- 利根川：利根川上流河川事務所
- 渡良瀬川、旗川、秋山川、矢場川、多々良川：渡良瀬川河川事務所
- 谷田川、新堀川：館林土木事務所

種類	内容	発表基準
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが水防活動をやめることができない旨を警告するもの	【国土交通大臣】 気象予・警報等あるいは、河川の状況により、特に必要と認めるとき。
		【知事】 気象予・警報等及び河川状況により特に必要と認められるとき。又は、水防団待機水位に達したとき、又は、氾濫注意水位以下に下降したとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	【国土交通大臣】【知事】 雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	【国土交通大臣】 洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位・流量等その他河川状況により必要と認めるとき。
		【知事】 洪水注意報等により、又は水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警戒するもの	【国土交通大臣】【知事】 洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こるおそれのあるとき。

種類	内容	発表基準
解除	水防活動を必要とする増水状況が解除した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	【国土交通大臣】 氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動をする河川状況が解消したと認めるとき。
		【知事】 水防団待機水位以下に下降したとき、又は水防団待機水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川流域の状況等、水防活動上必要とするもの。	状況により必要と認めるとき。

(9) 水防法に基づく洪水予報

ア 河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

利根川上流部及び渡良瀬川下流部については、国土交通省関東地方整備局と気象庁大気海洋部が、渡良瀬川上流部については、渡良瀬川河川事務所と前橋地方気象台・宇都宮地方気象台が共同で下表の標題により発表する。

種類	標題	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報 警戒レベル5 相当水位	災害が既に発生しているときに発表される。 緊急安全確保の発令の判断の参考とする。
	氾濫危険情報 警戒レベル4 相当水位	氾濫危険水位に達したとき、あるいは、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない市民への対応が必要である。 この後に避難指示の発令の判断の参考とする。
	氾濫警戒情報 警戒レベル3 相当水位	一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	氾濫注意情報 警戒レベル2 相当水位	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。

参考：気象庁ホームページをもとに作成

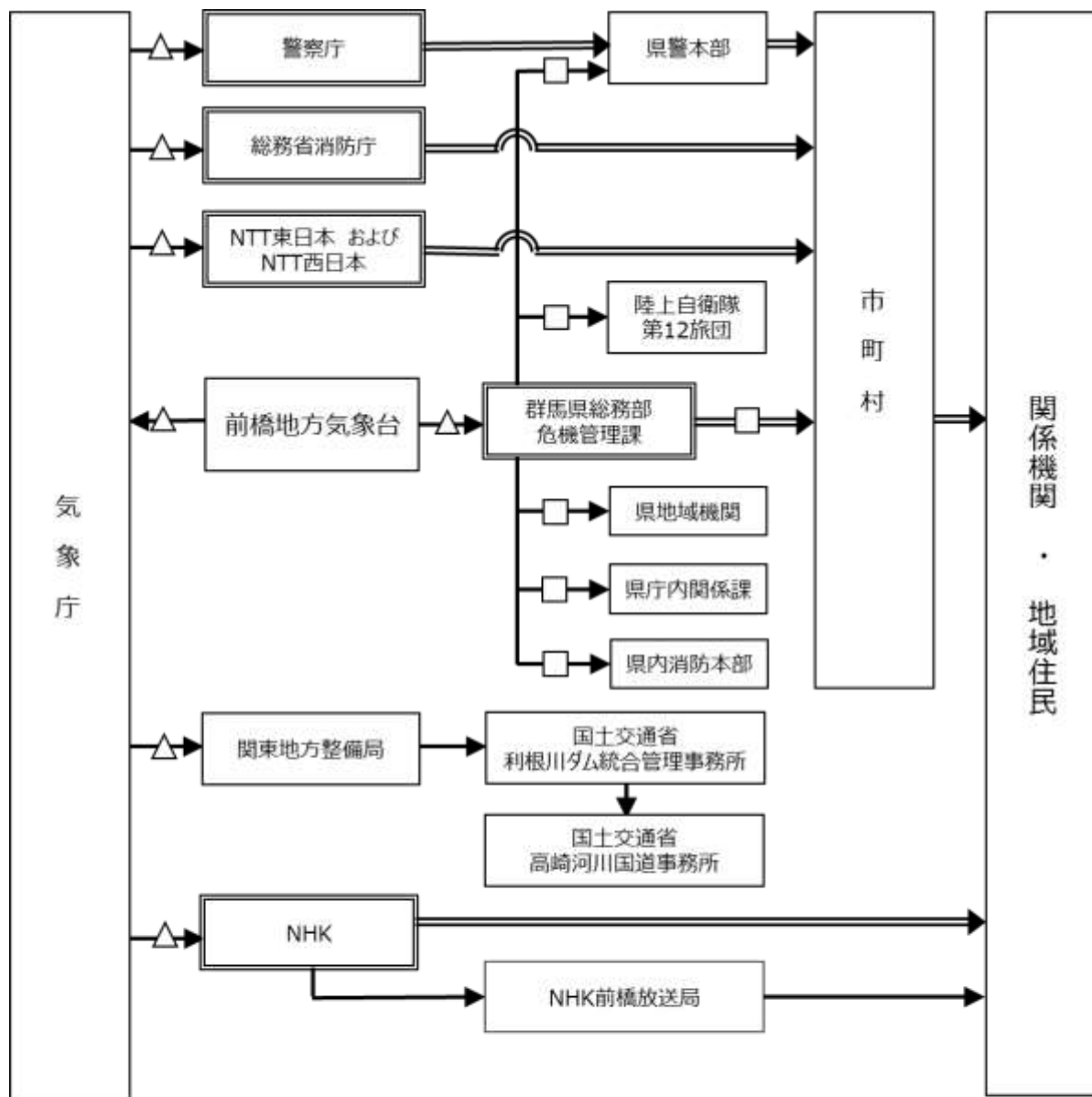
イ 基準地点及び水位の種類は、館林地区消防組合水防計画による。

3 気象警報・注意報及び特別警報の通報伝達系統

安全安心課

(1) 気象業務法に基づく警報・注意報及び特別警報の通報伝達

前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、以下のとおりとする。



※ 各種防災気象情報は前橋地方気象台から配信される

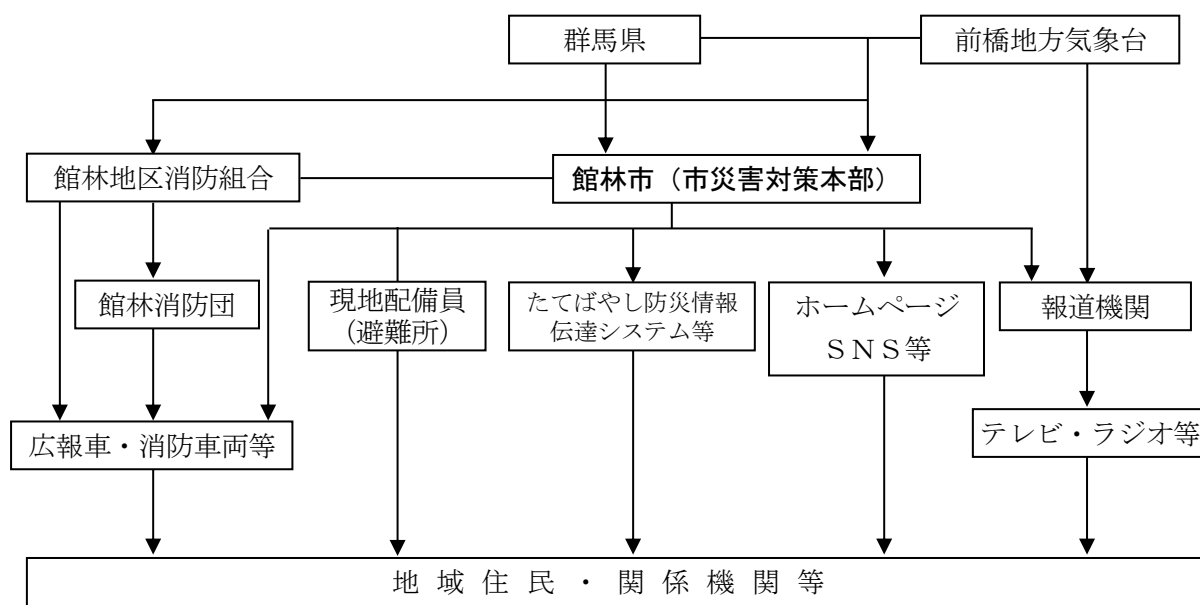
(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の2から5によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

△ 專用回線

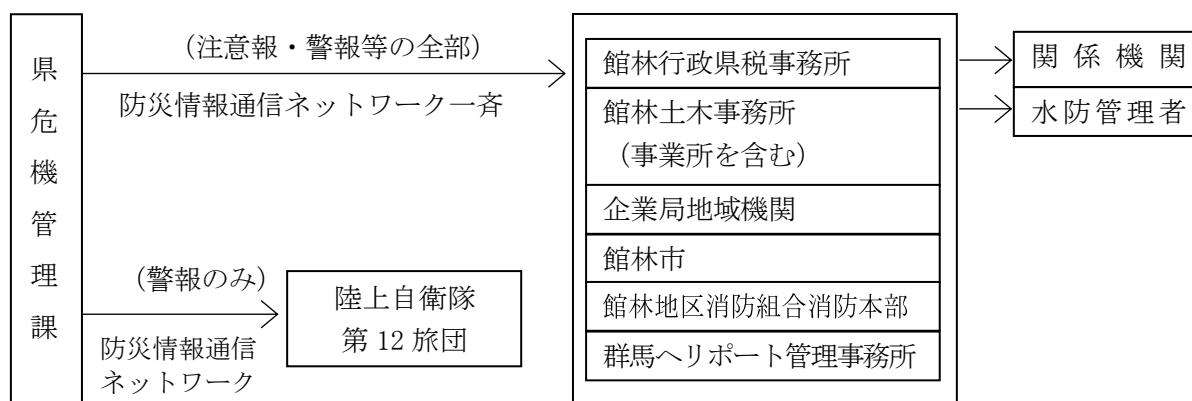
☐ 県防災情報通信ネットワーク

【館林市から市民等への情報伝達系統】



(2) 県危機管理課からの通報伝達系統

県危機管理課からの通報伝達系統は以下のとおりとする。



(3) 市における措置

市長は、県等関係機関から注意報又は警報等の伝達を受けたとき、あるいは、テレビ、ラジオ放送などにより注意報又は警報等が発せられていることを知ったときは、以下の措置等その対策を速やかに実施するものとする。

ア 県地域機関等と緊密に連絡を取るほか、テレビ、ラジオ放送には特に注意し、適切な情報の把握に努め、その対策に万全を期するものとする。

イ 県（危機管理課）から火災気象通報の伝達を受けたときは、消防本部と密接な情報交換を行い、その地域の条件を考慮のうえ火災警報を発令するものとする。

ウ 警報等を市民及び関係者に徹底するに当たり、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置についても警告するものとする。

エ 大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達するものとする。

オ 警報等を市民及び関係者に周知するに当たっては、おおむね以下の方法等により速やかに行うものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮するものとする。

- (ア) 広報車等による広報
- (イ) サイレン、警鐘による方法
- (ウ) たてばやし防災情報伝達システムによる配信
- (エ) 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール
- (オ) 伝達組織等を通じた方法

(4) 勤務時間外における通報伝達

勤務時間外に通報伝達される警報及び火災気象通報等の通報伝達は、「第3部第3章第4節2 動員指示の伝達方法」の定めるところによる。

4 異常現象発見時の措置

安全安心課

災害対策基本法に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という）を発見した者は、以下により関係機関に通報するものとする。

(1) 通報を要する異常現象

ア 著しく異常な気象現象

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水等

イ 火山現象

噴火、鳴動、降灰、噴気、噴煙の顕著な異常変化、湧水の異常変化等

(2) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報するものとする。

(3) 警察官の通報

警察官は異常現象を発見し、又は通報を受けた場合は、速やかに市長に通報するものとする。

(4) 市長の通報

上記(1)及び(2)等により異常現象を承知した市長は、直ちに以下の機関に通報又は連絡するものとする。

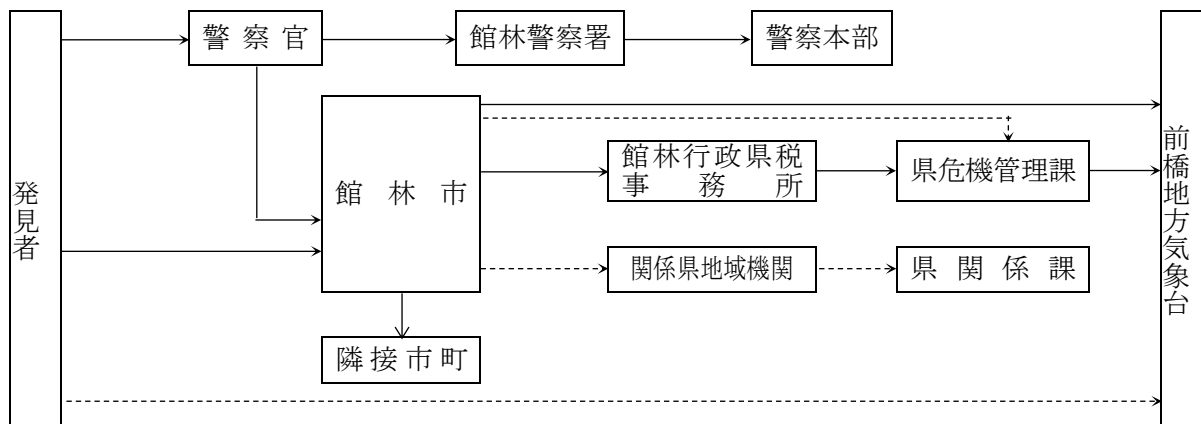
ア 前橋地方気象台

イ 県危機管理課、館林行政県税事務所その他異常現象に関係のある県関係機関

ウ 必要に応じ異常現象に関係のある隣接市町

(5) 異常現象の通報系統

通報系統は、以下のとおりである。



第2節 避難誘導

避難誘導に係る計画は以下のとおりとする。

緊急時に際し、危険区域にある市民を安全区域に避難させるため、市は適切に避難情報を発令するとともに、必要により避難所を開設し、管理に当たるものとする。

1 要避難状況の把握活動の早期実施

本部班

市長は、人的被害の発生する可能性が高まり、要配慮者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階には、避難所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始）し、それ以外の者は家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始するための高齢者等避難を発令するものとする。

災害の危険がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が適切な時期に必要な措置を取らなければならない。特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難情報

本部班・秘書班・行政班・福祉班・高齢介護班・こども班・ 館林市社会福祉協議会

(1) 避難情報の発令

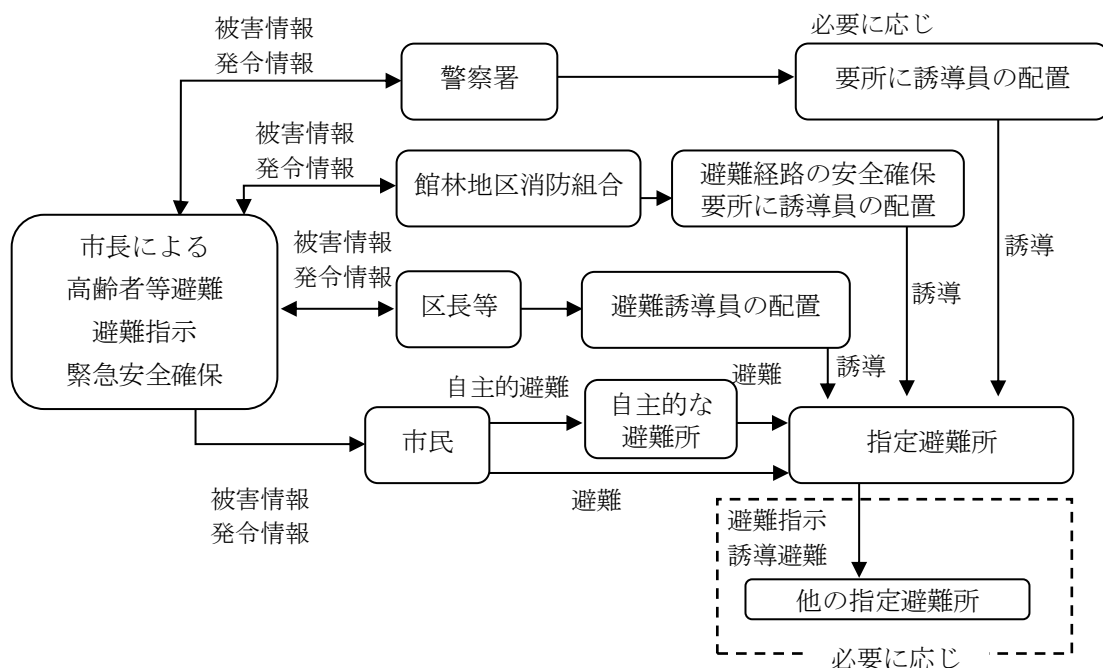
ア 市長は、市民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難情報を発令するものとする。

特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

イ 市長のほか法令に基づき避難情報を発令する権限を有する者は、市民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難情報を発令するものとする。

- る。
- ウ 市は、市民に対して避難情報を発令するにあたり、対象地区の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における発令に努めるものとする。
- エ 市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報を発令するための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。
- オ 避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、館林市ハザードブック等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、市民等への周知徹底に努めるものとする。
- カ 市長は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずるべきことにも留意するものとする。
- キ 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。
- ク 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難情報の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、市は、避難情報の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。
- ケ 避難情報に係る「流れ」、「実施者」、「措置」及び「発令の基準」は、以下の表のとおりである。

【避難情報の発令と避難の流れ】



① 市長が発令する避難情報の基準

区分	実施者	措置	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	市長 (災害対策基本法第56条)	・要配慮者の避難開始 ・一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
警戒レベル4 避難指示	市長 (災害対策基本法第60条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	市長 (災害対策基本法第60条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。

② 法律に基づき市長に代わる者が発令する場合の避難情報の基準

区分	実施者	措置	発令基準
警戒レベル4 避難指示	知事 (災害対策基本法第60条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者 〔水防法第29条〕	・立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示	市長が立退きを指示することができないとき又は市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	・避難の指示	天災等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	・避難の指示	天災等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、警察官がその場にいないとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	知事 (災害対策基本法第60条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。

【避難情報の発表基準】

警戒レベル5 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●発令基準（河川情報）：堤防天端水位到達・越水 ●居住者等が取るべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
警戒レベル4	●発令される状況：災害のおそれ高い

避難指示	●発令基準（河川情報）：氾濫危険水位到達 ●居住者等が取るべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル3 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●発令基準（河川情報）：避難判断水位到達 ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

（2）避難情報の内容

避難情報の発令は、以下の内容を明示して行う。（「資料集 11. 避難情報通知書」参照）
なお、明示するに当たっては、要配慮者に配慮した簡潔な指示を行うものとする。

- ア 避難対象地区名
- イ 避難先及び避難経路（屋内安全確保を含む）
- ウ 避難を必要とする理由
- エ その他必要事項（災害危険箇所の存在等）

資料集

11. 避難情報通知書

（3）周知方法

避難情報を発令した場合は、おおむね以下の方法により当該地域の市民に伝達広報を行い、周知徹底を図る。

- ア 口頭又は拡声機による伝達
 - 関係者により直接口頭又は拡声機によって当該地域住民に伝達、周知する。
- イ 広報車による伝達
 - 市所有の広報車又は必要により、館林地区消防組合の消防車両等や館林警察署にパトカーの出動を要請し、関係地域を巡回して伝達、周知する。
- ウ 携帯電話（たてばやし防災情報伝達システム・エリアメール・緊急速報メール）への配信により市民に伝達、周知する。
- エ 市ホームページにより市民に伝達、周知する。
- オ 市エックス（旧ツイッター）及び市公式LINEにより市民に伝達、周知する。
- カ 放送を活用した伝達
 - NHK、民放8社（日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送）、群馬テレビ、FM群馬、ケーブルテレビ館林に放送を依頼して市民に伝達、周知する。
- キ 区長による伝達
 - 当該区域の区長を通じて市民に伝達、周知する。
- ク 職員等の派遣による戸別訪問
 - その他前記による伝達が不可能な場合、あるいは夜間停電時の場合には、職員等の派遣又は警察官、館林消防団等に協力を依頼し、戸別訪問により伝達、周知する。

(4) 関係機関への連絡

避難情報を発令した場合には、当該地域の市民等と同様に関係機関に通知又は連絡するものとする。

ア 県への報告

避難情報を発令した場合には、館林行政県税事務所を経由して（又は、直接）県危機管理課に報告する。

イ 施設管理者への連絡

避難所として指定している学校、公民館等の施設の管理者に対し、速やかに連絡し開設準備等を求める。

ウ 警察、館林地区消防組合等への連絡

避難住民の誘導、整理のため、警察、消防等の関係機関に避難情報の内容を伝えるとともに協力を求める。

エ 近隣市町への連絡

災害の状況により、避難者が近隣市町内へ避難する場合もあるため、近隣市町にその旨を連絡し、協力を求めるものとする。

(5) 避難情報の解除

市は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

3 避難の方法

行政班・本部班・市民協働班・福祉班・高齢介護班・こども班・生涯学習班・
学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・
館林地区消防組合・館林警察署・館林市区長協議会・館林市社会福祉協議会・
要配慮者利用施設管理者・市民・事業所・自主防災組織

(1) 避難誘導の方法

避難誘導は、人命の安全を第一に考え、混乱を避け、安全かつ円滑に行うよう努めるとともに、要配慮者の避難にも十分配慮するものとする。

ア 避難誘導は、市職員のほか、警察官、消防団員、区長等の協力を得て行い、できるだけ地域ごとの集団避難を心がけるものとする。避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。

イ 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、もっとも安全と思われる避難経路を選定する。危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。また、夜間においては可能な限り照明器具等を使用して避難中の事故防止に努める。

ウ 避難立退きに当たっては、要配慮者を優先して行う。避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難情報を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

エ 避難は、原則として徒歩によるものとするが、状況により高齢者、障がい者、乳幼児、病人又は歩行困難者は、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。

オ 常に周囲の状況に注意し、避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

(2) 避難の方法

ア 行政区及び事業所等の防災組織は、避難情報が発令された場合において、可能な限り集団避難方式により段階的に避難場所へ避難させるものとする。

イ 要配慮者利用施設管理者は、地域住民の協力を得て避難誘導の徹底を期するものとする。

ウ 市から避難情報が発令されなかった場合においても、市民はラジオ等の災害報道又は周囲の被災状況に応じて、自主的に避難場所へ避難するものとする。

(3) 避難経路の確保

市民は、指定避難所まで最短で安全な経路を確保するものとする。また、避難経路上以下の点を考慮・想定して避難経路を選択するものとする。

- ア 浸水の深さ
- イ 流れが速く足がすくわれる点
- ウ 足元に段差があり、深みにはまる危険性
- エ マンホールなどの蓋がずれ落ちる点

(4) 避難時の留意事項

避難に当たり以下の事項を市民に周知徹底するものとする。

- ア 戸締り、火気及び電気ブレーカーの始末を完全にする。
- イ 携行品は必要最少限度のものにすること。
- ウ 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。
- エ 原則として徒歩によるものとし、車での避難は極力避けるよう指導すること。

(5) 避難終了後の確認

- ア 避難情報を発令した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置を取るものとする。
- イ 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置を取る。

4 警戒区域の設定

本部班

警戒区域（※）の設定は以下のとおりであるが、市は警戒区域を設定したときは、速やかに県（館林行政県税事務所を経由して、危機管理課又は直接危機管理課）、館林警察署、館林地区消防組合等関係機関に連絡するものとする。

※警戒区域：災害対策基本法第63条に基づき指定される区域で、同法第60条の避難指示とは異なり、事実上の避難命令に該当するものとして、区域内への立ち入りが罰則付きで制限、禁止、退去を命令されるため、警戒区域の適用には慎重な姿勢がとられる。

- (1) 実施責任者は市長とし、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行使する市職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があった場合は、警察官が行うことができる。
- (2) 派遣を命じられた自衛官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行使する市職員が現場にいない場合に限り、自衛官が行うことができる。

実施者	措置	実施の基準
市長 (災害対策基本法第63条第1項)	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
警察官 (災害対策基本法第63条第2項他)	立ち入りの制限、禁止、退去命令	市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行使する市職員が現場にいない場合、又は依頼された場合。

実施者	措置	実施の基準
自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行使する市職員が現場にいない場合。

- (3) 館林地区消防組合消防長又は館林消防署長は、火災時の警戒区域（消防法第28条）の設定を行うことができる。消防職員及び消防団員は、火災の現場における消防警戒区域（消防法第28条第1項）の設定を行うことができる。また、いずれも、水災を除く他の災害の場合に準用して警戒区域を設定することができるものとする。

5 要配慮者利用施設への伝達系統

秘書班

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設への伝達系統は以下のとおりとする。また、浸水想定区域要配慮者利用施設については、資料集のとおりとする。

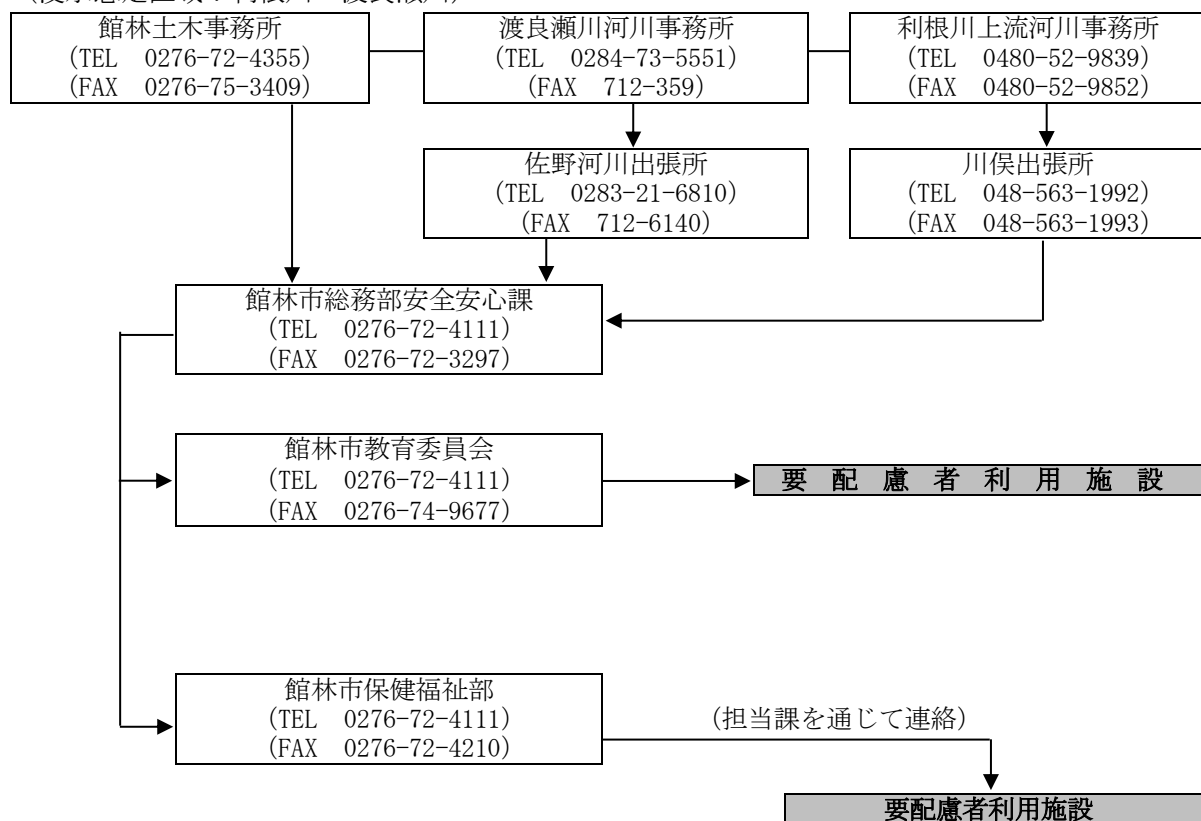
資料集

3. 要配慮者利用施設

【要配慮者利用施設への情報伝達経路図】

利根川・渡良瀬川洪水予報の伝達

(浸水想定区域：利根川・渡良瀬川)



第3節 広域避難

災害が発生するおそれ段階において、予測される被害が広域にわたる場合、県内の他市町村や他都道府県の市町村への立ち退き避難が必要となることが想定される。

このため、以下に、広域避難が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、市民の広域避難を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、市は、他市町村等へ市民の広域避難に係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域避難に係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

本部班

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、当該避難者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、(1)による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。
- (4) (3)の場合において、協議先市町村は、当該市町村において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者等に通知するとともに、市に通知するものとする。
- (5) 市は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県（危機管理課）に報告するものとする。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

本部班

- (1) 市は、1(1)の場合において、他の都道府県内の市町村への受け入れについては、県（危機管理課）に対し、当該他の都道府県と要避難者の受入れについて協議することを求めるものとする。これに併せて、市は一級河川利根川や一級河川渡良瀬川を渡河する橋梁等の道路の通行可否を道路管理者に確認する。
- (2) 県（危機管理課）は、市町村から協議要求があったときは、他の都道府県と協議を行う。
- (3) 県（危機管理課）は、(2)の協議をするときは、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (4) 県（危機管理課）は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した要避難者を受け入れるべき避難場所の決定に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を市に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) 市は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するものとする。

3 市による県外広域避難の協議等

本部班

- (1) 市は、2(1)の場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (3) (2)の報告を受けた県（危機管理課）は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告する。
- (4) 市は、都道府県外協議市町村から要避難者を受け入れるべき避難場所の決定通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県（危機管理課）に報告するものとする。
- (5) (4)の報告を受けた県（危機管理課）は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告する。

4 広域避難に係る助言

本部班

市は、県に対し、避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を求めることができる。

第4節 災害未然防止活動

1 水防活動の実施

本部班

市は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施するものとする。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

第5節 物資に関する事前対策

1 物資調達・輸送等に関する事前対策

本部班

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を手早く開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第2章 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

風水害、雪害等が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1節 災害情報の収集・連絡

市は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という）を迅速に収集しなければならない。その際、以下のことに留意するものとする。

- (1) 情報の収集に当たっては、市民の生命・身体に係る情報を優先的に収集する。
- (2) 情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないため、収集する際は、情報源を明らかにして収集する。
- (3) 災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を収集する。

1 被害報告等取扱責任者

本部班

災害対策本部長は、総務部長を被害報告取扱責任者とし、消防庁、県及び館林地区消防組合等へ被害報告等を迅速かつ的確に処理させるものとする。

2 被害等の調査・報告

企画班・財政班・調査班・本部班・環境班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・農政班・商工班・道路河川班・緑のまち推進班・下水道班・教育総務班・生涯学習班・学校教育班・協力応援機関（団体）

(1) 調査方法

ア 被害状況等の調査は、以下のとおり関係機関及び団体の協力、応援を得て実施するとともに情報を収集する。

被害調査事項	担当班	協力応援機関・(団体)
人的被害	調査班	館林市区長協議会、館林警察署、館林地区消防組合
住家等一般被害	調査班	館林市区長協議会、館林地区消防組合
医療関係被害	医療防疫班	館林市邑楽郡医師会、邑楽館林医療企業団
防疫、衛生関係被害	医療防疫班 環境班	館林保健福祉事務所 東部環境事務所
農業関係被害	農政班	邑楽館林農業協同組合、東部農業事務所
商工業関係被害	商工班	館林商工会議所
土木施設関係被害	道路河川班	館林市建設業者、館林土木事務所
上下水道施設関係被害	本部班 下水道班	群馬東部水道企業団、館林管工設備協同組合 下水道排水設備指定工事店

被害調査事項	担当班	協力応援機関・(団体)
公園施設等関係被害	緑のまち推進班	館林邑楽造園事業協同組合
市有財産関係被害	財政班	
社会福祉関係被害	福祉班 高齢介護班 こども班	各施設の長
教育施設等関係被害	教育総務班 生涯学習班 学校教育班	各施設の長、東部教育事務所
火災・災害情報	企画班 本部班	館林地区消防組合

イ 市は、館林市内郵便局との「災害時における相互協力に関する協定」に基づき、郵便局職員から市内の被災状況等を調査する。

ウ 前記ア、イの調査により収集した被害情報は総務部長に集約し、総務部長は市長に報告する。

(2) 調査上の留意点

ア 被害状況等の調査に当たっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏重複調査のないよう十分留意し、異なった被害状況は調整すること。

イ 被災世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録、食料供給事務関係の諸帳簿と照合する等、的確を期すること。

ウ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

3 情報の収集、伝達

本部班

市は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、一般電話（FAXを含む）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取扱い（第3部第2章第2節「通信手段の確保」参照）、あるいは携帯電話を利用し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳（ふくそう）するので災害時優先電話等により防災関係機関相互の回線を確保する。

なお、通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

4 被害状況の報告

本部班

市における被害状況の報告は、以下による。

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火

災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

イ この際、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁(資料集)に直接報告する。

ウ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

エ 具体的な報告方法は以下による。

(ア) 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に様式1「災害概況即報」(資料集)により報告する。

(イ) 被害状況即報

災害概況即報の後、様式2「被害状況即報」(資料集)及び「被害状況即報続紙」(資料集)により報告する。

報告の頻度は以下による。

① 第1報は、被害状況を確認し次第報告。

② 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。

③ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。

(ウ) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に様式4「災害確定報告」(資料集)及び様式5「災害確定報告続紙」(資料集)により報告する。

(エ) 記入要領

① 被害認定基準(資料集)は、別表による。

② 続紙(様式3、様式5)の「被害の区分」は、様式2「被害状況即報」及び様式4「災害確定報告」の区分欄による。

③ 続紙(様式3、様式5)の「被害発生地区」は、市内の行政区域による。

④ 続紙(様式3、様式5)の「数(名称)」は、様式2「被害状況即報」及び様式4「災害確定報告」の区分欄に従い、以下による。

○死者、行方不明、重傷、軽傷	人数
○住家被害のうち全焼、半焼、一部破損、床上浸水、床下浸水	棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他	名称
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水	面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設	名称
○その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通	名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス	戸数、回線数
○その他のうちブロック塀等	箇所数
○火災のうち建物	棟数
○火災のうち危険物その他	名称

資料集

1. 関係機関の連絡先
8. 被害程度の認定基準

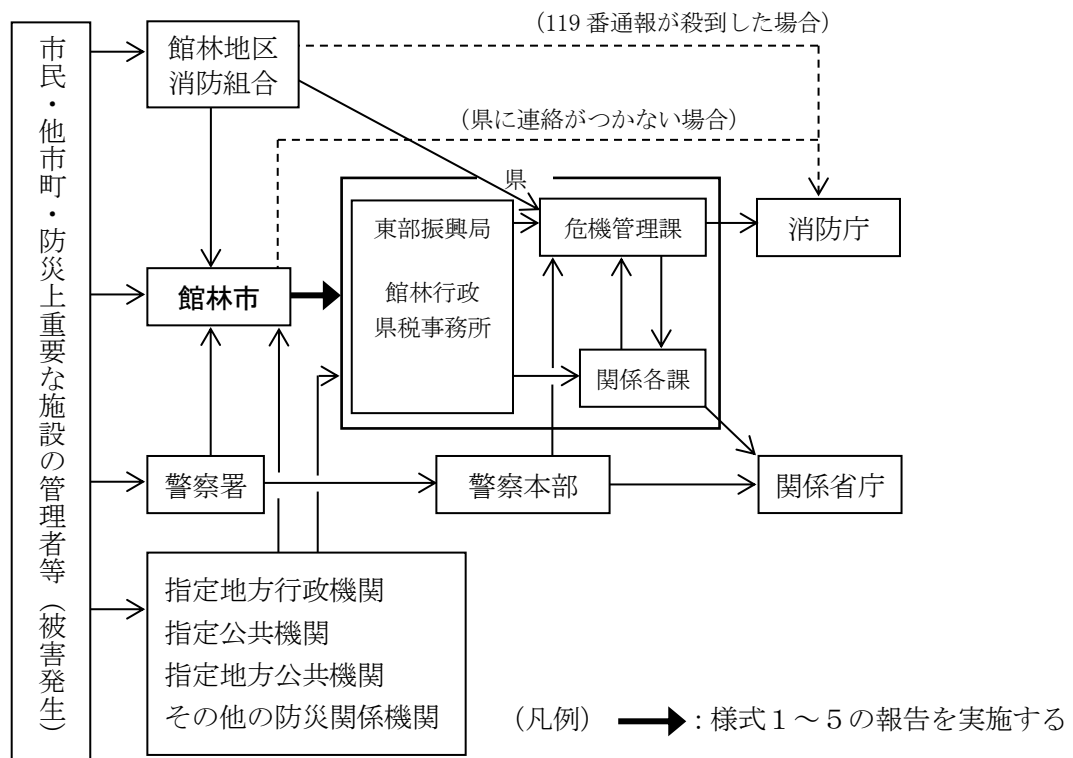
- 様式1 「災害概況即報」
様式2 「被害状況即報」
様式3 「被害状況即報続紙」
様式4 「災害確定報告」
様式5 「災害確定報告続紙」

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

(3) 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

【被害情報連絡系統図】



5 被害程度の認定基準

本部班

被害状況の報告に当たっての「被害程度の認定基準」は、資料集のとおりである。

資料集

8. 被害程度の認定基準

第2節 通信手段の確保

災害発生時における被災状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集伝達手段の確保が重要である。このため市及びその他の防災関係機関は、各種の有線・無線等の通信手段を有効に活用し効果的な運用を図るものとする。

1 災害時における通信の方法

本部班

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

(1) 通信施設の現況

本市の通信施設としては、以下の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

ア 県防災行政無線

(ア) 県防災行政無線は、県と県内各市町、消防本部、県地域機関とを有機的に結んでいる。

(イ) 市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県地域機関や近隣市町等との連絡に活用する。

イ 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

(2) 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

(3) 緊急情報連絡用回線の設定

市は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE（PS-LTE）、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

(4) 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、以下の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市	↔	県	= 県防災行政無線・NTT回線
市	↔	館林消防署	= 県防災行政無線・NTT回線・衛星電話回線
市	↔	警察	= NTT回線
市	↔	各区長	= NTT回線・広報車

(5) 一般加入電話回線の優先利用（災害時優先電話）

災害時優先電話とは、災害の救援、復旧や公共の秩序維持に関係する機関に設置するので、NTTであらかじめ登録されている。被災地及びその途中にある全ての電話設備が被災しない限り優先的に通話が可能となっている。

市は、NTTであらかじめ登録してある災害時優先電話を使用して、災害時の電話混雑時における優先的な通信を行う。なお、災害時優先電話は、発信のみ優先となっており、相手が話中の場合は一般加入電話と同様に接続できないため、緊急時には発信専用とする。

資料集

4. 防災行政無線電話

(6) 他機関の通信設備の利用

災害により有線通信が途絶し、又は災害に関する要請、伝達及び応急措置を実施するときは、災害対策基本法第57条又は同法第79条の規定に基づき利用できる。近隣地域における他機関の通信施設は、以下のとおりである。

- ア NTT無線………NTT東日本群馬支店
- イ 警察無線………館林警察署
- ウ 消防無線………館林地区消防組合消防本部

(7) 非常通信の確保

災害により有線通信等による通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づき非常通信（※）の確保を図るものとする。

※電波法第52条の規定[非常通信]：地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

ア 非常通信の発受

非常通信の発受は、無線局をもった者が自ら行うほか、防災関係機関の依頼によりこれを行うものとする。

イ 発信依頼要請

発信依頼は以下の要領で発信を希望する通信文を電報頼信紙（なければ適宜の用紙で可）に記載し、依頼先の無線局に持参する。

- ① 冒頭に「非常」と朱書きする。
- ② あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。
- ③ 本文を200字以内で記載する。（濁点、半濁点は字数に数えない）
- ④ 末尾に発信者の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。
- ⑤ 災害時優先電話の利用

(8) アマチュア無線の協力要請

災害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、館林アマチュア無線クラブに協力を求め、通信の確保を図るものとする。

(9) 全ての通信が途絶した場合の措置

災害により全ての通信が途絶した場合には、防災機関までの連絡、災害現場等への指示などは、被災状況に応じてバイク、自転車、徒歩等により使用者を派遣して通信を確保する。

第3章 活動体制の確立

市は、災害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった、応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1節 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

1 災害対策本部

安全安心課

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、市長は災害対策基本法第23条第2項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

ア 市内に風水害、雪害等による大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるとき。

イ その他市長が市本部を設置する必要があると認めたとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、館林市役所内 501 会議室に設置する。ただし、非常用電源を必要とする場合は政策審議室に、災害の状況により市庁舎に設置できない場合は、向井千秋記念子ども科学館又はその他の付近の市有施設に設置する。

(3) 設置の手続

ア 災害対策本部を構成する部長相当職にあるものは、災害対策本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長に災害対策本部の設置を要請する。

イ 総務部長は、災害対策本部設置の要請があった場合、その他災害対策本部を設置する必要があると認めた場合は災害対策本部の設置を市長に具申する。

2 本部会議

安全安心課

本部会議は、災害応急対策に関する重要案件を審議のうえ決定する。

本部員は、必要によりそれぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出する。

【重要案件例】

- ① 被災状況や災害情報を把握し、優先される応急対策について。
- ② 職員の動員状況や応急対策の実施状況を把握し、他団体等への応援要請について。
- ③ 警戒区域の設定について。
- ④ 避難所の開設状況を把握の上、必要な支援対策について。
- ⑤ 国及び県等への報告・要請事項について。
- ⑥ 自衛隊の派遣要請・受入れ及び撤収要請について。
- ⑦ 広報すべき事項・文案及び優先順位について。
- ⑧ 災害ボランティアの受入れ・協力体制について。

⑨ 緊急輸送道路等の交通規制等の要請について。

3 災害対策本部員付及び災害対策本部情報連絡員

安全安心課

(1) 災害対策本部員付

災害対策本部員付は、本部員がそれぞれ指揮監督する所属職員のうちから指名する者をもって充て、本部員の事務を補助し、当該本部員に事故あるときは、その職務を代行する。

(2) 災害対策本部情報連絡員

災害対策本部情報連絡員は、総務部長が指名する者をもって充て、災害対策本部長の指示により公立館林厚生病院、館林地区消防組合等へ派遣し、対応状況や市への要請事項等を収集し、災害対策本部へ報告するとともに、市が把握した情報や市の対応状況、今後の対応等の情報提供を行う。

4 現地配備員

安全安心課・現地配備員

市長は、現地配備員をあらかじめ定めておき、状況により増員するものとする。

現地配備員は、以下に定める事務を担当する。

また、動員人数等については、別途定める計画によるものとする。

(1) 災害時における避難所対応として、指定避難所等に現地配備員を派遣する。

(2) 配置場所は指定避難所とする。

(3) 現地配備員の配置は、現地配備員一覧表を別に定めるものとする。

(4) 現地責任者

ア 現地配備員の中からあらかじめ現地責任者を定める。

イ 現地責任者は、災害対策（警戒）本部との連絡調整を行う。

(5) 現地配備員の分担する業務

ア 避難及び被害状況の把握

イ 災害対策本部への避難及び被害状況の報告

ウ 災害対策本部からの指示、その他の情報の伝達並びに避難住民の指導

エ 行政区組織との連携による指定緊急避難場所の管理

オ 食料飲料水、寝具等生活必需品の供給

カ その他、現地責任者が必要と認めた事項

(6) 現地配備員の行動基準

ア 避難した住民を行政区単位でまとめ、避難地内に待機させる。

イ 行政区の役員と協力し、住民の冷静な行動を呼びかける。

ウ 災害発生後の最混乱期における各種問題点については、市対策本部と連絡しながら処理する。

(7) 現地配備員の登庁基準

ア 市の全域にわたり重大な災害が発生するおそれがある場合、又は一地域に被害甚大な災害が発生し、災害対策（警戒）本部長が当該現地配備を指令したとき。

イ 本市の震度が5強以上を記録したとき。

ウ その他予想されない重大な災害が市域内に発生したとき。

(8) 集合手段

集合する際は、徒歩又は自転車・バイク等を利用するものとするが、集合行程の事情に

合わせ、安全な方法を選択する。

(9) 現地配備員の応援

現地配備員の動員に不足が生じたときは、本部長の指示により、現地配備員の相互応援を行うものとする。

(10) 現地配備員の増員

避難所の追加開設や交換要員の確保等により、あらかじめ選任した現地配備員のみでは対応できない場合、災害対策本部長は、職員の中から現地配備員を選任し、各避難所へ配備するものとする。

(11) その他

現地配備員配置は、配備員の住所移動や機構改革等により修正の必要があれば、適宜見直しを図るものとする。

5 関係機関への通報

秘書課・企画課・安全安心課

本部を設置又は廃止したときは、速やかに以下の表の機関にその旨を通報するものとする。

通報又は公表先	通報担当課	通報又は公表方法
庁内各課	財政課	庁内放送、電話、口頭等その他迅速な方法
出先機関	各主管課	電話、FAX、口頭等その他迅速な方法
県危機管理課及び 館林行政県税事務所	安全安心課	県防災行政無線、電話、FAX、文書、Ｌアラート (災害情報共有システム)等その他迅速な方法
館林地区消防組合	〃	県防災行政無線、電話、FAX、文書等その他迅速な方法
館林警察署	〃	電話、FAX、文書等その他迅速な方法
指定地方行政機関、 指定公共機関及び 指定地方公共機関	企画課	〃
隣接市町、公共的団体	〃	〃
一般市民	秘書課	市ホームページ、市エックス(旧ツイッター)、市公式LINE、広報車、電話、口頭等(区長を通じ市民に)
報道機関	〃	電話、FAX、文書、口頭、Ｌアラート(災害情報共有システム)等

6 災害対策本部の活動の優先順位

安全安心課

(1) 災害対策本部の設置は、職員の動員とともに行うため、その設置直後から完全な活動を実施することは困難である。したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。活動の優先順位は、「別表3 初動対応時の時系列応急対応表」(P115)を参照する。

(2) 災害対策の実施に関する事務は、他の全ての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

7 本部連絡会議

安全安心課

各部相互の連絡調整及び各種情報の収集を行うため、災害対策本部員付を指名された者で構成する本部連絡会議を開催する。

8 緊急支援チームの設置

企画課・人事課

災害対応に係る多大な事務量や多岐にわたり単独の部署で処理するには効率的ではない事務が発生した場合には、庁内若しくは臨時的雇用などにより必要な人員を確保し、緊急支援チームを設置する。

9 災害対策本部の廃止

安全安心課

災害対策本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

10 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

安全安心課

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。

なお、この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

第2節 災害対策本部の組織

1 災害対策本部の組織編成

安全安心課

災害対策本部の組織は別表1、事務分掌は別表2のとおりとする。

2 市長の職務代理者の決定

安全安心課

市長が災害発生時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、以下の順位によるものとする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

第3順位 総務部長

3 本部の標識の掲示

安全安心課

本部を設置した場合は、市役所正面玄関又は適当な場所に「館林市災害対策本部」の標識を掲示するものとする。

4 現地災害対策本部

安全安心課

以下のいずれかに該当する場合に、災害地に現地災害対策本部を設置し、災害対策活動を行う。

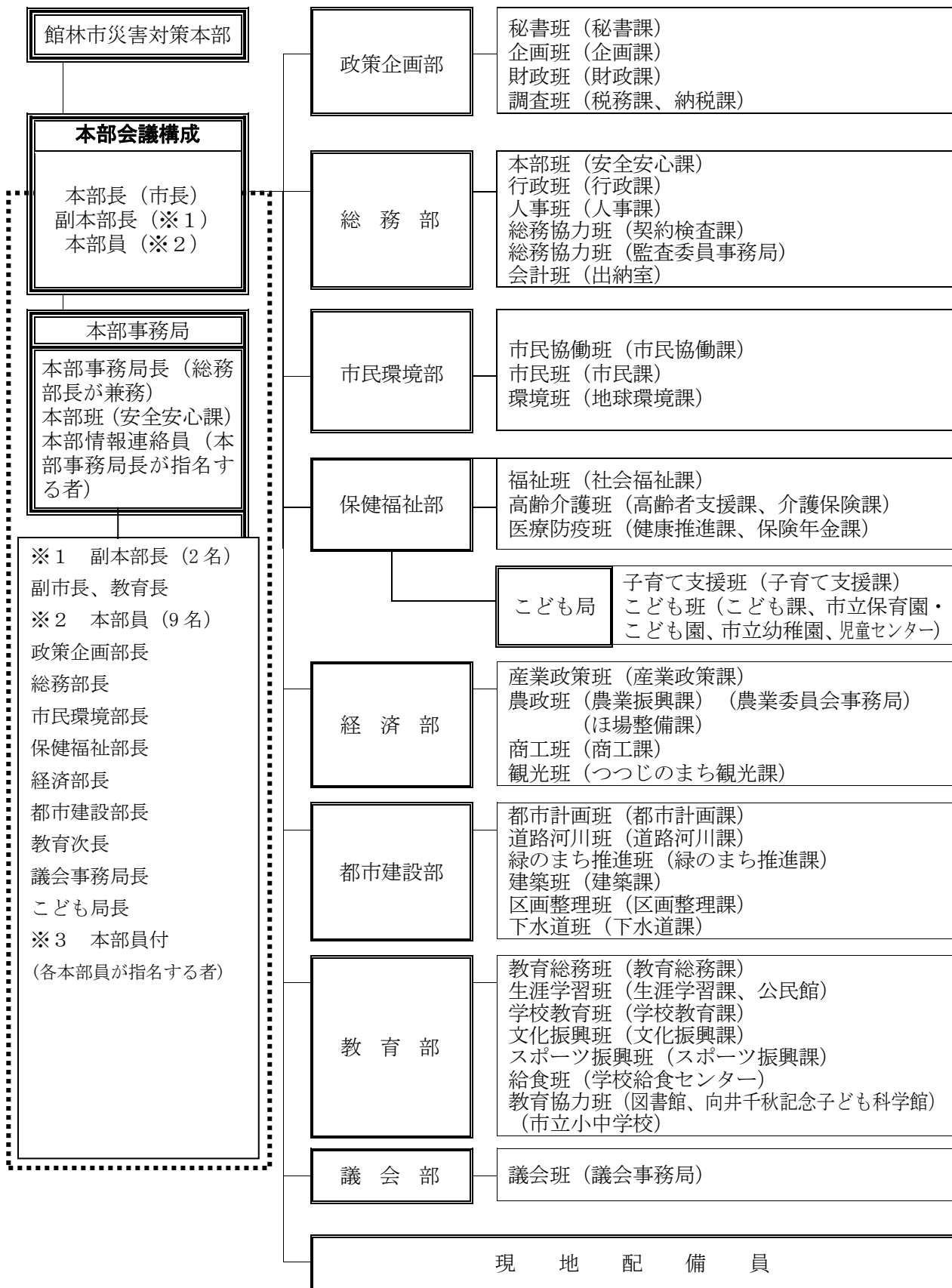
- (1) 災害対策本部長は、災害地が本部から遠隔の場合、又は本部との通信連絡に円滑を欠く場合等特定の区域において災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、当該区域内に現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部には現地災害対策本部長及び現地災害対策本部その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

5 初動時の対応

安全安心課

災害対策本部の初動対応については、以下の「別表3 初動対応時の時系列応急対応表」によるものとする。

別表1 災害対策本部の組織



別表2 災害対策本部事務分掌

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
政 策 企 画 部 (政策企画部長)	秘 書 班 (秘 書 課 長)	1 市長及び副市長の秘書に関すること。 2 災害関連情報の広報伝達に関すること。 3 映像記録及び資料の収集・整理に関すること。 4 報道機関との連絡調整に関すること。 5 災害情報等のインターネットへの情報発信に関すること。 6 部内各班の協力に関すること。
	企 画 班 (企 画 課 長)	1 緊急支援チームの編成に関すること。 2 国、県等関係機関、団体との連絡調整に関すること。 3 復興計画の策定に関すること。 4 災害関連情報の統括に関すること。 5 情報システムの災害時における活用・調整に関すること。 6 部内の総合調整及び政策企画部関連業務で班に属さない事項に関すること。
	財 政 班 (財 政 課 長)	1 災害予算の編成、執行に関すること。 2 市で実施する各種財政的な処置に関すること及びその調整に関すること。 3 庁舎の保全に関すること。 4 市有財産の災害対策に関すること。 5 備蓄物資の活用に係る総合調整に関すること。 6 市有車両の災害対策のための配車に関すること。 7 災害救助法等に基づく輸送業務に関すること。 8 輸送機関との連絡調整に関すること。 9 部内各班の協力に関すること。
	調 査 班 (税 務 課 長) (納 税 課 長)	1 住家等建築物被害状況及び人的被害調査に関すること。 2 災害に伴う市税の申告期限の延長及び減免等の市税緩和措置に関すること。 3 部内各班の協力に関すること。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
総 務 部 (総務部長)	行 政 班 (行 政 課 長)	1 災害時の個人情報の保護に関すること。 2 重要文書及び公印の保全に関すること。 3 緊急で重要な法律問題に対する支援に関すること。 4 災害時の市議会に関すること。 5 行政区等地域住民組織との連絡調整に関すること。 6 自主防災組織との連絡調整に関すること。 7 罹災証明書の交付に関すること。 8 部内の総合調整及び総務部関連業務で班に属さない事項に関すること。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
	本 部 班 (安全安心課長)	1 災害対策本部の設置、解除及び庶務に関すること。 2 本部の総括に関すること。 3 市長の命令等の伝達に関すること。 4 職員の動員及び増員に関すること。 5 各部との連絡調整に関すること。 6 国、県への報告、調整に関すること。 7 消防本部、警察等関係機関との連絡調整に関すること。 8 ライフライン関係機関との連絡調整に関すること。 9 自衛隊の派遣要請及び受入れに関すること。 10 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 11 応援協定に基づく応援要請に関すること。 12 収集した情報の分析及び対応の検討に関すること。 13 国等の視察対応に関すること。 14 防災行政用無線の統制に関すること。 15 災害救助法の適用等に関すること。 16 被災者生活再建支援法に関すること。 17 その他いずれの部又は班に属さない事項に関すること。
	人 事 班 (人事課長)	1 公務災害補償その他被災職員に対する給付及び援助に関すること。 2 災害派遣職員の受入れ及び配置に関すること。 3 市職員及び家族の被災状況の調査に関すること。 4 緊急支援チームの編成に関すること。 5 職員の災害派遣、メンタルヘルスに関すること。 6 職員への食糧等の配給に関すること。 7 部内各班の協力に関すること。
	総 務 協 力 班 (契約検査課長)	部内各班の協力に関すること。
	総 務 協 力 班 (監査委員事務局長)	部内各班の協力に関すること。
	会 計 班 (出納室長)	1 災害経費の出納に関すること。 2 義援金の一時保管に関すること。 3 部内各班の協力に関すること。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
市 民 環 境 部 (市民環境部長)	市 民 協 働 班 (市民協働課長)	1 ボランティアとの協力体制にかかる情報収集及び連絡調整に関すること。 2 外国人への情報提供、相談に関すること。 3 市の対応に対する意見、要望、苦情等の受付及び調整に関すること。 4 部内の総合調整及び市民環境部関連業務で班に属さない

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
		事項に関すること。
	市 民 班 (市民課長)	1 行方不明者の受付に関すること。 2 被災者の実態調査に関すること。 3 災害救助法等に基づく遺体の搜索、収容及び埋火葬に関すること。 4 部内各班の協力に関すること。
	環 境 班 (地球環境課長)	1 消毒及び衛生に関すること。 2 死亡獣畜処理(家畜以外)に関すること。 3 災害による環境汚染の調査に関すること。 4 放射性物質の影響に関すること。 5 被災地のし尿処理に関すること。 6 井戸水の水質検査等に関すること。 7 避難所等の仮設トイレの調達・設置に関すること。 8 被災者のペット対策に関すること。 9 清掃施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 10 災害時の廃棄物処理に関すること。 11 被災地の応急的清掃に関すること。 12 館林衛生施設組合との連絡、調整に関すること。 13 部内各班の協力に関すること。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
保 健 福 祉 部 (保健福祉部長)	福 祉 班 (社会福祉課長)	1 福祉避難所の開設・運営・管理に関すること。 2 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 日本赤十字社その他社会福祉団体との連絡調整に関すること。 4 館林市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 5 障がい者等要配慮者の安全確保に関すること。 6 障がい者の被災状況の把握に関すること。 7 食品の給与に関すること。 8 生活必需品の給与・貸与に関すること。 9 救援物資の給与に関すること。 10 義援物資・義援金の募集、配分に関すること。 11 災害救助法等に基づく救助に関すること。 12 災害弔慰金等の支給に関すること。 13 災害援護資金貸付金等の貸付けに関すること。 14 部内の総合調整及び保健福祉部関連業務で班に属さない事項に関すること。
	高 齢 介 護 班 (高齢者支援課長)	1 高齢者等要配慮者の安全確保対策に関すること。 2 高齢者の被災状況の把握に関すること。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
	(介護保険課長)	3 高齢者福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 4 福祉避難所の開設・運営・管理に関する事 5 福祉避難所への専門的なスタッフの確保・派遣に関する事 6 部内各班の協力に関する事
	医 療 防 疫 班 (健康推進課長) (保険年金課長)	1 避難所及び救護所の開設・運営・管理に関する事 2 救護班の配備計画に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 医療機関の被害状況の把握に関する事 5 医薬品等の調達及び配分に関する事 6 臨時予防接種に関する事 7 災害時の助産に関する事 8 避難者等のメンタルヘルスに関する事 9 災害時の防疫に関する事 10 災害救助法等に基づく医療に関する事 11 部内各班の協力に関する事
	こども局	
	子 育 て 支 援 班 (子育て支援課)	1 児童関係政策に係る国・県との連絡及び調整に関する事 2 母子・父子福祉団体との協力に関する事 3 母子父子寡婦福祉資金の交付に関する事 4 部内各班の協力に関する事
	こ ど も 班 (こども課) 市立保育園 市立認定こども園 市立幼稚園 (施設長) 児童センター・児童館 (施設長)	1 児童の安全確保対策に関する事 2 保育所等児童福祉施設の被害調査と応急復旧に関する事 3 保育所等児童福祉施設の災害対策に関する事 4 保育所等児童福祉施設避難所の開設・運営・管理・協力に関する事 5 災害時における園児の避難に関する事 6 部内各班の協力に関する事

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
経 済 部 (経済部長)	産 業 政 策 班 (産業政策課長)	1 災害時の産業対策の総合調整に関する事 2 燃料の供給に関する情報の取りまとめに関する事 3 市民の安全のために重要な施設等への燃料の供給の要請に関する事 4 市民の就労支援に関する事 5 部内の総合調整及び経済部関連業務で班に属さない事項に関する事
	農 政 班 (農業振興課長)	1 農業関係の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2 農道、農業用水路、ほ場整備地区等の被害調査及び復旧に

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
	(ほ場整備課長) (農業委員会事務局長)	関すること。 3 農業用水利の調整に関すること。 4 被害農作物の技術指導に関すること。 5 食料の調達及び供給に関すること。 6 農産物の応急供給確保に関すること。 7 農業の災害関係融資に関すること。 8 死亡獣畜処理（家畜）に関すること。 9 農作物の風評被害対策に関すること。 10 部内各班の協力に関すること。
	商 工 班 (商工課長)	1 商工業の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 被災商工業者への災害関係融資に関すること。 3 生活物資の調達及び輸送に関すること。 4 災害救助法等に基づく正業に必要な資金の貸与に関すること。 5 商工業団体との連絡調整に関すること。 6 部内各班の協力に関すること。
	観 光 班 (つつじのまち観光課長)	1 観光施設の被害調査及び復旧に関すること。 2 観光業団体との連絡調整に関すること。 3 観光客の安全確保に関すること。 4 部内各班の協力に関すること。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
都 市 建 設 部 (都市建設部長)	都 市 計 画 班 (都市計画課長)	1 復興計画に関すること。 2 被災宅地危険度判定に関すること。 3 部内の総合調整及び都市建設部関連業務で班に属さない事項に関すること。
	道 路 河 川 班 (道路河川課)	1 建設業者との連絡調整に関すること。 2 建設機械・車両の借上げ・配車及び建設資材の確保調達に関すること。 3 土木建設に係る救援労力の要請及び受入配置に関すること。 4 公共土木施設の被害調査及び復旧に関すること。 5 河川、道路及び橋梁の危険箇所等の把握、警戒、応急措置及び復旧に関すること。 6 災害救助法等に基づく障害物の除去に関すること。 7 緊急輸送路の確保に関すること。 8 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金に関すること。 9 部内各班の協力に関すること。
	緑 の ま ち 推 進 班 (緑のまち推進課長)	1 造園業者との連絡調整に関すること。 2 公園施設等の被害調査、報告、応急措置、復旧及び必要な

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
		対策に関すること。 3 部内各班の協力に関すること。
	建 築 班 (建 築 課 長)	1 建設業者との連絡調整に関すること。 2 建設機械・車両の借上げ・配車及び建設資材の確保調達に関すること。 3 土木建設に係る救援労力の要請及び受入配置に関すること。 4 市営住宅等の被害調査及び応急対策に関すること。 5 被災建築物応急危険度判定に関すること。 6 被災宅危険度判定に関すること。 7 災害救助法等に基づく住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設に関すること。 8 市営住宅への応急入居の確保に関すること。 9 建築基準法及び耐震改修促進法に関すること。 10 部内各班の協力に関すること。
	区 画 整 理 班 (区 画 整 理 課 長)	1 土地地区画整理地区の被害調査、報告、応急措置、復旧及び必要な対策に関すること。 2 部内各班の協力に関すること。
	下 水 道 班 (下 水 道 課 長)	1 下水道施設の被害調査・応急復旧及び災害復旧工事に関すること。 2 災害時の下水道施設の管理に関すること。 3 下水道工事事業所等との連絡調整に関すること。 4 下水道に係る総合相談窓口に関すること。 5 部内各班の協力に関すること。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
教 育 部 (教 育 次 長)	教 育 総 務 班 (教 育 総 務 課 長)	1 教育関係災害情報の収集に関すること。 2 市教育委員会所管施設の避難所開設の総括に関すること。 3 関係機関との連絡に関すること。 4 部内の連絡及び情報収集、総合調整に関すること。 5 部内の総合調整及び教育部関連業務で班に属さない事項に関すること。
	生 涯 学 習 班 (生 涯 学 習 課 長) 市 内 公 民 館 (公 民 館 長)	1 生涯学習施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 生涯学習課所管施設の避難所開設・運営・管理に関すること。 3 救援物資集積地の開設に関すること。 4 関係団体への協力要請に関すること。 5 部内各班の協力に関すること。
	学 校 教 育 班	1 幼児・児童・生徒の安全確保対策に関すること。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
	(学校教育課長)	2 学校施設の被害調査と応急復旧に関する事 3 教職員の災害対策のための確保・動員に関する事 4 災害時の応急教育に関する事 5 災害救助法等に基づく学用品の調達及び供与に関する事 6 学校避難所の開設・運営・管理に関する事 7 部内各班の協力に関する事
	文 化 振 興 班 (文化振興課長)	1 文化施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 文化施設の避難所開設・運営・管理に関する事 3 文化財の被害調査及び応急復旧に関する事 4 部内各班の協力に関する事
	ス ポ ー ツ 振 興 班 (スポーツ振興課長)	1 公園競技施設及び社会体育施設の被害調査及び復旧に関する事 2 公園競技施設及び社会体育施設の避難所開設・運営・管理に関する事 3 部内各班の協力に関する事
	給 食 班 (学校給食センター所長)	1 災害時の学校給食に関する事 2 災害救助法等に基づく被災者の炊き出しに関する事 3 部内各班の協力に関する事
	教 育 協 力 班 (図書館長) (向井千秋記念子ども科学館長)	部内各班の協力に関する事
	市 内 各 小 中 学 校 (学 校 長)	1 学校等の災害対策に関する事 2 避難所の開設・管理・運営・協力に関する事

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
議 会 部 (議会事務局長)	議 会 班 (議会事務局次長)	1 議員からの情報収集及び情報伝達に関する事 2 議員からの相談に関する事

別表3 初動対応時の時系列応急対応表

【市長の初動対応】

	主な応急活動内容		
	災害発生～12 時間位まで	災害発生 12 時間位～ 3 日位まで	3 日位から 1 週間位まで
市長の初動対応	- 災害対策本部設置、動員、初期活動の指示 - 本部会議の招集、本部連絡員の配備 - 必要に応じ、現地災害対策本部の設置 - 必要に応じ、現地配備員の派遣 - 避難所開設の指示 - 必要に応じ、警戒区域の設定 - 必要に応じ、避難情報の指示 - 自衛隊への災害派遣要請 - 市民への広報指示	- 他団体等への応援要請 - 県防災ヘリコプターの要請 - 自衛隊への災害派遣要請（継続） - 必要に応じ、警戒区域の設定（継続） - 必要に応じ、避難情報の指示（継続） 国、県及び関係機関への報告 - 救急・救助活動、医療活動の指示 - 必要に応じ、交通規制の実施及び要請 - 避難所運営支援の指示 - 食料、飲料水、燃料、生活物資の調達・供給指示 - 市民への広報指示（継続） - ライフライン情報の広報指示 - ボランティアの受入体制整備を指示 - 義援物資、義援金の受入体制整備を指示 - 廃棄物処理の指示	- ライフライン情報の広報指示（継続） - 必要に応じ、警戒区域の設定（継続） - 必要に応じ、避難情報の指示（継続） - 保健衛生・防疫・障害物除去活動の指示 国、県及び関係機関への報告（継続） - 救急・救助活動、医療活動の指示（継続） - 必要に応じ、交通規制の実施及び要請（継続） - 避難所運営支援の指示（継続） - 食料、飲料水、燃料、生活物資の調達・供給指示（継続） - 市民への広報指示（継続） - ボランティアの受入体制整備を指示（継続） - 義援物資、義援金の受入体制整備を指示（継続） - 廃棄物処理の指示

【災害対策本部各班の初動対応】

主な項目	班名	主な応急活動内容		
		災害発生～12 時間位まで	災害発生 12 時間位～3 日位まで	3 日位から 1 週間位まで
被害情報の収集	秘書班 企画班 本部班 行政班 教育総務班	- 市民及び各部署からの被害情報の収集伝達 - 館林地区消防組合消防本部、館林消防団からの被害情報の収集伝達 - その他からの被害情報の収集伝達	- 建物等の被害情報の収集伝達 - ライフライン被害情報の収集伝達 - 交通、公共施設等の被害情報の収集伝達 - 被災者への生活情報の収集伝達	被災者への生活情報の収集伝達
市民への広報	秘書班 企画班 本部班 市民協働班	- 被害状況（特に火災）に関する情報 - 避難情報及び安全な避難場所に関する情報 - パニック防止を促す情報	- 各種被害状況に関する情報 - 避難所に関する情報の広報 - 救援救護に関する情報 - 行政の対応に関する情報	- ライフライン等の復旧に関する情報 - 避難所に関する情報の広報 - 救援救護に関する情報 - 総合相談窓口の開設に関する情報
避難対策	福祉班 高齢介護班 こども班 医療防疫班 商工班 教育総務班 生涯学習班 学校教育班 文化振興班 スポーツ振興班 給食班 市内各小中学校	- 避難所の開設、運営 - 避難人員及び避難状況の把握	- 避難所の運営 - 避難所への飲料水、食糧、燃料、生活必需品等の供給 - 仮設トイレの設置及び衛生管理	- 臨時無料電話等の設置 - 避難人員、生活状況の実態把握
広域応援の要請	本部班 市民協働班 福祉班	- 自衛隊の派遣要請と受入れ - 災害救助法適用の要請 県、隣接市町等への応援要請	- 広域応援の受入れ - 救援物資の受入れ - ボランティアの受入れ	
人命救出・医療活動	市民班 医療防疫班	- 生き埋め者等の救出活動 - 負傷者等の救急医療活動	- 生き埋め者等の救出活動 - 負傷者等の救急医療活動 - 医療救護所の開設、運営 - 後方医療機関への搬送	- 負傷者等の救急医療活動 - メンタルケア
救援活動	福祉班 農政班 商工班	- 飲料水、食糧の確保及び供給 - 生活必需品の確保及び供給	- 飲料水、食糧の供給 - 生活必需品の供給	救援物資の配給

主な項目	班名	主な応急活動内容		
		災害発生～12時間位まで	災害発生12時間位～3日位まで	3日位から1週間位まで
	生涯学習班			
交通規制・ 緊急輸送・防犯	財政班 道路河川班	- 交通規制及び交通処理 - 緊急輸送路の確保 - 地域の安全対策	- 交通規制及び交通処理 - 緊急輸送路の確保 - 地域の安全対策	- 交通規制及び交通処理 - 緊急輸送路の確保 - 地域の安全対策
要配慮者 への対応	福祉班 高齢介護班 こども班 医療防疫班	- 安否の確認、緊急介護 - 避難所でのケア	- 安否の確認、緊急介護 - 避難所でのケア - 重症要介護者の施設への受入れ	- 安否の確認、緊急介護 - 避難所でのケア - 要介護者の施設への受入れ
遺体搬送・ 安置・埋火葬	市民班		- 遺体の安置、搬送 - 火葬場等の確保	- 遺体の安置、搬送 - 火葬場等の確保
ライフライン	本部班 道路河川班 下水道班	被害情報の収集	ライフラインの復旧	ライフラインの復旧
廃棄物・ し尿・防疫対策	医療防疫班 道路河川班 環境班		- 仮設トイレの設置 - ごみ・し尿処理 - がれき処理	- 仮設トイレの設置 - ごみ・し尿処理 - がれき処理 - 防疫
生活再建	行政班 調査班 建築班 学校教育班			- 罹災証明書の交付準備 - 住家被害認定等の実施準備 - 応急仮設住宅建設の準備 - 被災建築物応急修理の準備 - 学校再開の準備

第3節 災害警戒本部等の設置

1 災害警戒本部

安全安心課

(1) 設置基準

総務部長は、災害対策本部が設置されない場合で、以下のいずれかに該当し関係部長と協議のうえ必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

ア 市を含む区域に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係課相互の緊密な連絡・調整が必要な場合

イ 気象警報の発表の有無にかかわらず、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係課相互の緊密な連絡・調整が必要な場合

(2) 設置場所

災害警戒本部は、館林市役所内政策審議室に設置する。災害の状況により市庁舎に設置できない場合は、向井千秋記念子ども科学館又はその他の付近の市有施設に設置する。

2 災害警戒本部の組織

安全安心課

災害警戒本部の本部長は総務部長とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、総務部長が災害警戒時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、政策企画部長とする。

3 県への報告及び防災関係機関との連携

安全安心課

災害警戒本部長は、災害警戒本部を設置した際には、速やかに県危機管理課及び館林行政県税事務所に報告し、防災関係機関と連携しながら、災害発生時の監視及び情報収集を行うものとする。

4 災害警戒本部の廃止

安全安心課

災害警戒本部長は、災害による被害の発生するおそれがなくなり、災害警戒本部を設置する必要がなくなったと認めた場合は、災害警戒本部の廃止を決定し、関係機関に周知を行う。

第4節 職員の非常参集

災害応急活動に関し、所要の人員を確保するため、以下により動員を行う。

1 動員の決定

本部班

(1) 動員の決定

ア 市長は、災害対策本部を設置したときは、以下の表の基準に従い動員の区分を決定す

るものとする。

イ 総務部長は、災害警戒本部を設置したときは、関係部長と協議の上、動員の規模を決定するものとする。ただし、動員の規模を検討するいとまがない場合は、以下の表に掲げる動員体制をとり、災害対策本部への移行も視野に入れた警戒体制とする。

【動員基準】

動員	状 況	適 用 基 準
初期動員	大雨、洪水等の警報の発表により、災害の発生が予想され関係各部局の連絡調整が必要な場合。 (各所属の約 10%に相当する人数)	災害警戒本部を設置し、主として情報の収集・連絡活動を実施する必要がある場合で、動員の規模を検討するいとまがないとき。
1号動員	大雨、洪水等の警報が発表され、その状況から災害の発生が予想される場合において、本部長が当該動員を指令したとき。 (各所属の約 25%に相当する人数)	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要があるとき。
2号動員	大雨、洪水等の警報が発表され、事態が切迫し被害が予想される場合において、本部長が当該動員を指令したとき。 (各所属の約 50%に相当する人数)	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて1号動員では要員が不足するとき。
3号動員	大雨、洪水等の特別警報が発表され、市内全域にわたって風水害、雪害等が発生すると予想される場合又は被害が特に甚大になると予想される場合において、本部長が当該動員を指令したとき。 (全職員)	災害対策本部を設置し、各種応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて市の総力を挙げて対応する必要があるとき。

(2) 初動時の対応

初動時の応急対応については、「別表3 初動対応時の時系列応急対応表」を参照する。

(3) 現地配備員の登庁基準

ア 市全域にわたり、重大な災害が発生するおそれがある場合、又は一地域に被害甚大な災害が発生し、市長が現地配備を指令したとき。

イ その他予想されない重大な災害が市域内に発生したとき。

(4) 動員計画

各部・班は、職員一人ひとりに動員区分と職務内容を周知するとともに、別途「動員計画」を定め、体制の整備に努めるものとする。

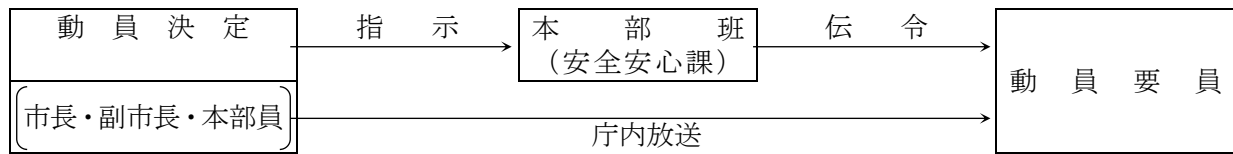
2 動員指示の伝達方法

本部班

(1) 勤務時間中における動員伝達

市長の決定に基づき、本部連絡員をとおして動員の発令を伝達するとともに、在庁時にあつては庁内放送を通じて庁内各班に伝達するものとする。また、総務部長は、館林地区

消防組合に伝達するものとする。



(2) 勤務時間外（休日・祝日含）における動員伝達

勤務時間外の動員を迅速・的確に行い素早い初動体制の確立を図るため、勤務時間外の連絡体制の強化に努める。

動員の伝達方法は、電話、メール、緊急連絡網（動員計画）等により行うものとする。

ア 当直者は、動員基準に該当する気象予警報等が防災関係機関から通知され、又は市民から災害発生の通報等があった場合は、直ちに総務部長に連絡する。

イ 総務部長は、直ちに状況を市長に連絡するとともに、副市長及び教育長にも連絡する。

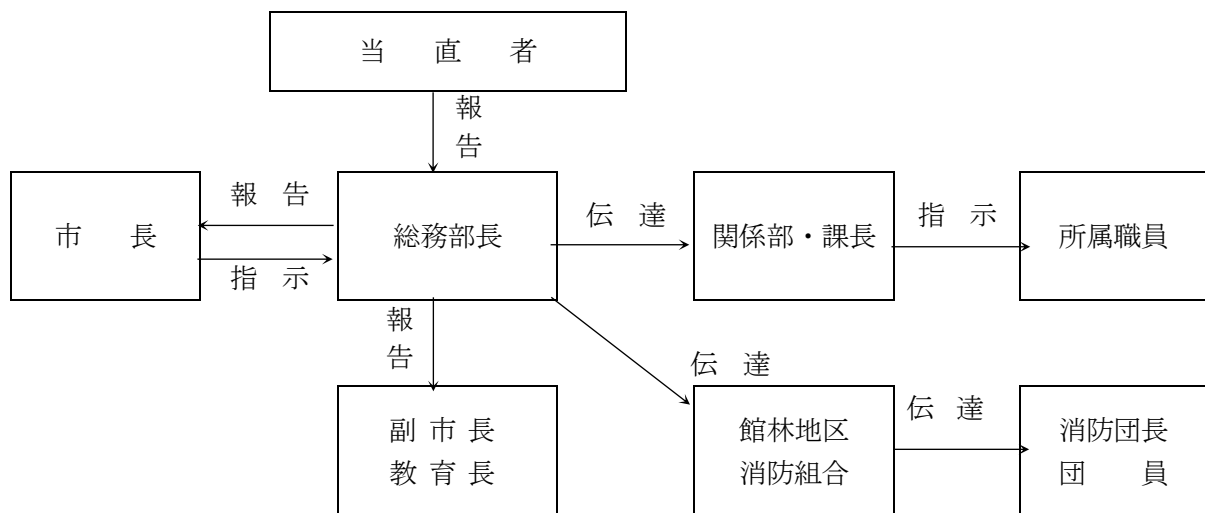
ウ 市長は、動員体制を敷く必要があると判断した場合には、災害に応じた動員体制を総務部長に指示するものとする。

エ 指示を受けた総務部長は関係部課長に、関係部課長は所属職員に速やかに伝達する。

また、総務部長は、館林地区消防組合にも伝達する。

オ 連絡を受けた職員は、指示に基づき以後の状況の推移に注意し、自宅待機あるいは速やかに登庁する。

カ 職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、上司に連絡し、あるいは直ちに登庁し、上司の指示を受けるものとする。



(3) 動員状況の報告

各所属長は30分ごとに職員の参集状況について、本部班に報告することとする。

本部班は各班の参集状況を「動員状況報告書（様式2）」に記入する。

また、動員が完了した際には、「職員の動員及び安否等確認票（様式1）」に記入する。

3 参集時の留意事項

本部班

(1) 登庁場所

ア 動員の伝達を受けた職員は、可能な限り自己の勤務場所に登庁するものとする。なお、現地配備員は、現地に登庁するものとする。

イ 道路の決壊等により自己の勤務場所に登庁することが困難な場合には、登庁可能となるまでの間、最寄りの避難所に指定されている公共施設等に参集し、当該施設長の指揮を受けるものとする。なお、この場合には、速やかに所属長にその旨を連絡するとともに、登庁可能となり次第、登庁するものとする。

(2) 登庁の方法

登庁に当たっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮する。

(3) 登庁時の留意事項

ア 登庁に当たっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに所属長に報告する。

イ 所属長は、当該課員からの被害状況等や課員の動員状況を取りまとめ、本部班に報告する。

(4) 登庁の免除等

ア 災害により、本人又は家族が中等症以上の怪我を負い、あるいは住居が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対し、その旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。

イ 勤務場所あるいは最寄りの公共施設にも参集することができない場合には、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

様式 1

職員の動員及び安否等確認票														
						班名					担当者			
No.	職名	氏名	安否状況等			参集・安否等の状況								
			安否 確認 ○ 未確認 ×		住家 状況 異状 有 なし ー	勤務地への参集		勤務地以外への参集			参集不能者の安否			
			本人	家族		参集日時	参集日時	参集場所	確認日時	確認場所				
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		

- ※ 各部・班(課)で所属職員全員(休業、休職中の職員を含む)の安否確認を行う。
- ※ 「安否」欄には、確認できたものは○を、未確認のものは×印を記載する。
- ※ 安否確認の状況については、随時、安全安心課に報告すること。

様式2

動員状況報告書

(/ 枚中)

日 時	課	課	課	課	課
動員予定人員	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人

日 時	課	課	課	課	計
動員予定人員	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人

- ※ 安全安心課は、各課からの情報に基づき、参集人数を記入する。
※ 動員予定人員欄には、動員基準に定める課内職員の数に記載する。

4 職員等の応援

本部班

(1) 市役所内での調整

ア 各班長は、参集職員が不足し、災害応急対策の実施に支障が生じると判断した場合は、本部班に必要要員数を連絡する。

イ 本部班は、他班の職員参集状況を把握、調整し、緊急に実施すべき対策担当班から適正に人員を配置させる。

(2) 他機関への応援要請

市役所内では参集職員数が不足し、人員の調整ができない場合、また専門的な職種の人員が必要な場合は、市内関係団体に協力を依頼し、あるいは他市町又は県に応援を要請する。

5 初動参集時の対応

本部班

(1) 初動参集時の対応

ア 市役所内での情報収集に努める。(たてばやし防災情報伝達システム、電話、FAX)

イ 関係機関からの情報を収集する。

ウ ライフラインが絶たれた状況では、非常用発電機や無線機、携帯電話等の操作により被害状況の収集に努める。

エ 各種、媒体を用いて適切な広報活動を展開する。

オ 参集状況に応じた命令系統の指示に従う。

カ 本部班内に災害情報を集約する。

キ 災害対策本部の設置準備にとりかかる。

(2) 災害対策本部体制が確立するまでの応急措置

激甚災害(※)等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部体制が確立できない場合には、登庁した全職員が、災害対策本部の事務分掌にこだわることなく、市長(市長が登庁していない場合には、第2「災害対策本部の組織」で定めた職務代理者)の指揮により、以下の優先順位により応急初動措置を行うものとする。

ア 登庁職員の把握と任務付与

イ 通信、報告・連絡手段の確保及び連絡員(伝令)の指名

ウ 被害状態の把握(情報収集)

(ア) 職員の実査による収集

(イ) 館林警察署からの収集

(ウ) 館林地区消防組合からの収集

(エ) 区長からの収集

(オ) 報道関係機関からの収集

(カ) 他市町、県からの収集

(キ) 防災関係機関、関係団体からの収集

エ 被害状況の報告・連絡、応援要請

(ア) 県、防災関係機関等への報告・連絡

(イ) 自衛隊、相互応援協定締結市町村及び緊急消防援助隊等に対する応援要請

※激甚災害：地震や台風、豪雨などの被災地が、激甚災害法第2条に基づき政令で激甚災害として指定を受けると、被災地の復興費用にあてられる国庫補助金の割合

が上がる。なお、激甚災害指定基準に基づき全国規模で指定基準を上回る規模となった異常気象に対して設定される激甚災害（本激）と、局地激甚災害指定基準に基づき市町村単位で指定基準を上回る規模となった異常気象に対して設定される激甚災害（局激）の2種類がある。

第5節 広域応援の要請

災害発生時に、市のみでは応急対策の実施が困難な場合には、他市町、県等に応援を要請し、迅速な応急対策を推進するものとする。

1 市が行う応援の要請

本部班

市は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。応援の要請の種類及びその内容は、以下のとおりとする。

応援の受入体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

(1) 他市町に対する応援の要請

災害対策基本法第67条の規定に基づき、市長が他の市町村の長に対し応援を求める。

災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

(2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、市長が知事に対し応援を求める。

(3) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請

市は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し災害マネジメント総括支援員の派遣を要請することができる。

また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し災害マネジメント総括支援員の派遣を要請することができる。

2 館林地区消防組合が行う応援の要請

館林地区消防組合

(1) 館林地区消防組合は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第39条第2項の規定に基づき応援を要請するものとする。

(2) 館林地区消防組合は、緊急消防援助隊の応援等を必要とするときは、消防組織法第44条第1項の規定に基づき災害対策本部長に応援等を要請するものとする。

なお、緊急消防援助隊の応援等要請者は知事であるので、災害対策本部長が知事に対して応援等要請のための連絡をする。

3 市が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

本部班

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、以下のとおりとする。

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、市長が指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。なお、市長が直接派遣を要請する場合は、以下の事項を明示して、文書により行う。(災害対策基本法施行令第 15 条)

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第 30 条の規定に基づき、市長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。なお、市長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、以下の事項を明示して、文書により行う。(災害対策基本法施行令第 16 条)

- ① 派遣のあっせんを求める理由
- ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、市長が知事又は他の市町村の長に対し職員の派遣を求める。

4 応援協定に基づく要請

本部班

市は、県内外の市町村等と締結している応援協定に基づき、災害時の応援を要請するものとする。

5 受援体制の確立

本部班

(1) 受援機関は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。

(2) 受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

6 広域的な応援体制

本部班

- (1) 市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- (2) 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

7 大規模災害による機能低下した場合の国、県による応援、応急措置の代行による支援強化

本部班

指定行政機関又は指定地方行政機関は、災害対策基本法第78条の2の規定に基づき、被災により、市が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

第6節 県防災ヘリコプターの要請

災害が発生した場合、広域的で機動性に富んだ活動が可能である県防災ヘリコプターを要請し、災害応急対策の充実強化を図る。

1 実施責任者

本部班

県防災ヘリコプターの緊急運航に関する要請は、「群馬県防災航空隊支援協定」の定めるところにより、災害対策本部長が実施するものとする。

2 県防災ヘリコプターの要請

本部班

要請の基準は、以下のいずれかに該当し、県防災ヘリコプターの運航が必要と認められる場合とする。

- (1) 館林地区消防組合の消防力のみでは、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) 県防災ヘリコプターの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (4) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

3 ヘリポート予定地の活用

財政班

災害時における市のヘリポート適地は、資料集に掲載のとおりである。

資料集

7. ヘリポート適地一覧

第7節 自衛隊への災害派遣要請

災害応急対策実施のため、災害対策基本法第68条の2又は自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣要請を要求する場合の手続等は、以下に定めるとおりとする。なお、自衛隊の災害派遣要請者は知事であるので、災害対策本部長が知事に対して災害派遣要請の依頼をするものとする。

1 要請する災害

本部班

災害における人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が市において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊による活動が必要な場合に、自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

2 自衛隊の活動範囲

本部班

派遣された部隊は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連絡、協力して以下の活動を行う。

- (1) 車両、航空機等による被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等避難のために必要があるときの援助
- (3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索、救助
- (4) 堤防等の決壊に対する水防活動
- (5) 館林地区消防組合の消火・救助・水防活動への協力
- (6) 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- (7) 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- (8) 被災者に対する入浴支援
- (9) 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 被災者に対する炊き出し及び給水支援
- (11) 救援物資の支給又は貸付けの支援（防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令）
- (12) 火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- (13) その他（知事が必要と認め自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊と協議して決定する。）

3 派遣要請依頼の手続

本部班

自衛隊の災害派遣要請依頼の手続は、様式1に基づき依頼する。なお、口頭で依頼した場合

は事後文書を送達するものとする。また、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、市の災害の状況を第12旅団に直接通知するものとする。

4 自衛隊との連絡

本部班

災害対策本部長は、自衛隊の派遣要請を必要とする場合には、知事に要請の依頼を行うほか、直接自衛隊に当該地域の被害状況など積極的に情報連絡を行い、迅速な災害対処を容易にするものとする。

5 派遣部隊の受入れ

本部班

災害対策本部長は、派遣される部隊に対し、以下の事項に留意し、受入体制の整備を行う。

- (1) 救援作業に必要な資材を速やかに調達すること。
- (2) 派遣部隊の宿泊施設の手配を行うこと。
- (3) ヘリポートの使用に先立ち、予定施設の管理者の了解を得ておくこと。
- (4) 他の防災関係機関の活動との調整を行い、災害派遣の効率化に努めること。

6 自衛隊の自主派遣

本部班

大規模な災害等が発生し、通信の途絶等により、市、県、自衛隊間の連絡が不可能である場合、人命救助等の災害応急対策につき、緊急を要し、要請を待たないと認められるときは、自衛隊は、要請がなくても独自の判断で部隊等を派遣することができる。

- (1) 自衛隊法第83条第2項ただし書により、知事の要請を待たないで部隊等を派遣する場合は、当該部隊の派遣命令権者は、その旨を速やかに知事に連絡するものとする。連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する区域の市町村その他関係機関に連絡するものとする。
- (2) 自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

7 自衛官の権限

本部班

(1) 権限の概要

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者（委託を受けた市の吏員及び警察官）がその場にいない場合に限り、以下の職権を行使することができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

ア 警戒区域を設定し、立入り制限、禁止、退去を命ずること。

イ 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用・収用すること。

ウ 現場の災害を受けた工作物・物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を取ること。

エ 市民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。

(2) 行使した場合の処置の概要

ア 前記(1)の権限を行使した場合は、その旨を市長に通知する。

イ 前記(1)中イ及びウに係る土地・建物・工作物等の占有者等に対し、必要な事項を通知する。

ウ 前記(1)中ウに係る工作物等を除去した場合は、これを保管しなければならない。

8 災害派遣活動の総合調整

本部班

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠であるため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて災害対策本部に市、県、県警察、館林地区消防組合及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。

9 派遣要請後の変更手続

本部班

市は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

10 派遣部隊の撤収要請

本部班

災害対策本部長は、派遣部隊の派遣期間又は派遣活動が終了し、自衛隊の部隊の活動が必要でなくなった場合には、直ちに知事（危機管理課長）に口頭又は文書（様式2）をもって、撤収要請の手続を依頼する。なお、口頭で依頼した場合は、事後速やかに文書を送達するものとする。

11 費用負担区分

財政班・本部班

派遣部隊が活動に要した経費のうち以下に掲げるものは、当該部隊の活動した市の負担とする。ただし、2以上の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 宿泊施設の借上料
- (2) 宿泊施設の汚物処理費用
- (3) 災害派遣活動に係る電気、ガス、上下水道及び電話料金
- (4) 災害派遣活動に係る資機材の調達費用
- (5) 上記の費用以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議する。
- (6) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

様式1

自衛隊災害派遣要請依頼書

		年	月	日
群馬県知事	あて			
		市長	印	
自衛隊の災害派遣要請の要求について				
災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。				
記				
1 災害の情况及び派遣を要請する事由				
2 派遣を希望する期間				
3 派遣を希望する区域及び活動内容				
4 その他参考となるべき事項				
例) ・必要な車両、航空機、資機材				
・必要な人員				
・連絡場所及び連絡責任者				

様式2

自衛隊災害派遣部隊撤収依頼書

		年	月	日
群馬県知事	あて			
		市長	印	
自衛隊の災害派遣部隊撤収要請の要求について				
下記のとおり自衛隊の災害派遣部隊の撤収を要請するよう要求します。				
記				
1 災害派遣部隊の撤収を要請する事由				

第4章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

風水害、雪害等においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

第1節 災害の拡大防止及び二次災害の防止

1 浸水被害の拡大の防止

農政班・道路河川班・館林地区消防組合

- (1) 市及び水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施するものとする。
- (2) 農業用排水施設管理者その他の水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

2 風倒木による二次災害の防止

道路河川班

市が管理する道路について、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。

第5章 救助・救急及び医療活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、市民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急活動

災害により被災した者に対し、市は、県、県警察、館林地区消防組合、自衛隊、自主防災組織、市民等と連携して迅速、適切な救助・救急活動を行うものとする。

1 市による救助・救急活動

本部班

- (1) 市は、館林地区消防組合、館林警察署等と連携して、救助・救急活動が円滑に実施されるよう支援を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請や、自衛隊への派遣要請を行い、市民の安全確保を図る。
- (2) 市は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。
- (3) 市は、被災者等に対する救助・救急活動に備え、平常時から以下の措置を行うものとする。
 - ア 救助に必要な資機材、その他機械器具の所在及び関係機関団体との協力体制の確立
 - イ 自主防災組織、事業所及び市民等に対し、救助・救急活動についての指導及び意識啓発
 - ウ 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進

2 市民、自主防災組織及び事業所(企業)による救助・救急活動

市民・自主防災組織・事業所

- (1) 大規模災害発生直後は、多くの死傷者が発生するとともに道路の損壊などにより道路交通網が寸断され、館林地区消防組合、県警察等による救助救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、市民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物から救出手当するなどの救助救急活動を行うよう努めるものとする。
- (2) 救助・救急活動に必要な資機材については、群馬県地域防災センター、行政県税事務所等の備蓄倉庫、館林土木事務所、市、消防本部・館林消防署、館林消防団、事業所等の資機材の貸し出しを受けるものとする。
- (3) 市民、自主防災組織及び事業所は、館林地区消防組合、県警察等による救助救急活動に協力するものとする。

3 館林地区消防組合による救助・救急活動

館林地区消防組合

館林地区消防組合は、以下により救助・救急活動を行うものとする。

- (1) 災害発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。
- (2) 生存者の救出を最優先に人員を投入する。

- (3) 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- (4) 重機類等資機材を有効に活用する。
- (5) 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連携を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。
- (6) 災害の様相により、ヘリコプターによる活動が最も効果があると判断した場合は、県防災ヘリコプターの要請をするものとする。
- (7) 必要に応じ、広域応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第44条の規定に基づき、知事に対し緊急消防援助隊の応援等を要請するよう、災害対策本部長に求める。
- (8) 必要に応じ、群馬DMAT指定病院及び指定組織に対し、群馬DMATの派遣を要請する。

また、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。

4 サイレントタイムの導入

本部班

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、市及び救助活動実施機関は、相互に調整のうえ、サイレントタイムを導入し、活動現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

5 安否不明者の絞り込み

市民班

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

また、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。この際、一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

6 被災地域外であったときの役割

本部班

市は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

7 関係機関の連携

本部班・救助救急活動機関

- (1) 館林地区消防組合、県警察、自衛隊、市及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。
この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。
- (2) 災害現場で活動する館林地区消防組合、県警察、自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する

ものとする。

8 資機材の確保

本部班・救助救急活動機関

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

9 感染症対策

本部班・救助救急活動機関

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

10 惨事ストレス対策

人事班・救助救急活動機関

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

11 災害救助法による実施基準

本部班

災害救助法が適用された場合の、救出についての実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

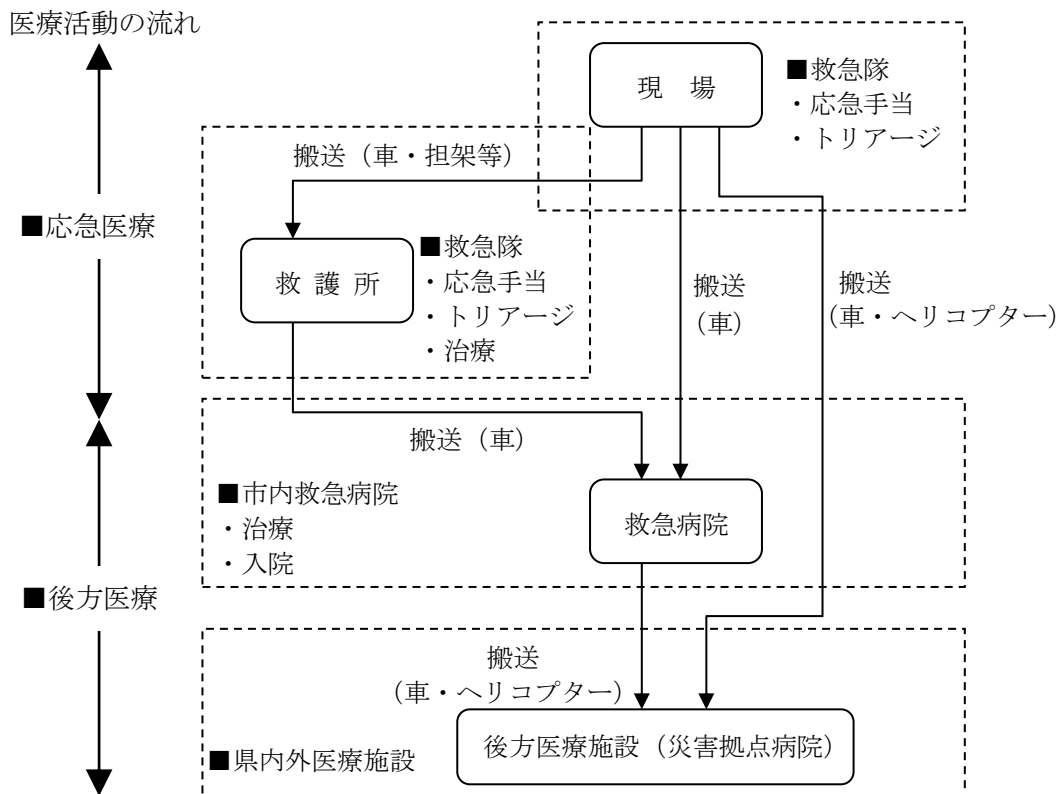
資料集

9. 災害救助基準（災害救助法関係）

第2節 医療活動

災害の規模が大きいほど、医療の需要と供給のバランスが崩れ、医療提供が遅滞する。この結果、助けられた命が助からない可能性が高くなる。このため、市は、館林地域災害医療マニュアルに則り、館林保健福祉事務所及び災害拠点病院と密接に連携し、医療サービスの情報提供に務める。また、甚大な規模の災害にあつては、避難所等に救護所を設け、対応にあたる。

【応急医療活動の主な流れ】



1 市内の医療機関による医療活動

医療防疫班・邑楽館林医療企業団・民間医療機関

(1) 市内の医療機関による医療活動

市内の公的医療機関及び民間医療機関は、以下により医療活動を行うものとする。

ア 被災地の医療機関の状況、全国の医療機関の支援申出状況を行政機関等が把握できることが必要である。

イ このため、広域災害救急医療情報システム（以下、E M I S）入力ができる医療機関は、E M I Sに緊急情報を入力する。その他、各医療機関は、館林地域災害医療マニュアルに則り、発災後、速やかに館林保健福祉事務所に発災後状況を報告する。

ウ 転院搬送などが必要な場合には、災害拠点病院に設置された災害拠点本部と連携をとり、対応する。傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

エ 広域災害時に開催される地域災害医療対策会議で地域の災害医療情報が共有される。

2 救護所の設置

医療防疫班・邑楽館林医療企業団

(1) 市は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置するものとする。

(2) 市は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県（医務課）に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

(3) 救護所は関係機関と協議のうえ、必要に応じ、以下の場所に設置するものとする。

- ア 避難所
- イ 負傷者等の交通の利便性の良いところ
- ウ その他救護所の設置に適した場所

3 救急救命士による救急救命処置

医療防疫班・邑楽館林医療企業団・館林地区消防組合

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

4 トリアージの実施

医療防疫班・邑楽館林医療企業団・館林地区消防組合

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

5 広域医療搬送

医療防疫班・邑楽館林医療企業団・館林地区消防組合

医療供給が賄えず、圏外若しくは広域搬送の必要性とされる場合には、災害拠点病院や保健福祉事務所に設置された災害医療対策本部と情報共有し対応する。また、これらの対応には、必要に応じ、派遣されたDMATが対応する。

6 災害拠点病院の役割

医療防疫班・邑楽館林医療企業団

(1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として以下の活動を行う。

- ア 広域災害救急医療情報システム（以下、EMIS）入力を行い、県保健福祉事務所と被災情報を共有する。EMISが使用できない場合には、館林地域災害医療対策マニュアルに則り、情報共有を行う。
- イ 病院災害対策本部を設置し、県災害医療コーディネーターや保健福祉事務所と連携し、医療活動を行う。
- ウ トリアージ後に重症・重傷者に対して、根本的治療を行う、若しくは根本的治療までの病態を安定させる。
- エ DMATの活動拠点本部となり、派遣された救護班やDMATと協力し、邑楽館林地域の医療提供や圏外・広域搬送の対応の要となる。
- オ 館林地域災害医療対策会議を介して、地域の医療機関や薬局、消防、警察、行政との人的及び物的な連携の要となる。

(2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において以下の活動を行うものとする。

- ア 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。
- イ 救護チームの派遣を共同して行う。

資料集

5. 医療機関 (1) 災害拠点病院

7 被災者のこころのケア対策

医療防疫班・邑楽館林医療企業団

- (1) 市は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。
- ア こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
 - イ こころのケア対策現地拠点の設置
 - ウ 精神科医療の確保
 - エ 災害時のこころのケアの専門職からなる「こころのケアチーム」の派遣と受入れ
 - オ こころのホットラインの設置と対応
 - カ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置
- (2) 市は、必要に応じて、県(障害政策課)を通じ、市外の医療機関、国(厚生労働省)及び他都道府県に対して、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの編成及び協力を要請する。

8 医薬品及び医療資機材の確保

医療防疫班・邑楽館林医療企業団

- (1) 医療機関又は救護所の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、市又は県(薬務課)に手配を要請するものとする。
- (2) 市は、県(薬務課)と連携し、医薬品又は医療資機材の製造業者若しくは販売業者に連絡し、医療機関への供給を要請するものとする。

9 災害救助法による実施基準

医療防疫班・邑楽館林医療企業団

災害救助法が適用された場合の、医療及び助産の実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

9. 災害救助基準 (災害救助法関係)

第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害時における被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、市の保有車両等を使用するほか、輸送関係業者から調達するなど、輸送手段を速やかに確保する。

1 輸送に当たっての配慮事項

財政班

輸送に当たっては、以下の事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

財政班

緊急輸送に当たっては、以下の事項を対象とし、優先順位を付け行うものとする。

- (1) 第1段階
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
 - ア (1)の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - ア (1)、(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

3 災害救助法による実施基準

財政班

災害救助法が適用された場合の、輸送についての実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

9. 災害救助基準（災害救助法関係）

第2節 交通の確保

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、若しくは災害時における交通確保のため必要があると認められるときは、以下により通行禁止又は制限等を実施するものとする。

また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通規制

本部班・道路河川班

(1) 交通規制の区分

災害時において道路施設の破損等により交通に支障があるときは、以下の区分により措置するものとする。

	実施 責任者	範囲	根拠法
道路 管理 者	知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警察	公安 委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止又は制限をすることができる。	災害対策基本法第76条
	館林 警察署長	2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。 道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項 道路交通法第5条第1項
	警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項、第4項

2 市における措置

道路河川班

(1) 被害状況等の把握

大規模災害発生後、道路河川班は、道路の陥没、橋梁の落下その他の交通の障害状況等を的確に把握するため、速やかに道路の被害状況を調査する。調査に当たっては、市の災害活動拠点（市役所庁舎、避難所、ヘリポート等）と近隣市町とを結ぶ市道等を重点に調査するものとする。また、県警察、道路管理者及び各地区消防団、区長等から交通規制情報、被害情報を収集し、道路の通行可能状況を把握する。

(2) 関係機関等への連絡

道路河川班は、被害状況調査により把握した事項について速やかに市災害対策本部に報告するとともに、館林土木事務所、館林警察署等関係機関に連絡する。

(3) 災害時における車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため必要なときは、その管理する道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両や車両から落下した積載物等の物件（以下「車両等」という。）の所有者等に対し、車両等の道路外への移動、車間を詰めて空いたスペースへの車両等の移動等の措置をとることを命ずることができる。

以下に掲げる場合には、道路管理者は、自ら車両の移動等の措置ができるとともに、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両等を破損することができる。

ア 措置をとるよう命じられた所有者等が措置をとらない場合

イ 所有者等が不在の場合

ウ 道路の状況等により所有者等に措置をとらせることができないため、道路管理者が命令をしないこととした場合

道路管理者は、措置をとるためやむを得ない限度において、他人の土地を一時使用し、障害物を処分することができる。

(4) 道路の応急復旧作業

ア 応急復旧の協力体制の整備

道路河川班は、市内建設業者等の保有建設機械を把握するとともに、災害時の協力体制の確立を行っておくものとする。

イ 応急復旧作業順位の決定

道路河川班は、道路の被害状況に基づき、市の災害活動拠点（市役所庁舎、避難所、ヘリポート等）を結ぶ市道を優先して啓開するものとする。啓開に当たっては、館林警察署、その他の道路管理者と調整のうえ、応急復旧順位を設定する。

3 警察官等の措置

本部班

通行禁止区域等における警察官等の措置については、以下のとおりとする。

(1) 警察官の措置

災害対策基本法第 76 条に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第 76 条の 3 の規定に基づき、以下の措置をすることができる。

ア その車両の運転者等に対し必要な措置を命じる。

イ 運転者等が命じられた措置をとらなかったり、現場にいないために措置を取ることを

命じることができないときは、警察官は、自らその措置を取る。この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することができる。

(2) 自衛官又は消防吏員の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件の所有者等に対して車両等の移動の措置命令等を行うものとする。

また、措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又はその現場にいない場合は、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。なお、この場合、自衛官又は消防吏員は、館林警察署長に対しその旨を通知することとする。

(3) 県公安委員会の要請

県公安委員会（警察本部・警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

4 運転者の措置

財政班・館林警察署・事業者・市民

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という）に在る車両の運転者は、緊急通行車両の円滑な通行を行うため、以下の措置を取るものとする。

(1) 速やかに車両を以下の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 交通規制が行われている通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

5 運転者等への広報

秘書班

市は、災害発生後、館林警察署と連携して速やかに広報車等により車両運転者等に以下の事項を広報するものとする。

(1) 走行中の車両運転者の措置

ア 災害が発生した際には走行中の車両の運転者は、以下の要領により行動するものとする。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により気象情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

イ 車両を置いて避難するときは、以下のとおり行う。

(ア) できるだけ道路外の場所に移動する。

(イ) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアロックをしない。

- (ウ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車する。
- (2) 市民等の取るべき措置
避難は原則として徒歩によるものとし、車両等は使用しない。

6 緊急輸送路の確保及び輸送拠点の設置

財政班・本部班・道路河川班

- (1) 緊急輸送路の確保
市は、災害発生直後から発生する緊急交通の円滑かつ確実な実施を図るため、他の道路管理者、県警察等と連携して、災害対策本部、ヘリポート、救援物資集積場所等を結ぶ道路を交通規制するなど、緊急通行車両の通行に支障のないよう応急措置を取るものとする。
- (2) 輸送拠点の設置
ア 他市町や県から搬送される食料・生活必需品等の集積場所は、本計画に定める輸送拠点とする。市は、災害発生時には、直ちに関係機関に当該施設の位置等を周知するものとする。
イ 市は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

資料集

6. 輸送路等 (3)輸送拠点

第3節 緊急輸送

1 輸送手段の確保

財政班

輸送のための自動車等の輸送力の確保は、おおむね以下の方法による。

- (1) 自動車による輸送
ア 庁用車両の配車
災害時における庁用車両の集中管理及び自動車の確保・配備は、財政班が行い、各班は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは財政班に依頼するものとする。
財政班は、稼働可能な車両数を掌理し、要請に応じ適正に配車を行う。
なお、自動車による緊急輸送を行う場合には、「第3部第6章第3節3 緊急通行車両の確認申請」に定める緊急通行車両の標章及び証明書を掲示、携行するものとする。
イ 車両の借上げ
各班からの要請等により庁用車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、財政班は、直ちに公共的団体の所有する自動車、又は市内運送関係業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。
なお、特殊車両については、都市建設部が市内建設業者等から調達を図るものとする。
ウ 応援要請
市内で車両の確保が困難な場合は、必要により(社)群馬県トラック協会等に対し協力を要請するとともに、近隣市町又は県に応援を要請するものとする。

(2) ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市長は県に対して県防災ヘリコプターの支援や自衛隊の派遣を要請し、緊急輸送を行うものとする。

県防災ヘリコプターの支援要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、「第3部第3章第6節 県防災ヘリコプターの要請」、「第3部第7節 自衛隊への災害派遣要請」の定めるところによる。

(3) 人力による輸送

前2号による輸送が不可能な場合は、賃金職員等を雇い上げるなどして人力輸送を行うものとする。輸送のための労力の確保は、「第3部第15章第4節 労働力の確保」の定めるところによる。

2 緊急通行車両の確認申請

財政班

(1) 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県危機管理課、館林行政県税事務所、警察本部、館林警察署において実施する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても庁用自動車については事前に公安委員会に申出申請を行い、交付を受けておくものとする。

(3) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、以下のとおり対象車両を区分するものとする。

ア 第1順位の対象車両

- (ア) 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- (エ) 医療機関に搬送する重傷者
- (オ) 交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

- (カ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

- (キ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- (ア) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (イ) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- (ウ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと

認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- (ア) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (イ) 生活必需品

これらの者を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(4) 確認事務に係る関係機関の連携

知事（危機管理課・館林行政県税事務所）及び公安委員会（警察本部・館林警察署）は、災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(5) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、以下のとおりとする。

ア 緊急通行車両使用申出者（当該車両の使用者）

イ 緊急通行車両確認申出書の様式（様式1）

ウ 受付窓口

県…館林行政県税事務所又は総務部危機管理課

公安委員会…館林警察署交通課又は警察本部交通規制課

エ 交付物件

緊急通行車両確認証明書（様式2）

標章（様式3）

オ 緊急通行車両確認処理簿（様式4）の例による。

カ その他

(ア) 緊急通行車両の記載事項変更は緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（様式5）の例による。

(イ) 緊急通行車両の確認標章及び証明書の再交付は緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書（様式6）の例による。

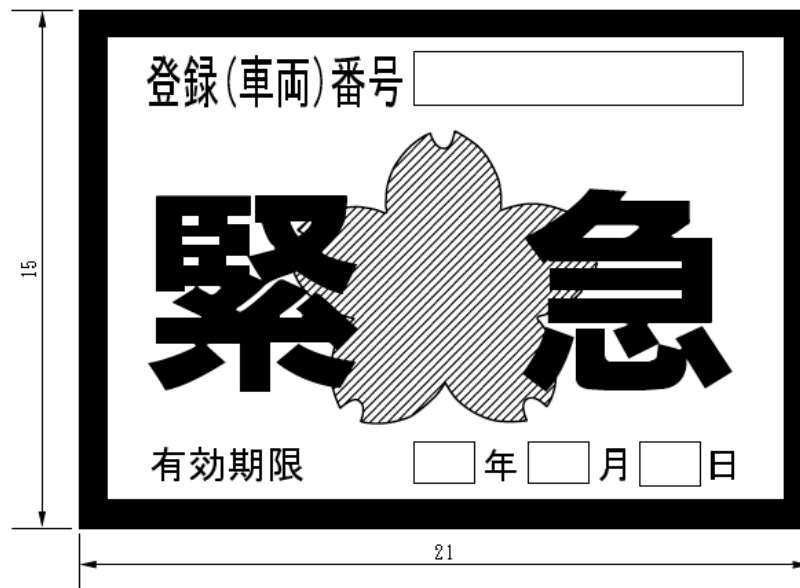
様式 1

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認申出書 申出者 住所 氏名		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名 又は名称	
緊急 連絡先	住所	() 局 番
	氏名	
備考		

様式2

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知事 公安委員会		印 印
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急輸送 を行う車両にあって は輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名 又は名称	
有効期限		
備 考		

様式3



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式4

緊急通行車両確認処理簿				
受付年月日	申出者	車両番号	交付年月日	指令番号

様式5

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 申出者 住所 氏名	
番号標に表示されている番号	
標章・証明書番号	
交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

様式6

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書 申出者 住所 氏名	
番号標に表示されている番号	
標章・証明書番号	
交付年月日	
再交付申出の理由	
備考	

第7章 避難の受入活動

第1節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

避難所の開設・運営の流れについては、「館林市避難所運営マニュアル」によるものとする。

1 指定緊急避難場所の開放

本部班・現地配備員

- (1) 市は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県（館林行政県税事務所を経由して危機管理課、又は直接、危機管理課）、館林警察署、館林地区消防組合等に連絡するものとする。

2 指定避難所の開設

本部班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・生涯学習班・学校教育班・
文化振興班・スポーツ振興班・館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

市は、大規模な災害が発生した場合には、速やかに職員を派遣し、避難所を開設するものとする。

- (1) 市は、あらかじめ指定した避難所の中から安全な避難を確保できる施設を選定し、避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て避難所を開設するものとする。
- (2) 市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- (3) 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (4) 市は、避難所及び福祉避難所を開設したときは、開設の状況を速やかに県（館林行政県税事務所を経由して危機管理課、又は直接危機管理課）、館林警察署、館林地区消防組合等に連絡するものとする。
- (5) 市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (6) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

資料集

2. 指定避難所・避難場所一覧

3 避難所の管理運営

本部班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・商工班・生涯学習班・
学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・
館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

(1) 避難所の管理

市は、避難所を開設したときは、担当職員を派遣して使用管理を行うとともに、避難者の保護について措置するものとする。

(2) 避難所の運営

避難所担当職員は、避難者への生活必需物資等の給与又は貸与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等収容施設の維持管理について総合的な連絡調整を行うものとする。また、避難所の運営については、行政区等を母体とした避難者の組織化を促進し、避難者による自主運営を図るよう支援する。

4 施設管理者の配置

本部班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・生涯学習班・
学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・
館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

市は、避難所を開設したときは、学校、公民館等の施設管理にあたる施設管理者を配置するものとする。なお、施設管理者は主に学校、公民館等の施設職員とする。

5 避難者の保護

本部班・環境班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・生涯学習班・
学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・
館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

避難所を開設する際には、直ちに以下の処置を行い、避難者の保護に当たる。

(1) 避難者の保護

ア 救護所の設置を行う。

イ 避難場所が学校である場合は、立入禁止区域を設定し、学校機能の回復を図るため、避難者と児童、生徒との住み分けを図る。

ウ 下水道施設の損壊により、汚水の排除ができなくなった場合は仮設トイレの設置を行う。

エ 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

オ 避難所の運営では、避難者、市民等の協力を得られるよう努める。

(2) 帰宅困難者

帰宅困難者とは、大規模災害の発生で鉄道の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされ、徒歩により自宅に帰ろうとした場合に、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や必要に応じて徒歩帰宅者への避難所の提供等を実施する。

(3) 動物の適正な飼養

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

6 避難者に係る情報の把握

本部班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・商工班・生涯学習班・
学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・
館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

市は、避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、行政区や自主防災組織、館林消防団、NPO、ボランティア等関係機関と連携し、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅被災者等の状況把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

7 避難者に対する情報の提供

本部班・環境班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・生涯学習班・
学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・
館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

市は、市民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、在宅避難者等避難所以外への避難者への情報提供についても配慮するものとする。

8 良好な生活環境の確保

本部班・環境班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・商工班・
生涯学習班・学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・
館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

(1) 市は、以下により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

ア 収容する避難者の人数は当該避難所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の避難所と調整し適切な収容人数の確保に努める。

イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班(市、県及び医療機関等により構成)を派遣する。

ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ 避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、県警察や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

キ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ク 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における

正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

- (3) 避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

9 要配慮者への配慮

本部班・市民協働班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・生涯学習班・
学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・
館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

市は、避難所の運営に当たっては、要配慮者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

10 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

医療防疫班・現地配備員

- (1) 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (2) 市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

11 男女のニーズの違いへの配慮

本部班・市民協働班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・生涯学習班・
学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・
館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

市は、避難所の運営に当たっては、以下により、男女のニーズの違いや女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営を行うよう努めるものとする。

- (1) 避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
- (2) 避難所運営体制への女性の参画を進める。
- (3) 避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- (4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- (6) 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。
- (7) 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する

- (8) トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
- (9) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
- (10) 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

12 在宅被災者への配慮

本部班・市民協働班・市民班・福祉班・高齢介護班・子育て支援班・
館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

市は、ライフラインの途絶等により避難所の近隣に居住する在宅被災者がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅者へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

13 被災者台帳の作成体制の整備

行政班・建築班

被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳の作成に当たり、個人情報
の取扱いに十分に留意するとともに、広域避難などが生じた場合も想定し、台帳作成の体制整
備を図るものとする。

14 避難所の早期解消

本部班・建築班

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や
空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消にも努めるものとする。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による
孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するも
のとする。

様式例

避難者名簿

避難所の名称：_____

番 号	(フリガナ) 氏 名	性 別	年 齢	住所・電話番号 (同一世帯の場合は一括記入)	心身の状況（障害、疾病等）	自 宅 の 状 況 (全壊、半壊、一部破損、断水、停電、ガス停止、電話不通等)	入 所 日 時	退 所 日 時	そ の 他 特 記 事 項
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							

第2節 応急仮設住宅等の提供

市は、災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して提供するものとする。

1 実施方法

建築班

応急仮設住宅に関する事務は、建築班がこれを実施する。

(1) 応急仮設住宅の提供

応急仮設住宅は、被災者の生活安定のため、速やかに設置するものとする。提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

ア 設置場所の選定

(ア) 建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議し、正式な賃貸借契約書を取りかわすものとする。

(イ) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

イ 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅の建設に当たっては、建築業者等に協力を要請する。また、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、県又は他市町へ応援を要請する。

ウ 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。

エ 応急的な住まいの確保

市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

(2) 応急仮設住宅の運営管理

ア 市は、応急住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

イ 市は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

(3) 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

(4) 賃貸住宅のあっせん

市は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

(5) 要配慮者への配慮

応急仮設住宅を建設する際には、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

(6) 入居者の選定

市長は、応急仮設住宅の入居に当たっては、選考委員会を設置し入居者を決定するものとする。

2 公営住宅及び民間賃貸住宅のあっせん

建築班

市は、応急仮設住宅の供給に合わせて、既設の市営住宅の空き家を利用するとともに、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

3 災害救助法による実施基準

建築班

災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅、住宅の応急修理についての実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

9. 災害救助基準（災害救助法関係）

第3節 広域一時滞在

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した市民の避難収容が本市だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域的避難収容が必要となった場合の手續等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、市民の広域的避難収容を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、他市町村等へ市民の広域的避難収容に係る協議を行う段階等において、市は、県(危機管理課)へ広域的避難収容に係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他の市町村への広域的避難等

本部班

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県(危機管理課)に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村(以下本項目において「協議先市町村」という)は、被災した市民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した市民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した市民に対し公共施設その他の施設(以下「公共施設等」という)を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した市民を受け入れ

るべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等の管理者に通知するとともに、本市に対し、通知するものとする。

- (5) (4)の通知を受けた時は、速やかにその内容を公示し、県(危機管理課)に報告するものとする。
- (6) 市は、協議先市町村と協議の上、具体的な市民の避難先、避難手段等を決定し、市民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 市は、市民の迅速な避難を実現させるため、県(危機管理課ほか)に対し必要な支援の要請を行うものとする。

2 他の都道府県の市町村への広域的避難等

本部班

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県の市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては、県(危機管理課)に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 県(危機管理課)は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、本市からの要求を待つ暇がないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域的避難収容のための協議を本市に代わって行うものとする。
- (3) 県(危機管理課)は、(2)の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- (4) 県(危機管理課)は、協議先都道府県からの通知(協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災市民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知)を受けたときは、速やかに、その内容を本市に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) 市は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- (6) 市は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な市民の避難先、避難手段等を決定し、市民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 市は、市民の迅速な避難を実現させるため、県(危機管理課ほか)に対し必要な支援の要請を行うものとする。

第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等(以下「被災県」という)から多数の避難者を市内に受け入れることが想定される。

このため、市においては、県境を越えた広域避難者(以下「広域避難者」という)の受入れが想定される場合、県と密接に連携をとり、積極的な情報収集に努めるとともに、迅速に対応できるよう受入体制を整備する。この際、比較的大きな河川における橋梁等の道路の通行可否を道路管理者に確認することに留意する。また、県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、市内の被災状況を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

1 被災自治体からの情報収集及び連絡体制の整備

本部班

市は、広域避難者が多数想定される場合、県(総務部)又は被災自治体と連携を取り、避難者

数や避難者住所等の情報について積極的な情報収集に努める。

2 被災自治体からの応援要請内容の確認

本部班

市は、原則として県(総務部)を通じ、被災自治体からの災害救助法等に基づく応援要請通知を受け、市の応援すべき救助内容について確認し、要請内容に基づき、応援実施体制の整備を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で被災自治体に応援要請内容を確認し、後日文書による要請通知の送達を受けるものとする。

3 受入可能な避難施設情報の把握

本部班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・商工班・
建築班・教育総務班・生涯学習班・文化振興班・スポーツ振興班

- (1) 市は、市が保有する施設について受入可能な施設の情報を各施設管理者から収集する。
なお、施設の所在地、受入可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても収集する。
- (2) 市は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、市内で受入可能な施設の一覧表を作成するなどして、情報の一元把握を図る。
- (3) 市は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、受入可能な施設を選定し、県(総務部)に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。
- (4) 市は、必要に応じて、公営及び民間の賃貸住宅、宿泊施設の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを検討するものとする。また、市営住宅の空室等での受入れも検討する。

4 広域避難者受入総合窓口の設置

秘書班・財政班・本部班・福祉班

- (1) 市は、県(総務部)、他市町村との連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため「館林市広域避難者受入総合窓口」を設置する。
また、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに窓口の連絡先等を県(総務部)へ報告する。
- (2) 市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 市は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

5 避難所開設

本部班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・商工班・
建築班・教育総務班・生涯学習班・文化振興班・スポーツ振興班

市は、被災自治体からの広域避難者に関する情報等をもとに、開設する避難所を選定し、職員を避難所施設へ派遣し、開設する。選定に当たっては、広域避難者の避難行動を考慮し、広域避難者にとって負担の少ない立地条件の施設を選定するなど、広域避難者の立場に配慮した選定を行う。また、市は開設した避難所について、県(総務部)へ報告し、必要に応じて直接被災自治体へ情報を提供する。

6 広域避難者の受入れ

本部班

- (1) 市は、県(総務部)及び被災自治体と調整し、受け入れた広域避難者について実施する救助の方針を決定する。
- (2) 市は、県(総務部)又は被災自治体からの通知に基づき避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (3) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。
なお、群馬県と被災県が調整を実施する暇がない場合は、広域避難者は、館林市広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へ移動する。
- (4) 交通手段を持たない広域避難者の移動は、被災自治体が実施することとするが、被災自治体が手配できない場合は、必要に応じて、市においてバス等の移動手段を手配する。

7 避難所の運営

本部班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・商工班・ 建築班・教育総務班・生涯学習班・文化振興班・スポーツ振興班・避難者

- (1) 担当職員の配置
市は、避難所を開設したときは、担当職員を派遣して使用管理を行うとともに、避難者の保護について措置するものとする。
- (2) 広域避難者に係る情報の把握
市は、避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。
- (3) 良好な生活環境の確保
避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。
市は、以下により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。
ア 収容する避難者の人数は当該避難所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を越える場合は、近隣の避難所と調整し適切な収容人数の確保に努める。
イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班(市、県及び医療機関等により構成)を派遣する。
ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。
エ 水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。
オ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、県警察等の協力を得て防犯活動を実施する。
カ 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- (4) 広域避難者に係る情報等の県への報告
市は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県(総務部)へ報告する。
- (5) 広域避難者への情報等の提供
市は、被災自治体から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について広域避難者へ随時提供するものとする。なお、広域避難者へのわかりやすい情報提供に努める。

8 応急仮設住宅等の提供

建築班

市は、広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、被災自治体からの要請に基づき、既存の公営及び民間の賃貸住宅を借り上げるなどし、広域避難者へ応急仮設住宅等として提供する。また、提供に当たっては、要配慮者の優先的入居に配慮する。

9 小・中学校等における被災児童・生徒の受入れについて

学校教育班

市は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の小・中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、県(教育委員会)と連携して被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

10 県内市町村との協力

本部班

市は、県及び県内他市町村と適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。

11 避難所の閉鎖

本部班

市は、県及び被災自治体と連携を取り、被災自治体からの要請に基づき速やかに避難所を閉鎖する。

第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う。

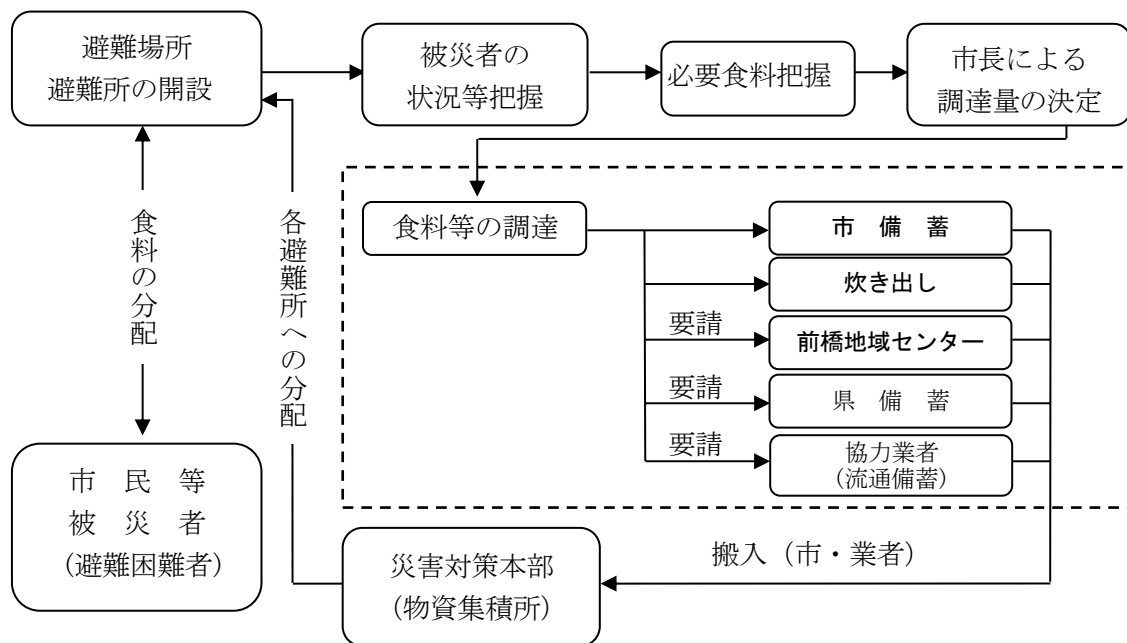
第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

1 食料の供給

財政班・行政班・本部班・農政班・こども班・医療防疫班・教育総務班・
生涯学習班・学校教育班・給食班・
館林市区長協議会・館林市婦人会連絡協議会・館林市食生活改善推進員協議会・
自主防災組織・日本赤十字社群馬県支部館林市地区赤十字奉仕団等

災害時における被災者並びに災害救助及び緊急復旧作業等従事者に対して、応急食料の供給及び炊き出しを実施するため、備蓄食料の放出や応急食料の確保を図り、食料供給の万全を図るものとする。

【食料供給の流れ】



(1) 需要量の把握及び配給計画の樹立

本部班

市は、避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮すると

もに、要配慮者等のニーズ、男女、LGBTQ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。

(2) 食料の調達

財政班・農政班

ア 市は、自らが自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、以下の手段により速やかに調達するものとする。

- (ア) 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- (イ) 製造・販売業者からの購入
- (ウ) 他市町村に対する応援の要請
- (エ) 県に対する応援の要請

イ その他

食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(3) 炊き出しの実施

行政班・こども班・医療防疫班・教育総務班・生涯学習班・学校教育班・給食班・
館林市区長協議会・館林市婦人会連絡協議会・館林市食生活改善推進員協議会・
自主防災組織・日本赤十字社群馬県支部館林市地区赤十字奉仕団等

ア 炊き出し担当

炊き出しは、各区長、館林市婦人会連絡協議会、食生活改善推進員協議会、自主防災組織、日本赤十字社群馬県支部館林市地区赤十字奉仕団等の協力を得て、給食班が行う。

イ 炊き出し場所

炊き出し場所は以下のとおりとする。

場 所	所 在 地	電話番号	備 考
保健福祉センター	館林市仲町 14-1	0276-74-5155	
学校給食センター	〃 新宿一丁目 2-20	0276-73-2160	
各 保 育 園			
各 幼 稚 園			
各 認 定 こ ど も 園			
各 公 民 館	(但し、中部公民館を除く)		
各 行 政 区			

ウ 実施上の留意事項

炊き出しの実施に当たっては、現場ごとに責任者を定め、人員の把握を行い、配分漏れのないようにする。

(4) 災害救助法による実施基準

行政班・こども班・教育総務班・学校教育班

災害救助法が適用された場合の、炊き出しその他食料の供給についての実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

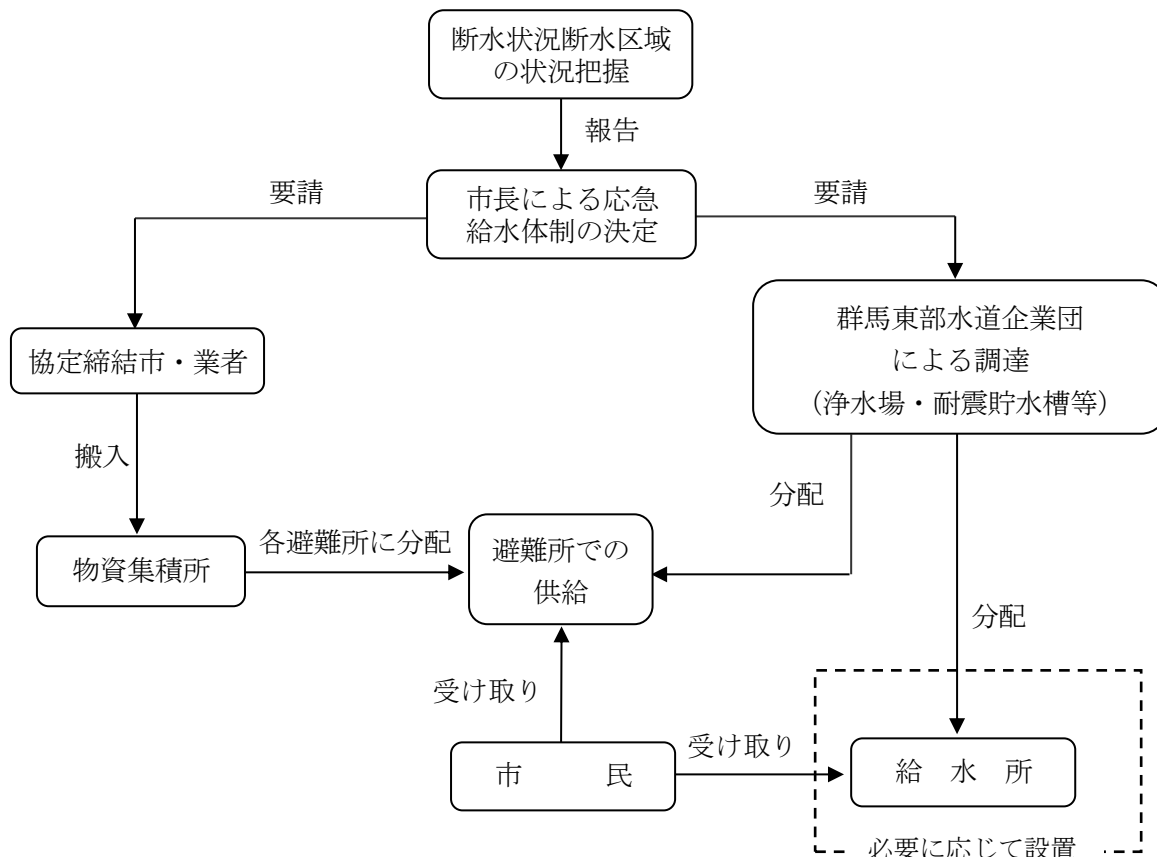
9. 災害救助基準（災害救助法関係）

2 飲料水の供給

秘書班・本部班・群馬東部水道企業団・邑楽館林医療企業団

災害のため飲料水が枯渇、又は汚染して現に飲用に適した水を得ることができない者に対しては、応急的に飲料水の供給（以下「応急給水」という。）を行う。

【応急給水の流れ】



(1) 基本方針

本部班・群馬東部水道企業団

災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。市は、あらかじめ災害時の給水を考慮して、補給水利の所在、水量、利用方法等を調査計画し、最小限必要な量の飲料水を供給できる体制に努めるものとする。

(2) 実施方法

本部班・群馬東部水道企業団

ア 市長の命により、本部班が要請し、群馬東部水道企業団が実施する。

イ 確保する最少給水量は、1人1日3リットル程度とする。

(3) 応急給水の方法

秘書班・本部班・群馬東部水道企業団・邑楽館林医療企業団

被災地に近接する浄水場等から給水し、これが不可能な場合は、以下の方法により応急

給水を実施する。

ア 被災していない他の消火栓等から給水タンクその他の給水容器により、避難所及び給水所に運搬給水を行う。

イ 水道施設が使用できない等により給水が困難な場合は、水路又は防火用水等から汲み上げた水を使い、浄水機を使用して応急給水を行う。

ウ 応急給水をする場合は、被災市民に対して給水場所、時間等について広報を実施する。

エ 応急給水は、医療機関、避難所、社会福祉施設等緊急性の高いところから優先して行う。

(4) 応急給水用資機材の確保

群馬東部水道企業団

群馬東部水道企業団は、応急給水が円滑に実施できるよう応急給水用資機材の確保に努めるものとする。

なお、応急給水用資機材に不足が見込まれる場合は、速やかに県、日本水道協会及び近隣市町に応援依頼するとともに、市内事業者の支援を受け、資機材を確保する。

(5) 給水施設の応急復旧

本部班・群馬東部水道企業団

ア 被害状況の把握

本部班は、災害発生後、直ちに給水施設の被害状況、電力等のライフラインの被害状況を把握する。

イ 応急復旧工事の実施

群馬東部水道企業団は、給水施設に被害が発生した場合には、日本水道協会、館林管工設備協同組合等の協力を得て、速やかに応急復旧工事を実施し、飲料水の確保に努めるものとする。

(6) 応援要請

群馬東部水道企業団

群馬東部水道企業団は、給水の応援を求める必要を認めたときは、日本水道協会に応援を要請し、不足の場合は他の応援協定締結先に要請するものとする。

(7) 市民への広報・情報連絡体制

秘書班

市は、応急給水の関係機関との相互連絡体制を確立するとともに、市民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、市民の不安の解消に努めるものとする。

(8) 災害救助法による実施基準

本部班・群馬東部水道企業団

災害救助法が適用された場合の、応急給水についての実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

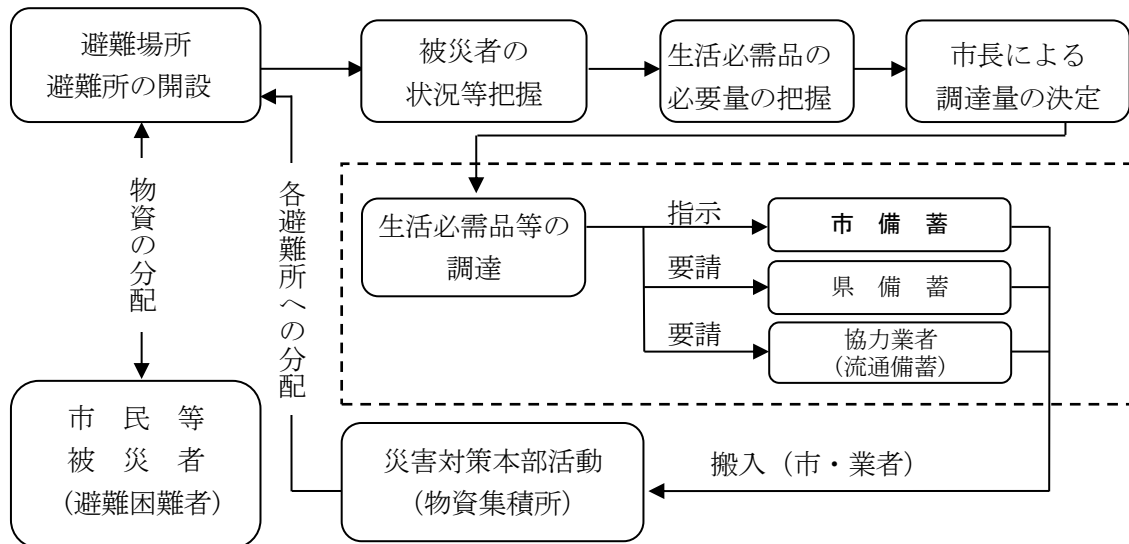
9. 災害救助基準（災害救助法関係）

3 生活必需品等の供給

本部班・福祉班

災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して被服、寝具その他の生活必需品を給与又は貸与する。

【生活必需品供給の流れ】



(1) 基本方針

本部班

災害によって住家に被害を受け、家財を喪失又は損し、しかも販売機構の混乱等により、被服、寝具、その他生活必需品の入手が困難で日常生活上支障をきたす者に対し、これらの物資の支給又は貸与を実施するものとする。

生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

(2) 実施方法

本部班・福祉班

生活必需品の給与又は貸与は、福祉班がこれを実施する。

ア 生活必需品の範囲

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、以下の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (ア) 寝具（毛布、布団等）
- (イ) 被服（肌着等）
- (ウ) 炊事道具（炊飯器、包丁、鍋等）
- (エ) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (オ) 光熱材料（マッチ、ライター等）
- (カ) 日用品（石鹸、タオル、歯ブラシ、生理用品、おむつ等）
- (キ) 避難所生活に必要な応急資機材等（簡易トイレ、携帯ラジオ等）

イ 供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又はき損し、これらの物資を直ちに入手できない状態にあるものとする。

ウ 物資等の調達

(ア) 市は、市内に設置する防災倉庫に分散して、毛布等の備蓄物資を備蓄しており、これらの備蓄物資を、被災者に計画的に放出するものとする。

また、備蓄物資が不足する場合又は他の生活必需物資が必要な場合は、協定に基づいて市内業者等から調達するものとする。さらに、即時調達物資は、必要に応じ、その都度商工団体を通じ取扱い業者から調達するものとする。

(イ) 県は、県の設置する防災倉庫に分散して毛布等の物資を備蓄しており、市から館林行政県税事務所への要請に基づき被災者に計画的に放出するものとする。

エ 配分

被災者への生活必需品の配分に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

(ア) 各避難所等における生活必需品の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

(イ) 市民への事前周知等による公平な配分

(ウ) 要配慮者への優先配分

オ 被災者ニーズの把握

避難所管理者は、避難収容者が必要とする生活必需物資、必要量を把握し、総務班に報告する。

(3) 広域応援体制

福祉班

市は、必要な生活必需品の調達・供給ができない場合は、応援協定に基づき応援協定先に要請し、なお不十分な場合は、県に応援を要請するものとする。

(4) 災害救助法による実施基準

福祉班

災害救助法が適用された場合の、生活必需品等の供給についての実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

9. 災害救助基準（災害救助法関係）

4 燃料の調達

財政班・産業政策班・秘書班

(1) 需要の把握

財政班

市は、公用車、緊急用車両、緊急物資輸送用車両、避難所及び非常用発電設備の燃料等の必要量の把握に努める。

(2) 燃料の調達

産業政策班

市は、燃料が不足した場合、市民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について燃料の確保に努める。

関係課は、業務に関係する市民の安全を確保するために、特に重要な施設等の燃料不足

の状況についての情報を取りまとめ、県の情報収集担当課へ状況を報告し、燃料供給の要請を行うものとする。

(3) 市民への情報提供

秘書班

市は、円滑な燃料の供給実施のため、市民への燃料の供給状況等について情報提供に努めるものとする。

5 物資の配給

秘書班・財政班・本部班・福祉班・農政班・給食班・群馬東部水道企業団

市及び水道事業者は市が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊き出しによる米飯を配給できるように努める。

なお、炊き出しについては、自主防災組織、婦人会、NPO・ボランティア等の協力を得るものとする。

- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。

- (3) 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。

- (4) 高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

6 救援物資集積場所

財政班・本部班・福祉班

県、他市町等から送付された救援物資及び調達物資は、本計画に定める輸送拠点に保管するとともに、関係機関に周知する。

集積場所における仕分けは、福祉班を中心にして、自主防災組織、ボランティア、地域住民等の協力を得て行う。

第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

市は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1節 保健衛生活動

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、適切な防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止に万全を期すとともに、被災者の心身の健康等に十分配慮した保健衛生活動を実施するものとする。

1 保健衛生対策

医療防疫班・邑楽館林医療企業団

(1) 実施主体

市は、県（館林保健福祉事務所等）と連携し、以下のように被災者の健康の確保に努めるものとする。

(2) 被災者の健康の確保

ア 被災者の心身の健康を確保するため、避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等を派遣する巡回健康相談などを実施するものとする。

イ 巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、県（健康福祉課）に応援を要請するものとする。

ウ 健康相談等の実施に当たっては、要配慮者の心身の健康状態に特段の配慮を行う。また、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア団体等の協力を得て実施するものとする。

エ 市は、避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

(3) 避難所の環境整備

市は、県（館林保健福祉事務所等）と連携のうえ、避難所、仮設住宅における以下の状況を把握し、生活環境の整備に努めるものとする。

ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所等の清潔

キ プライバシーの保護

2 食品衛生の確保

環境班・医療防疫班・現地配備員

市は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

3 し尿の適正処理

環境班・館林衛生施設組合

市は、館林市災害廃棄物処理計画に基づき、館林衛生施設組合と調整をおこない、避難所の開設状況や避難人数、館林環境センターの被災状況を確認し、し尿収集の必要量を推計するほか、計画的な収集体制を整えるものとする。

4 ごみ(水害廃棄物)の適正処理

環境班・館林衛生施設組合

市は、館林市災害廃棄物処理計画に基づき、館林衛生施設組合と調整をおこない、各地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の被災状況を確認の上、収集・運搬・処理体制を構築するものとする。

- (1) 市は、道路の道路の不通による収集経路の変更、短期間での大量のごみの発生、ごみの腐敗・悪臭の発生等に対応するため、人員及び収集運搬車を確保して、ごみの迅速・円滑な収集・運搬・処理に努めるとともに、ごみ処理施設の応急復旧に努めるものとする。
- (2) 収集したごみは、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。そのため、市は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (3) 市は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、市民に対して速やかに必要な情報を広報する。
- (4) 市は、市内でごみを処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとし、県（廃棄物・リサイクル課）は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

5 死亡獣畜処理

環境班・農政班

死亡獣畜の遺体は、原則として「死亡獣畜取扱場」に搬入し処理するものとする。

第2節 防疫活動

1 防疫対策

環境班・医療防疫班

- (1) 実施主体
被災地域の防疫は市長が、館林保健福祉事務所の指導、指示に基づいて実施するものとする。
被害が甚大で市のみでは実施が困難なときは、館林保健福祉事務所に応援を要請し、県又は他市町からの応援を得て実施するものとする。
- (2) 防疫の実施組織
市は、環境班を中心に防疫実施のため必要数の防疫班を編成するものとする。防疫班は、おおむね衛生技術者、事務職員をもって編成する。
- (3) 防疫の方法

ア 感染症対策

市は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下本節第1において「法」という）」の規定に基づき、知事（館林保健所長）の指示に従って以下の措置を実施する。

（ア） 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条）

市は、対象場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、以下に定める場所を消毒する。

- a 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- b 感染症により死亡した者の遺体がある場所又はあった場所
- c 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

（イ） ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

（ウ） 物件に係る措置（法第29条）

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、感染症の病原体の性質その他の状況を勘案し、また消毒又は滅菌を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、以下の基準に従って実施する。

- a 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
- b 廃棄にあつては、消毒、以下に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
- c 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾燥滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

（エ） 生活用水の供給（法第31条）

知事（館林保健所長）において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止した場合には、市は、知事（館林保健所長）の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

（オ） 県への連絡

市長は、感染症が発生し、又は発生する疑いがある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

イ 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事（館林保健所長）に臨時予防接種を命ぜられた場合には、その対象者及びその期日又は期間を指定して、「予防接種法（昭和23年法律第68号）」第6条の規定による臨時予防接種を実施するものとする。

ウ 避難所の防疫指導等

市が避難所を開設した場合には、施設管理者は、県（感染症・がん疾病対策課）又は館林保健福祉事務所の防疫関係職員の指導及び地区衛生委員の協力を得て避難所の防疫措置を実施し、指導の徹底を期するものとする。

（4） 防疫薬剤の確保

市は、防疫薬剤等を確保するとともに、防疫活動の円滑な実施を図るため、市内関係業

者から防疫薬剤を調達するものとする。また、不足する場合には、県に防疫薬剤の調達のあつせんを要請するものとする。

第3節 障害物の除去

災害により、住居、道路及びその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活等に著しい障害を及ぼす障害物を迅速に除去し、被災者の保護を図るものとする。

1 実施主体

道路河川班

- (1) 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、応援協定に基づき、応援協定締結先に必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が行うが、知事から委任されたときは市長が行うものとする。
- (2) 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

2 実施方法

道路河川班

障害物除去の事務は、道路河川班が担当し、建設業者に要請し実施する。障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去した障害物は、市民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

3 災害救助法による実施基準

道路河川班

災害救助法が適用された場合の、障害物除去の実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

9. 災害救助基準（災害救助法関係）

第4節 行方不明者の搜索及び遺体の処置

市は、館林警察署、館林地区消防組合等と連携して、行方不明者の搜索に当たる。遺体として発見された場合は、市は、館林警察署及び館林地区消防組合の協力を得て、検視及び検案を行うのに適当な場所に収容する。

1 行方不明者及び遺体の搜索

市民班

- (1) 行方不明者に関する相談窓口の設置

家族から行方不明者の問い合わせ等について、市は市民班に相談窓口を設置し、館林警察署と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ等に対処するものとする。また、行方不明者の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴な

ど必要事項を記録する。

(2) 搜索活動

搜索活動は、館林警察署、館林地区消防組合等に協力を要請し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

行方不明者の搜索中に遺体を発見したときは、市災害対策本部及び館林警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

(3) 搜索の依頼

遺体が他市町に漂着していると考えられる場合は、近隣市町及び遺体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

2 遺体の検視及び検案

館林警察署

(1) 検視及び検案

館林警察署は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師の協力を得て、遺体の検視及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう市と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師のみでは対応しきれない場合は、館林市邑楽郡医師会の協力を求めるものとする。

(2) 遺体の輸送

検視及び検案を終えた遺体は、市長が指定する遺体収容（安置）所に輸送するものとする。

3 遺体の収容、安置

福祉班・医療防疫班・市民班

(1) 身元確認

館林警察署等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

また、必要に応じて館林邑楽歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

(2) 遺体収容（安置）所の開設

市長は、遺体収容所として適当な災害現場に近い施設等を選定し、遺体収容（安置）所を開設するものとする。

遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

遺体収容（安置）所の開設に当たっては、以下により安置する。

ア 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。

イ 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。

ウ 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。

エ 遺体処置表及び遺留品処理表を作成のうえ、「氏名札」を棺に添付する。

(3) 遺体の引渡し

市は、遺族等から遺体の引き取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

4 埋・火葬

市民班

- (1) 遺体について、親族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- (2) 火葬は、館林市斎場へ搬送して火葬を行う。
- (3) 埋・火葬期間は災害発生から10日以内とする。
- (4) 市は、遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱いについて、県(食品・生活衛生課)を通じて厚生労働省に協議するものとする。
- (5) 市は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、市の埋火葬能力では対応しきれないときは、県(食品・生活衛生課)に応援を要請するものとする。

5 広域応援体制

市民班

市は、自ら遺体の搜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町又は県に応援要請を行うものとする。

6 災害救助法による実施基準

市民班

災害救助法が適用された場合の、遺体の搜索、収容、埋葬の実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

9. 災害救助基準(災害救助法関係)

第10章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、市民の心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1節 広報・広聴活動

1 広報活動

秘書班・行政班・本部班・市民協働班・福祉班・高齢介護班

災害発生時において、広報活動を通じて市民に正確な情報を周知し、市民の心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

大規模な災害になるほど市民への情報提供が困難になるので、市は、使用し得るあらゆる手段を用いて広報を行うものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

(1) 広報内容

本部班・秘書班

広報に当たっては、災害の規模、態様、経過時間等に応じて、市民に関係のある以下の事項について広報する。

・気象・水象状況 ・被害状況 ・二次災害の危険性 ・応急対策の実施状況 ・市民、関係団体等に対する協力要請 ・避難情報の内容 ・避難所の名称・所在地・対象地区 ・避難時の注意事項	・受診可能な医療機関・救護所の所在地 ・交通規制の状況 ・交通機関の運行状況 ・ライフライン・交通機関の復旧見通し ・食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 ・各種相談窓口 ・市民の安否 ・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況 ・住宅情報 ・ごみの収集・災害ごみの撤去情報 ・ボランティアの情報 ・復旧状況 ・治安情報 ・罹災証明書の交付情報 ・税・手数料等の減免措置の状況
---	--

(2) 市民への広報

本部班・秘書班・行政班・福祉班

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して市民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示するとおおむね以下のとおりである。特に被災者生活支援に関する情報について

は停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体での情報提供に努めるものとする。

■広報媒体■

- ① 広報車による広報
- ② 広報紙の発行
- ③ ケーブルテレビ館林を通じた広報
- ④ 市ホームページへの掲示
- ⑤ 市エックス（旧ツイッター）による発信
- ⑥ 市公式LINEによる発信
- ⑦ たてばやし防災情報伝達システムによる配信
- ⑧ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール
- ⑨ 避難所、公共施設等の掲示板
- ⑩ 新聞折り込み

ア 広報車による広報

市は、館林地区消防組合、館林警察署と連携して広報車等による広報活動を行う。

イ 広報紙の発行

- ・文字ベースである広報紙は、行政施策等の詳細な情報を伝達する手段として優位性があるので、出来る限り早期に発行をすることとする。
- ・広報紙の配布は、初期においては各庁舎及び街頭等において重点的に行い、発行部数が確保され次第、郵便局等の公共的な場所で配布し、速やかに全戸配布に移行することとする。

ウ ケーブルテレビ館林を通じた広報

「安全・安心に係る放送協定」に基づき、ケーブルテレビ館林の協力を得て、市からの災害情報を提供する。

エ ホームページ等による広報

- ・ホームページ等による広報は、ネットワークが使用可能な状態であれば、災害発生直後から情報提供を行う。
- ・災害時においては、市ホームページ、市エックス（旧ツイッター）、市公式LINE及びたてばやし防災情報伝達システムから情報提供を行う。

広報時の留意事項

- ① 人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。
- ② 広報車を利用する際は、地区ごとに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。
- ③ 在宅の一人暮らしの高齢者等に対しては、必要により区長又は民生委員・児童委員等に協力を依頼し、広報内容の周知を図る。
- ④ 外国人への広報で使用する言語は、在住外国人の上位層の中国語・英語。それから多言語に対応するやさしい日本語（小学校低学年程度でもわかるような簡単な単語や短い文章で構成した日本語）を使用する。

(3) 要配慮者への配慮

秘書班・本部班・市民協働班・福祉班・高齢介護班

視聴覚障がい者や外国人等の情報弱者については、ボランティア等の支援を得て、以下の事項に留意し適切な情報提供に配慮する。

- ア 出火防止、初期消火の呼び掛け
- イ 県警察の行う災害警備活動に伴う広報
- ウ 危険地域の市民に対する避難情報、避難措置の周知、避難の誘導
- エ 各家庭に対する市の指定する場所への廃棄物の搬出
- オ 感電事故等による出火等の防止に関する広報、電力施設の被害状況等の広報
- カ ガス漏れ等のガス事業者への通報に関する市民への周知
- キ 電信電話業者に支障を来たした場合等の市民に対する広報
- ク 高圧ガス製造施設等の管理者が行う付近住民の避難情報

(4) 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板の活用

秘書班・本部班

大規模災害発生時には、NTT東日本群馬支店が電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所・避難所等への掲示等により、市民に周知させるものとする。

また、携帯電話各社による「災害用伝言板」の活用方法についても、市民に周知させるものとする。

(5) 報道機関への情報の発表

秘書班

報道機関による広報は、迅速かつ広範囲に伝達できるため、秘書班は、被害状況、対策等に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、市は、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力するものとする。

(6) 災害の記録

全部署

災害の状況、災害対応については、各部等においてカメラ、ビデオ、デジタルカメラ等で記録する。

2 広聴活動

秘書班・本部班・市民協働班

災害時には、被災者からの問い合わせ、要望、意見などを受け、適切な措置を実施するとともに、市が実施する災害応急対策や復旧・復興計画に対する意見等を市の災害対応の参考とする。

- (1) 総合相談窓口の設置市は、被災者及び市民からの相談対応等を一元的に受け、適切な措置を実施するため、発災後、市役所に総合相談窓口を設置し、関係各部の担当者を配置する。また、担当者を配置した関係各部は、情報のニーズを見極め、収集・整理を行い災害対策本部長に報告するものとする。

(2) 安否情報の提供

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、館林地区消防組合、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第11章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講ずるものとする。

第1節 社会秩序の維持

1 パトロールへの協力

本部班

市は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、館林警察署が行うパトロールや避難所等の定期的な巡回、犯罪の取締り等に協力する。

2 安全確保に関する情報交換等

本部班

市は、館林警察署が行う地域の自主防災組織等との安全確保に関する情報交換や、市民に対する相談の実施について、積極的に協力し、市民等の不安の軽減に努めるものとする。

第2節 物価の安定及び消費者の保護

1 需給状況の監視・指導への協力

市民協働班・商工班

市は、県（消費生活課）が行う、食料・飲料水・燃料・生活必需品等の物価高騰や買い占め、売り惜しみ等の監視及び指導に協力する。

2 消費者の保護

市民協働班・商工班

市は、県（消費生活課）が行う消費生活相談体制に関する情報や、警察との連携状況について、市民へ広報するとともに、必要に応じて県（消費生活課）及び館林警察署へ情報提供を行う。

第12章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害防止のための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

第1節 施設、設備の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

秘書班・本部班・環境班・都市計画班・道路河川班・建築班・下水道班

- (1) 市及び施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 市は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、市、県、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。
- (5) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市は、関係する省庁、県（ライフライン関係課等）、ライフライン事業者等との合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、市及び県のみでは迅速な対応が困難な場合には、国（国土交通省、防衛省等）と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

第2節 公共土木施設の応急復旧

災害により公共土木施設（道路、河川等の土木施設及び農業用施設）が被害を受けた場合は、速やかな復旧活動を実施し当該施設の機能回復を図る。

1 実施主体

農政班・道路河川班

公共土木施設等の応急対策は、各施設管理者が行うものとする。ただし、施設管理者の行う応急措置の実施が困難なときは、関係機関の応援、協力を得て実施するものとする。

2 応急措置

農政班・道路河川班

(1) 道路施設

ア 被害状況の把握

道路管理者は、災害発生後速やかに被害状況を調査・把握するとともに、県に報告する。

イ 緊急道路の確保

(ア) 道路が被災した場合、道路管理者は、被害程度に応じて、系統的な緊急路線を決めて復旧工事を実施する。

(イ) 避難、救出、緊急物資、県警察、館林地区消防組合等の活動に必要な路線を優先する。

(2) 河川及び農業土木関係施設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の管理者は、それぞれの施設を巡視し、被災箇所及び発生するおそれがある箇所を把握し必要な応急対策を実施するとともに、二次災害のおそれのある箇所については、市、県及び関係機関に早急に報告する。

3 関係資料の整備

農政班・道路河川班

応急工事を施工する場合は、被害状況の写真その他関係資料を整備しておくものとする。

第3節 電力施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)太田支社は、被災した変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)太田支社は、送電設備の応急復旧に当たっては、以下のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

(1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

(2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

東京電力パワーグリッド(株)

電気事業者は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。

4 電力関係機関相互間の応援

東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)太田支社は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

5 送電再開時の安全確認

東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)太田支社は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

6 広報活動

東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)太田支社は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、市民に対し広報を行うものとする。

第4節 ガス施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

館林瓦斯(株)

館林瓦斯(株)は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

館林瓦斯(株)

館林瓦斯(株)は、ガス施設の応急復旧に当たっては、以下のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

館林瓦斯(株)

館林瓦斯(株)は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。

4 ガス関係機関相互間の応援

館林瓦斯(株)

館林瓦斯(株)は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 供給再開時の安全確認

館林瓦斯(株)

館林瓦斯(株)は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

6 広報活動

館林瓦斯(株)

館林瓦斯(株)は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、市民に対し広報を行うものとする。

7 LPガス事業者の実施する応急復旧

(社)群馬県LPガス協会館林邑楽支部

ガス施設の応急復旧1～6に準じるものとする。

第5節 上下水道施設の応急復旧

1 水道施設及び下水道施設の応急復旧

本部班・下水道班・群馬東部水道企業団

- (1) 群馬東部水道企業団及び下水道班は、災害発生後速やかに上下水道施設の被害状況を把握し、必要な応急措置を施し、応急復旧計画を策定する。
- (2) 群馬東部水道企業団は、水道施設の被害状況に応じ、日本水道協会、館林管工設備協同組合の協力を得て、速やかな応急復旧工事の実施に努める。
- (3) 下水道班は、下水道施設の被害状況に応じ、日本下水道協会等の協力を得て、速やかな応急復旧工事の実施に努める。
- (4) 上下水道施設の応急復旧に当たっては、本部班との連携により医療機関、避難所、社会福祉施設等緊急性の高い箇所で、被害状況及び復旧の難易度等を勘案して復旧効果の高いところを優先して実施する。

2 応急復旧用資機材の確保

本部班・下水道班・群馬東部水道企業団

市及び群馬東部水道企業団は、上下水道施設の応急復旧に必要な要員、資機材が不足する場合は、応援協定に基づき、応援協定締結先に要請するとともに、市内事業者の支援を受け、資機材を確保する。

3 被災市民への情報提供

秘書班・本部班・下水道班・群馬東部水道企業団

群馬東部水道企業団及び下水道班は、水道施設及び下水道施設の応急復旧について、本部班及び秘書班と連携をとり、上下水道施設の被害状況、復旧の見通し等について広報を実施し、被災市民に情報を提供する。

第6節 電気通信設備の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、以下のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして以下の設備又はサービスを提供するものとする。

- (1) 避難所等への特設公衆電話の設置
- (2) 避難所又は防災拠点等への携帯電話の貸出し
- (3) 「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

電気通信事業者

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

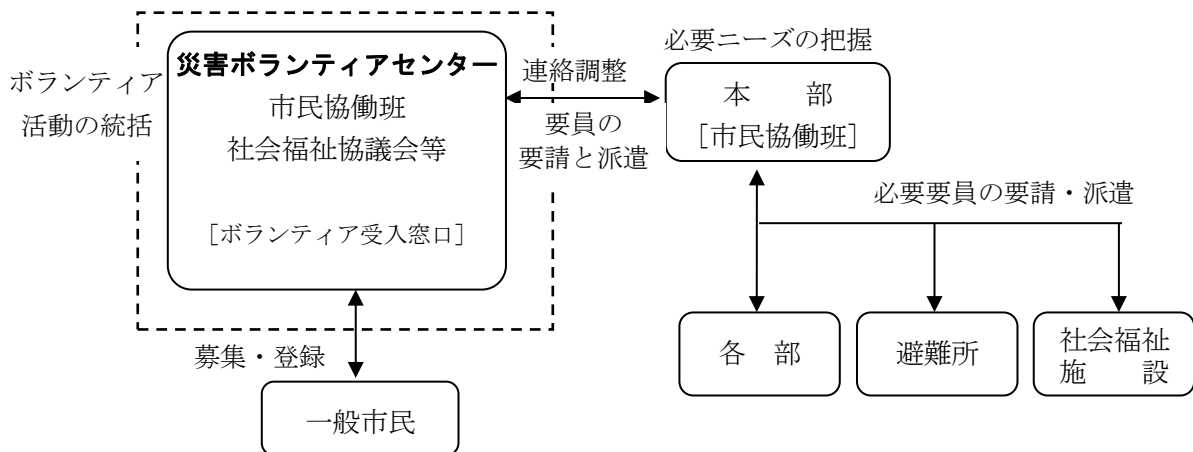
第13章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。このため、市及び社会福祉協議会等では、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1節 ボランティアの受入れ

市は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害ボランティアセンターの主体である社会福祉協議会とともに、災害時に備えたボランティアネットワークの確立に努め、専門分野における行政とボランティアの連携の促進及び災害時のボランティア活動の支援のための諸対策を推進する。なお、市と社会福祉協議会は協定に基づき連携を図る。

【ボランティアの受入れ等の流れ】



災害ボランティアセンターは、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付け、ごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの活動環境に配慮するものとする。

1 ボランティア活動の主な内容

市民協働班・福祉班・館林市社会福祉協議会

ボランティア活動の主な内容は、以下のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給	被災者の救出（消防・警察業務経験者等） 救護（医師、看護師、救命講習修了者等） 建物応急危険度判定（建築士等） 外国語通訳

一般ボランティア	専門ボランティア
入浴サービスの提供 避難所の清掃 ゴミの収集・廃棄 高齢者、障がい者等の介助 防犯 ガレキの撤去 住居の補修 愛玩動物の保護	手話通訳 介護（介護福祉士等） 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

2 災害発生時の対応

市民協働班・館林市社会福祉協議会

- (1) ボランティア窓口の設置
 - ア 市は、災害想定や災害の状況に応じて、館林市社会福祉協議会等と協議し、必要時には社会福祉協議会が、ボランティアセンターを設置・運営する。また、設置時には必要に応じて、市より連絡調整の人員を派遣する。
 - イ 市民協働課班は、広報班を通じ、ホームページ上、及び報道機関に対しボランティアセンターの開設場所及び連絡先の周知を行う。
- (2) ボランティアの受入れ及び支援
 - ア 県ボランティア班との連絡調整
 - イ 被災情報やボランティアニーズの把握
 - ウ ボランティアの募集・受付
 - エ ボランティア活動の情報発信
 - オ ボランティアセンター及びボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
 - カ ボランティア活動保険の加入手続き
 - キ ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調整・貸出・保管・管理
 - ク ボランティア活動に必要な移動支援
 - ケ 市災害対策本部等との避難情報や復旧情報、ボランティアによる支援活動の状況等の共有
- (3) ボランティアの調整及び派遣

本部各班は、所管する分野においてボランティアが必要と判断された場合は必要とするボランティアの種類、人数を市民協働班に報告する。市民協働班は、災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入状況を把握し、調整した上でボランティアを派遣する。
- (4) ボランティアによるボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、ボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるため、災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

なお、県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(5) 公共的団体等のボランティア活動への協力依頼

市は、市内の公共的団体等に対して、災害の状況に応じてボランティア活動の協力を依頼するものとする。

第2節 義援物資・義援金の受入れ

災害に際し、地方公共団体、各種民間団体及び一般個人からの義援金品の募集並びに被災者への配分について定めるものとする。

1 実施方法

福祉班・会計班

義援金の受付、義援金品の募集及び配分は福祉班、管理は会計班が実施する。

2 義援物資の受入れ

福祉班

(1) 需要の把握

市は、各避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとする。

(2) 受入機関の決定

市は、県と調整のうえ、義援物資の受入機関（市と県が個別に受け入れるか共同で受け入れるか）を定めるものとする。

(3) 集積場所の確保

市が受入機関とされた場合、送付された義援物資を保管及び仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

なお、集積場所の選定に当たっては、仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町からの選定も検討するものとする。

(4) 受入希望物資の公表

市は、受入れを希望する物資のリスト及び送り先を県を通じ報道・放送機関に依頼し、国民に公表するものとする。この際、小口・混載の支援物資は被災地支援活動において負担になることなども合わせて広報するものとする。また、ニーズは時間とともに変化することに留意し、同リストは、現地の需給状況を勘案し随時改定するよう努めるものとする。

(5) 受入物資の仕分け

市は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

(6) 受入物資の配分

市が受け入れた物資については、市が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、市と県とで協議のうえ、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

(7) ボランティア及び民間事業者等の活用

物資の仕分け及び配分は、相当の労力を要するため、ボランティアや委託業者を活用するものとする。

3 義援金の受入れ・配分

福祉班

(1) 義援金の募集

市は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 募集・配分委員会の設置

市は、義援金を募集するときは、義援金募集・配分委員会（事務局：社会福祉課）を設置し、市内における義援金受入事務を一元化するものとする。

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4) 義援金の配分

ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

ウ 義援金の被災者への支給は、市が行うものとする。

第14章 要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、災害対応能力の弱い、要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。このため、市、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

第1節 要配慮者の災害応急対策

1 要配慮者対策

本部班・市民協働班・福祉班・高齢介護班・こども班・
館林市社会福祉協議会・館林地区消防組合・館林保健福祉事務所

(1) 災害時に対する警戒

- ア 市は、気象に関わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者、防災関係機関等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。
- イ 市は、今後の気象予測や河川水位情報から総合的に判断して、避難情報を発令する。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。
- ウ 市は、避難情報を確実に要配慮者に伝達できるよう体制（手段及び方法）の整備を推進する。
- エ 市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難情報を直接伝達するものとする。

(2) 避難

- 市は、避難情報を発令する場合には、以下の事項を留意の上、個別避難計画等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。
- ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、館林地区消防組合、県警察等の協力を得て、介助及び安全の確保に努める。
- イ 避難行動要支援者を安全に避難させるため、介助人は、被害の状況、道路・橋梁等の状況を勘案し、もっとも安全と思われる経路を選定する。
- ウ 避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国人通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行う。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。
- エ 避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮

者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適切な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先のあっせんを要請する。

(3) 安否の確認

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の管理者との連携

福祉班・高齢介護班・こども班・学校教育班

(1) 要配慮者利用施設

この節において、要配慮者利用施設とは以下に掲げる施設をいう。

- ① 児童福祉施設
- ② 障がい者福祉施設
- ③ 高齢者施設
- ④ 医療提供施設
- ⑤ 幼稚園・保育園・認定こども園
- ⑥ その他（生活保護法に基づく救護施設・更生施設・医療保護施設、学校教育法に基づく特別支援学校、その他実質的に要配慮者に関連する施設）

(2) 災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、以下の措置を講ずるものとする。

ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ 必要に応じ、指定避難所を選定するとともに職員を招集し、入（通）所者の誘導態勢を整える。

ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水の兆候等を監視する。

(3) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、施設が被災し、市長から避難情報が発令されたときは、若しくは余震による二次災害により施設の危険が切迫していると判断した場合には、以下の事項に留意の上、入（通）所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、館林地区消防組合、県警察等に応援を要請する。

イ 入（通）所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、館林地区消防組合、県警察等に応援を要請する。

ウ 入（通）所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

(4) 他施設への緊急入所等

ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不可能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取り

を要請するものとする。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、前号の緊急入所について適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）又は市に対し、入所のあつせんを要請するものとする。

ウ 市は、前号の要請を受けたときは、県と連携し、あつせんに努める。

資料集

3. 要配慮者利用施設

第15章 その他の災害応急対策

第1節 農業関係災害応急対策

災害による農業関係被害の応急対策は、以下により実施するものとする。

1 実施主体

農政班

被災農家等に対する応急対策は、県の指導を得て、関係団体の協力のもとに市長が実施するものとする。

2 災害応急対策

農政班

(1) 病虫害防除対策

ア 防除の指示及び実施

市は、災害による病虫害の防除対策を実施するに当たり、県の指示に基づき防除班を編成して防除の実施を図る。

イ 防除の指導要請

市は、必要があると認めたときは、県に県防除指導班の派遣を要請し、適切な防除を指導する。

(2) 転換作物の導入指導

市は、邑楽館林農業協同組合等関係団体の協力を得て必要に応じ転換作物の導入を指導する。

(3) 家畜対策

ア 家畜の避難

市は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

イ 家畜の防疫及び診療

市は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、県、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、以下の措置を講ずるものとする。

(ア) 必要な薬品等の確保に努めるものとする。

(イ) 防疫要員及び消毒要員の派遣を要請し、防疫対策に努める。

(ウ) 獣医師を派遣又はあつせんする。

(エ) 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

(オ) 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

ウ 環境汚染の防止

市は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土のう積み等の流出防止措置を講ずるよう要請するものとする。

第2節 学校の災害応急対策

災害により通常の実施を行うことができない場合に、文教施設の応急復旧、応急教育の実施、学用品等の支給等により児童・生徒の教育の確保を図る。

1 市教育委員会の措置

教育総務班・生涯学習班・学校教育班

(1) 被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。

(2) 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

2 文教施設等の応急復旧対策

学校教育班

(1) 被害状況の把握

学校教育班は、学校長から以下の事項について情報を収集する。

ア 学校施設の被害状況（避難所開設可能状況を含む）

イ 周辺地域の被害状況

ウ 教員その他職員の被災状況

エ 児童、生徒の被災状況

オ 応急措置を必要とする事項

(2) 応急復旧対策

文教施設、社会教育施設の中には、市の避難所に指定されているものもあるため、市教育委員会は、収集した被害情報に基づき、関係機関と連絡を密にし、施設の早期復旧、応急修理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

3 応急教育の実施

学校教育班

市教育委員会は、災害の規模及び被害程度に応じて、おおむね以下の方法により教育活動が災害によって中断することのないよう、応急教育の実施に努めるものとする。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が被災	① 特別教室、体育館等の利用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災	① 公民館、公共施設等の利用 ② 直近の学校校舎の利用 ③ 応急仮校舎の建築
特定の地区全体が被災	① 災害を受けなかった地区の学校、公民館、公共施設等の利用 ② 応急仮校舎の建築
市内の大部分が被災	隣接市町の学校、公民館、公共施設等の利用

4 応急教育の方法

学校教育班

応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧の状態、教員、児童、生徒及びその家族の被災の程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案し、以下の措置を取る。

- (1) 被害程度により授業が不可能と認められるときは休校する。ただし、正規の授業は困難であってもでき得る限り二部授業、分散授業等の方法により、応急授業の実施に努めるものとする。
- (2) 授業が長期にわたり不可能のときは、学校と保護者との連絡方法、組織（通学班、子供会等）、家庭学習等の整備工夫をする。
- (3) 応急授業に当たっては、被災児童の負担にならないよう配慮するとともに、授業の方法、児童・生徒の保健、危険防止等に留意する。

5 災害時の応急措置

学校教育班・給食班

- (1) 児童・生徒への対応

校長は、災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、以下の措置を取る。

ア 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等により保護者に伝えるものとする。

イ 授業開始後の措置

(ア) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。

(イ) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

(ウ) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検のうえ、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

ウ 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

エ その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、市教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

- (2) 避難措置

ア 実施責任者は、校長とする。

イ 避難順序は、秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、教職員等を必ず付けて誘導する。

ウ 校長は、避難誘導の状況を保護者に通報するとともに、逐次市教育委員会及び市災害対策本部に報告する。

エ 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておく。

オ その他児童・生徒の避難計画は、「第3部第2章第2節 避難誘導」及び「第3部第7章第1節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準じて実施するものとする。

(3) 健康管理

ア 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

イ 被災児童・生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(4) 危険防止措置

ア 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

イ 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

(5) 教育実施者の確保

ア 災害により教育職員に欠員を生じ、学校内の操作をしてもなお学級担任を欠き、又は教科指導等が困難な場合は、県教育委員会に要請して、教育職員を補充する。

イ 補充に当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条による臨時的任用とする。

(6) 学用品等の支給

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

(7) 給食の措置

ア 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、校長は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。

イ 学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊き出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊き出しとの調整に留意するものとする。

(8) 避難者の援護と授業との関係

学校が避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

6 災害救助法による実施基準

学校教育班

災害救助法が適用された場合の、学用品の給与についての実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

9. 災害救助基準（災害救助法関係）

7 学校の措置

学校教育班

学校は、各学校の防災計画に基づき活動するものとする。

- (1) 避難所の運営における教職員の役割及び市災害対策本部との連携
- (2) 児童・生徒の安否確認の方法

- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共用する部分と児童・生徒又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討
- (4) 授業中に大規模災害が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

第3節 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策

1 社会教育施設の措置

生涯学習班

- (1) 安全避難
開館時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者等を安全な場所に移動させる。
- (2) 被災状況の報告
被災状況を調査し、速やかに市教育委員会に報告するものとする。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

文化振興班

文化財の管理者は、文化財収蔵施設周辺の巡視を行い、文化財施設の安全性を点検するものとする。

3 観覧者の安全確保

文化振興班

- 災害危険区域における文化財の管理者は、以下により観覧者の安全を確保するものとする。
- (1) 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。
 - (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

文化振興班

文化財の管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、シートや土嚢等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化振興班

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて市教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

文化振興班

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、県教育委員会に報告するとともに、市教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。

- (2) 市は、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第4節 労働力の確保

市職員のみでは災害応急対策の実施が困難な場合には、必要に応じて労務者を確保し迅速に応急対策を実施する。

1 実施方法

本部班・人事班

労働者の確保に関する事務は、本部班・人事班がこれを実施する。

(1) 労働者の募集

本部班・人事班は、各班の必要とする職種別人員を把握し、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条に基づき労働者を募集するものとする。

(2) 労働者の供給あっせん要請

労働者の募集のみでは労働力の確保が不十分なときは、館林公共職業安定所長に文書又は口頭で労働者の供給あっせんに要請するものとする。

なお、館林公共職業安定所長に求人申込みをする場合は、以下の事項を明らかにするものとする。

- ア 職種別所要労働者数
- イ 作業場及び内容
- ウ 労働条件
- エ 宿泊施設の有無
- オ その他の必要事項

2 災害救助法による実施基準

本部班・人事班

災害救助法が適用された場合の、労働者雇上げについての実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

9. 災害救助基準（災害救助法関係）

第5節 災害救助法の適用

市長は、当該災害が災害救助法の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに所定の手続を行うものとする。

1 災害救助法の適用

本部班

知事が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害であると認めたときは、速や

かに同法に基づく救助が実施される。また、その費用は、県が支弁する。

(1) 実施機関

災害救助は知事(危機管理課)が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととすることができる。

(2) 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市の区域単位に原則として同一原因の災害による被害の程度が以下のいずれかに該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

ア 市の区域内の住家滅失世帯数が、80 世帯以上に達するとき。

イ 県全体の区域内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、本市の区域の住家滅失世帯数が 40 世帯以上に達するとき。

ウ 県全体の区域内の被害世帯数が 7,000 世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の保護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

エ 多数の者が生命若しくは身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(3) 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、以下の表のとおりである。なお、詳細は災害救助基準(資料集)によるものとする。

(1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
(4) 医療及び助産
(5) 災害にかかった者の救出
(6) 災害にかかった住宅の応急修理
(7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
(8) 学用品の給与
(9) 埋葬
(10) 遺体の搜索及び処理
(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(4) 適用手続

災害救助法の適用手続は、以下によるものとする。

ア 市からの被害報告に基づき、知事(危機管理課)は災害救助法が適用されるか否かを判断する。

イ 知事(危機管理課)は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、厚生労働省社会・援護局長に報告する。

ウ 知事(危機管理課)は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに公示する。

(5) 費用負担

ア 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。

イ 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が 100 万円以上となる場合に、当該

合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、以下の表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100 以下の部分	2/100～4/100 の部分	4/100 超の部分
国 庫 負 担 率	50/100	80/100	90/100

資料集

9. 災害救助基準（災害救助法関係）

第6節 動物愛護

災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

1 動物愛護の実施

環境班

（1）情報の提供

市は、県が獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して設置する群馬県災害時動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等の情報を提供する。

（2）所有者の責務

愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあって、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

（3）被災動物の救護活動について

市は、館林市域で大規模災害が発生した場合、館林市「災害時における愛護動物の救護活動及び人と動物が共生するまちづくり事業に関する協定」及び、群馬県「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づき、被災動物の救護活動のため、獣医師会に対し、獣医師の派遣を求める。

第4部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、県及び国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にある中で、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る必要がある。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向の決定

企画班・本部班・都市計画班

市は、被災の状況、地域の特性、市民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

2 市民の参加

企画班・本部班・市民協働班

被災地の復旧・復興は、市が主体となって市民の意向を尊重しつつ、県の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進するものとする。

3 県等に対する協力の要請

本部班

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、応援協定に基づき応援協定締結先に要請するとともに、必要に応じ県に対し職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

第2節 原状復旧

1 被災施設の復旧等

道路河川班・緑のまち推進班・建築班・下水道班・群馬東部水道企業団・館林警察署・
ライフライン事業者（電気、ガス、LPガス、石油、電話）・交通輸送等の関係機関

- (1) 市は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 市は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 県（道路管理課）は、重要物流道路及びその代替・補完路について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、市に代わって国（国土交通省）が行うことが適当であると考えられるときは、当該市道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。

- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。
- (5) 館林警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、市、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物の処理

環境班・館林衛生施設組合

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

市は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 環境への配慮

市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、市民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

(4) 広域応援

市は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県（廃棄物・リサイクル課）等に応援を要請するものとする。

第3節 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

企画班・本部班・都市計画班

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、自らが決定した復興の基本方針に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 市の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 市は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に要配慮者など多様な市民の意見を反映するよう努める。
- (4) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等

に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2 防災まちづくりの実施

企画班・本部班・都市計画班

- (1) 市は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な居住環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
- (2) 防災まちづくりに当たっては、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるものとする。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (3) 市は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 市は、既存の不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (5) 市は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。
- (6) 市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行うものとする。

3 被災市街地復興特別措置法等の活用

企画班・都市計画班

市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（※）等を活用し、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

※被災市街地復興特別措置法

大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域及び同地域内における市街地の計画的な整備改善並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることで、迅速に良好な市街地の形勢と都市機能の更新を図り、これにより公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

第4節 被災者等の生活再建の支援

1 罹災証明書の交付

行政班・調査班

- (1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期

に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

- (2) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (3) 市は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 被災者台帳の作成

行政班

- (1) 市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- (2) 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

3 災害弔慰金の支給等

市は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。

市は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

主な支援制度は、以下のとおりである。

- (1) 災害弔慰金

福祉班

支 給 機 関	市（社会福祉課）
対象となる災害	以下のいずれか 1 1つの市町の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 2 県内で5以上の世帯の住居が滅失した市町が3以上存在する場合、県内全ての市町の被害が対象 3 県内で災害救助法が適用された災害（県内全ての市町の被害が対象） 4 災害救助法を適用した都道府県が2以上ある場合、全ての市町村（当該都道府県以外も含む。）の被害が対象
支 給 対 象 者	災害により死亡した者の遺族
支 給 額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合…500万円 その他の場合…250万円
費用負担割合	市町 1／4、県 1／4、国 2／4

(2) 災害障害見舞金

福祉班

支 給 機 関	市（社会福祉課）
対象となる災害	（災害弔慰金と同じ。）
支 給 対 象 者	災害により重度の障がいを受けた者
支 給 額	障がい者が世帯の生計を主として維持していた場合…250 万円 その他の場合…125 万円
費用負担割合	（災害弔慰金と同じ。）

(3) 災害援護資金

福祉班

支 給 機 関	市（社会福祉課）
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害（所得制限）
貸 付 対 象 者	災害により被害を受けた世帯の世帯主
貸 付 額	被害の程度に応じて 150 万円～350 万円
貸 付 条 件	貸付利率…無利子（保証人なしの場合、据置期間経過後、年 1.5%） 据置期間…3 年（特別の場合は 5 年） 償還期間…10 年
貸付原資拠出割合	県 1／3、国 2／3

(4) 県（小規模）災害見舞金の支給

福祉班

支 給 機 関	県（危機管理課）ただし市町村経由
対象となる災害	以下のいずれか 1 災害により住家が全壊した世帯 2 災害により住家が半壊した世帯 3 同一原因による災害で、県内のいずれかの市町村において 1 世帯以上の住家が滅失した場合による以下の者 イ 災害による死者又は行方不明者の遺族 ロ 災害による重傷者 4 同一原因による災害で、県内のいずれかの市町村において 5 世帯以上の住家が滅失した場合による以下の世帯 イ 災害により住家が床上浸水した世帯 3 知事が特に必要と認めた災害
支 給 金 額	死者及び行方不明者…1 人 30 万円 重 傷 者…1 人 5 万円 全壊（全焼・流出）…1 世帯 10 万円 半壊（半焼）…1 世帯 5 万円 床 上 浸 水…1 世帯 2 万円 (注)知事が必要と認めた場合は増減が可能

そ の 他	1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象となる場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金の支給対象となる場合。 3 群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱に基づく支援金の対象となる場合 4 被災の原因が、対象者の故意又は重大な過失による場合
-------	--

(5) 被災者生活再建支援金

本部班

① 被災者生活再建支援法

市は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号[改正 平成19年11月16日法律第114号]）に基づき、生活再建支援金の支給により被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互援助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

市は、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとし、担当は本部班とする。その主な内容は、以下のとおりである。

根 拠 法 令	被災者生活再建支援法				
支 給 機 関	県（危機管理課）ただし、被災者生活再建支援法人に委託				
対象となる災害	1 災害救助法適用基準1又は2に該当した市町村 2 10世帯以上の住宅全壊が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の全壊被害の市町村（ただし、人口10万人未満に限る） 5 1から3に適合する市町村に隣接する1つの市町村において、全壊5世帯以上の市町村（ただし、人口10万人未満に限る）				
対象となる世帯	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）				
支 給 金 額 ※支給金額は、 右の1と2の支 援金の合計額と なる	1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
	住宅の被害程度		全壊 (①の世帯)	解体 (②の世帯)	長期避難 (③の世帯)
					大規模半壊 (④の世帯)
	支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円
		単身世帯	75万円	75万円	75万円
	※中規模半壊世帯は、基礎支援金は対象外				

2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	複数世帯	200 万円 (100 万円)	100 万円 (50 万円)	50 万円 (25 万円)
	単数世帯	150 万円 (75 万円)	75 万円 (37.5 万円)	37.5 万円 (18.75 万円)
※括弧内は、中規模半壊世帯へ支給する金額。				
費用負担等	・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給 ・基金が支出する支援金の 1／2 に相当する額を国が補助			

② 群馬県・市町村被災者生活再建支援制度

上記①のとおり、国の被災者生活再建支援制度は10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害を対象としている。これを補完するものとして、市は「群馬県・市町村被災者生活再建支援制度」により、1世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害に対し、国の支援制度と同等の支援を行う（ただし、国の支援制度の支援対象となる世帯を除く）。

根拠法令	群馬県・市町村被災者生活支援事業補助金交付要綱
支給機関	市町村
対象となる災害	1世帯以上の住宅全壊被害等（上記「① 被災者生活再建支援法」の「対象となる世帯1～4」）が発生した災害
対象となる世帯	・上記「① 被災者生活再建支援法」と同じ（中規模半壊世帯を除く）。ただし、上記「① 被災者生活再建支援法」の支援対象となる世帯を除く。
支給金額	上記「① 被災者生活再建支援法」と同じ
費用負担等	・市町村から支援金を支給 ・市町村が支出する支援金の2／3に相当する額を県が補助

（6）生活福祉資金（福祉資金－災害援護費）

館林市社会福祉協議会

貸付機関	館林市社会福祉協議会
対象となる世帯	以下のいずれかに該当すること。 1 低所得世帯で、ほかからの資金を借り入れることができない世帯 2 障がい者世帯 3 高齢者世帯（65歳以上の高齢者が属する世帯に限る）
貸付金額	150万円以内
貸付条件	貸付利率…無利子（保証人なしの場合、年1.5%） 償還期間…据置期間（貸付日から6月以内）経過後、7年以内

5 市税等の徴収猶予及び減免の措置

調査班

市は、災害により被災者の納付すべき地方税等について、条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

6 雇用の確保

商工班

（1）雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る。）が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給するものとする。

（2）被災者に対する就労支援等

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うものとする。

7 住宅再建・取得の支援

住宅に災害を受けた者に対しては、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金、購入資金、補修資金等の貸付けを行う。

（1）災害復興住宅融資

住宅金融支援機構

① 建設資金

令和5年4月現在

対 象 者	以下の全てに当てはまる方 ・住宅が全壊した旨の罹災証明書の発行を受けている方 ・自分又は親が被災した親が居住するための住宅を建設する方 ・年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合が機構の定める基準を満たしている方 ・日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方
建設する住宅の規模	居室、台所及びトイレが備えられていること
貸 付 金 額	土地を取得する場合…3,700万円 土地を取得しない場合…2,700万円
貸 付 条 件	利率…申込時の利率（全期間固定金利） 償還期間…35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内（完済時年齢80歳制限あり）

② 購入資金（新築、リユース）

令和5年4月現在

対 象 者	（建設資金と同じ。）
建設する住宅の規模	居室、台所及びトイレが備えられていること
貸 付 金 額	3,700万円
貸 付 条 件	（建設資金と同じ。）

③ 補修資金

令和5年4月現在

対 象 者	以下の全てに当てはまる者 ・住宅に被害が生じた旨の罹災証明書を交付されている者 ・自分又は又は災した親当が居住するための住宅を建設する者 ・年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合が機構の定める基準を満たしている者 ・日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人
資 金 使 途	住宅の補修及びこれに付随する移転又は整地
貸 付 金 額	1,200 万円
貸 付 条 件	利率…申込時の利率（全期間固定金利） 償還期間…20 年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内（完済時年齢 80 歳制限あり）

(2) 母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）

子育て支援班

根 拠 法 令	母子及び父子並びに寡婦福祉法
貸 付 機 関	県（児童福祉・青少年課、館林保健福祉事務所）
対 象 者	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
資 金 使 途	災害復旧に必要な住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築
貸 付 金 額	200 万円以内
貸 付 条 件	利率…年 1.0% 償還期間…7 年以内

(3) ぐんまゼロ宣言住宅促進事業補助金

群馬県

令和5年4月1日現在

利 子 補 給 機 関	県（林業振興課）
対 象 者	グループとしてぐんまゼロ宣言住宅の供給を計画する必要がある。 (1) ぐんまゼロ宣言住宅 ア 戸建住宅（以下3つの必須要件を全て満たす必要あり） ・住宅の省エネルギー性能について、国が定める誘導基準以上の性能であること ・再生可能エネルギーを利用した、創エネルギー設備（太陽光発電など）を導入していること（原則） ・県産木材（ぐんま優良木材※注）を主要構造部に3立方メートル以上使用していること イ 集合住宅（以下2つの必要要件を全て満たす必要あり） ・ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready のいずれかに該当することをBELSを用いて証明すること ・県産木材（ぐんま優良木材※注）を主要構造部の30%以上に使用すること

	(2) グループ（以下の要件を満たしている必要あり） ・グループにぐんま優良木材認証工場を1社以上含んでいること（認証工場は、複数グループに参加可能です） ・住宅供給事業者を1社以上含んでいること（住宅供給事業者は、複数グループへの参加はできません） ・事業年度中にぐんまゼロ宣言住宅を県内に10棟以上供給する計画をたてていること ・群馬県と令和12年度までの「ぐんまゼロ宣言住宅推進協定」を締結すること
補助金額	県産木材の使用量に応じて補助 12,500円／立方メートル

(4) 市勤労者住宅資金融資

産業政策班

対象者	市内に居住用の住宅建設（購入）、又は土地を取得しようとする勤労者
融資条件	・限度額：1,000万円 ・利率：年2.3%以内 ・期間：20年以内 ・償還方法：元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還及び元利均等6か月償還の併用

8 恒久的な住宅確保の支援

建築班

市は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害市営住宅等の建設、市営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、市営住宅等の空家を活用するものとする。

9 安全な地域への移転の推奨

建築班

市は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

10 復興過程における仮設住宅の提供

建築班

市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

11 支援措置の広報等

秘書班

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総

合相談窓口を設置するものとする。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。
(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

館林市長 印

第5節 被災中小企業等の復興の支援

1 中小企業の被災状況の把握

市は県と協力して、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 中小企業者に対する低利融資等の実施

市は県と協力して、中小企業者の災害復旧を支援するため、以下の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

(1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）

商工班

令和5年4月1日現在

貸付機関	県（地域企業支援課）ただし融資実行は各金融機関
貸付対象者	県内において事業を行っている中小企業者又は中小企業団体であつて、以下のいずれかに該当する者 1 地震、火災、風水害又は突発的な事故等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受け、事業所所在地の市町長等の被災証明を受けた者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 3 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者
資金使途	災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金
貸付金額	5,000万円以内（うち運転資金3,000万円以内）
貸付条件	利率…責任共有対象 年1.75%以内 責任共有制度対象外 年1.7%以内 ※令和2年4月1日～令和6年3月31日実施の融資 年1.1%以内 償還期間…設備資金10年以内 運転資金7年以内（うち据置2年以内）

(2) 政府系金融機関による貸付条件の優遇

(株)日本政策金融公庫・商工組合中央金庫

① (株)日本政策金融公庫

令和5年7月現在

	(株)日本政策金融公庫		
	中小企業事業	国民生活事業	農林漁業事業
名称	災害貸付	災害復旧資金	セーフティネット資金
貸付限度	各融資制度の限度額に1 災害あたり3,000万円上	【直接貸付】1.5億円 【代理貸付】直接貸付の	【一般】600万円 【特認】年間経費等の

	乗せ	範囲内で別枠 7,500 万円	6/12 以内
利 率	貸出時の金利	貸出時の金利	0.30%～0.70% 令和5年6月現在
償 還 期 間	【一般貸付】 運転資金：10 年以内 （うち据置期間 2 年以内） 設備資金：10 年以内 （うち据置期間 2 年以内） 【特別貸付】 各制度の返済期間以内	運転資金：10 年以内 （うち据置期間 2 年以内） 設備資金：15 年以内 （うち据置期間 2 年以内）	15 年以内（うち据置期間 3 年以内）

② 商工組合中央金庫

令和2年3月現在

名称	セーフティネット支援
対象	社会的、経済的環境の変化等外的要因災害により一時的に業況悪化をきたしているものの、中長期的には、業況回復が見込まれる事業者
利率	相談窓口による個別の窓口相談等により情報提供
償還期間	

（3） 県信用保証協会の災害関係保証の特例

商工班

激甚災害法により激甚災害と指定された場合に被災した中小企業者が、市長より罹災証明書（交付を受けることで、一般の保証（限度額2億8千万円）とは別で限度額2億8千万円を補償する。

3 農業者に対する助成・低利融資等制度の周知

市は、県と協力して、農林水産業者の災害復旧を支援するため、以下の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

（1） 助成措置

農政班

根 拠 法 令	群馬県農漁業災害対策特別措置条例
助 成 機 関	県（技術支援課）及び市町
助 成 要 件	以下のいずれかに該当する場合で知事が必要と認めたとき。 1 災害による農作物の減収量が平年における収穫量の 30/100 以上となる被害を受けたほ場の面積が 10 ヘクタール（局地的災害によるものは、5 ヘクタール）以上となった場合 2 農作物の減収量が平年における収穫量の 30/100 以上となる被害を受けたほ場に係る被害見込額が 5,000 万円（局地的災害の場合は、2,500 万円）を超えた場合 3 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の 30/100 以上となる被害を受けた農業者の戸数が 20 戸（局地的災害によるものは、10 戸）以上となった場合

	4 畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の 30/100 以上となる被害を受けた農業者の戸数が 10 戸(局地的災害によるものは、5 戸)以上となった場合 5 養殖業の減収量が平年における収穫量の 30/100 以上となる被害を受けた漁業者の戸数が 5 戸以上となった場合 6 農漁業用施設に 10 万円以上の被害を受けた農漁業者の戸数が 10 戸(局地的災害によるものは、5 戸)以上となった場合 7 畜舎等に浸水を受けた農業者の戸数が 10 戸以上となった場合 8 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認める場合
助 成 対 象	1 樹草勢回復のための肥料等の購入費 2 樹体被害の復旧又は補修に要する費用 3 農作物の病害虫防除に要する費用 4 蚕種の購入費 5 代替作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 6 次期作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 7 農業用施設の取り片付け作業に要する費用 8 畜舎等の伝染性疾病の防止措置に要する費用 9 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの

(2) 経営資金

農政班

令和3年4月現在

融 資 機 関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)及び市町村
貸 付 対 象 者	以下のいずれかに該当する農漁業者 1 災害による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の 30/100 以上であり、かつ、これによる損失額が平年における農業による総収入額の 10/100 以上であるもの 2 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物(5 アール以上の栽培面積を有する場合に限る。)の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の 30/100 以上であるもの 3 災害による魚類等の流失等による損失額が平年における漁業による総収入額の 10/100 以上であるもの
貸 付 金 額	市町村長が認定する損失額の 55%又は 500 万円のいずれか低い額の範囲内(知事の定める法人は 2,500 万円以内)
貸 付 条 件	利率…年 5.5%以内、4.5%以内、3.0%以内(特別被害農業者の場合) 償還期間…6 年以内 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

(3) 事業資金

農政班

令和3年4月現在

融 資 機 関	農業協同組合連合会その他の金融機関
利子補給機関	県（技術支援課）
貸付対象者	所有し、又は管理する在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会
貸付金額	2,500万円以内
貸付条件	利率…年5.5%以内 償還期間…3年以内 保証…群馬県農業信用基金協会の債務保証

(4) 農漁業用施設資金

農政班

令和3年4月現在

融 資 機 関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県（技術支援課）及び市町村
貸付対象者	農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者及び農業団体
貸付金額	市町村長が認定する農漁業用施設資金の復旧に要する経費の80/100に相当する額又は1,800万円（農業近代化資金の貸付けを受ける場合、共同利用施設にあつては5,000万円）若しくは1,000万円（農業近代化資金の貸付けを受けない場合、共同利用施設にあつては2,000万円）以内
貸付条件	利率…年4.5%以内 償還期間…農業近代化資金融通法第2条第3項第2号の範囲内において規制で定める期限以内 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

4 地場産業・商店街への配慮等

市は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

5 支援措置の広報等

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第6節 公共施設の復旧

1 災害復旧事業計画の作成

財政班・環境班・福祉班・高齢介護班・こども班・防疫班・商工班・
観光班・道路河川班・緑のまち推進班・建築班・下水道班・教育総務班・
生涯学習班・文化振興班・スポーツ振興班・教育協力班・給食班

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

財政班・環境班・福祉班・高齢介護班・こども班・防疫班・商工班・
観光班・道路河川班・緑のまち推進班・建築班・下水道班・教育総務班・
生涯学習班・文化振興班・スポーツ振興班・教育協力班・給食班

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

(2) 迅速な復旧事業の実施

財政班・環境班・福祉班・高齢介護班・こども班・防疫班・商工班・
観光班・道路河川班・緑のまち推進班・建築班・下水道班・教育総務班・
生涯学習班・文化振興班・スポーツ振興班・教育協力班・給食班

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

道路河川班・緑のまち推進班・下水道班

市又は市の維持管理に属する以下に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害の災害復旧事業で、市又はその機関が施行するものについては、国がその事業費の一部を負担する。

- ア 河川
- イ 道路
- ウ 下水道
- エ 公園

(2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法

教育総務班

公立学校の施設の災害復旧に要する以下の種目に係る経費について、国が3分の2を負担する。

- ア 本工事費

- イ 附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあっては、買収費）
- ウ 設備費
- エ 事務費

(3) 公営住宅法

建築班

災害により市営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、市が以下の事業を行うときは、国が費用の2分の1を補助する。

- ア 市営住宅の建設に要する費用又は補修に要する費用
- イ 共同施設の建設に要する費用又は補修に要する費用
- ウ 公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用

(4) 土地区画整理法

区画整理班

災害その他の特別の事情により施行される事業において、その土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるため、国は、その費用の2分の1以内を施行者に対し補助金として交付する。

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

防疫班・環境班

県(感染症・がん疾病対策課)は、市が行う以下の事業費の3分の2を負担する。

- ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除
- ウ 物件に係る消毒等の措置
- エ 生活の用に供される水の使用制限等

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

環境班

国は、市に対し、災害等により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助する。

(7) 予防接種法

防疫班

県(感染症・がん疾病対策課)は、市が支弁する予防接種に係る費用の3分の2を負担する。また、給付に要する費用の4分の3を負担する。

(8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

農政班

県が補助する場合における以下の区分に係るその補助に要する経費の全部を、国が補助する。

- ア 農地に係るもの
- イ 農業用施設に係るもの
- ウ 共同利用施設に係るもの

(9) 下水道法

下水道班

市は、公共下水道の設置、改築、修繕、維持、その他の管理を行う。

- (10) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

本部班

第7節参照

- (11) 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

都市計画班

国は、「都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針」に基づき、都市災害復旧に係る事業費の2分の1を補助する。

第7節 激甚災害法の適用

1 激甚災害の早期指定の確保

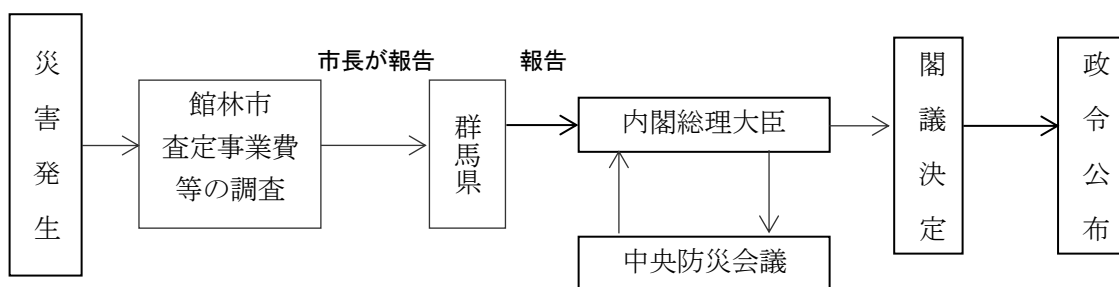
本部班

市長は、激甚災害が発生した場合は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この節において「激甚災害法」という）に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日：中央防災会議決定指定基準）又は局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日：中央防災会議決定指定基準）を十分考慮して、その査定事業費等を速やかに知事に報告する。

なお、主な被害状況等の報告内容は以下のとおりである。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則第1表に定める事項）
- オ 査定事業費等
- カ その他必要事項

【激甚災害の指定手続】



2 特別財政援助

激甚災害法に基づく特別財政援助の対象は以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第3条）

福祉班・高齢介護班・道路河川班・建築班・教育総務班・邑楽館林医療企業団

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

- イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
 - エ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
 - オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - カ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
 - キ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
 - ク 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - ケ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
 - コ 堆積土砂排除事業
 - （ア） 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という）の排除事業で市又はその機関が施行するもの
 - （イ） 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業
 - サ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で市が施行するもの
- （2） 農林水産業に関する特別の助成

農政班

- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚災害法第5条）

農地又は農業用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（激甚災害法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第7条）

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚災害法第8条）
 - （ア） 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。
 - （イ） 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

オ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助(激甚災害法第10条)

土地改良区等の行なう湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(3) 中小企業に関する特別の助成

商工班

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条)

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。

イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第13条)

小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条)

事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(4) その他の特別の財政援助及び助成

子育て支援班・防疫班・農政班・道路河川班・建築班・生涯学習班
・スポーツ振興班・教育協力班

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条)

公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第17条)

私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。

ウ 市が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第19条)

エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条)

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ 水防資材費の補助の特例(激甚災害法第21条)

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。

カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第22条)

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第24条)

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1か所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第8節 復旧資金の確保等

1 復旧資金の確保

財政班

市は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、以下の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- ア 普通交付税の繰上交付の要請
- イ 特別交付税の交付要請
- ウ 一時借入れ
- エ 起債の前借り

事故災害対策編

第1部 航空災害対策

第1章 災害予防

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第4節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第5節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第6節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第4節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第7節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第5節 搜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

1 搜索活動体制の整備

県警察・館林地区消防組合・自衛隊

県警察、館林地区消防組合及び自衛隊は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急活動体制の整備

安全安心課・群馬県・館林地区消防組合・県警察・自衛隊

市は、県(危機管理課ほか)、館林地区消防組合、県警察及び自衛隊と連携して、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

3 消火活動体制の整備

館林地区消防組合

館林地区消防組合は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

4 医療活動体制の整備

健康推進課・群馬県・日本赤十字社・邑楽館林医療企業団・医療機関・ 館林地区消防組合

- (1) 市は、県（薬務課）、日本赤十字社、邑楽館林医療企業団及び医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 館林地区消防組合と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

第6節 緊急輸送活動体制の整備

（風水害・雪害対策編第2部第2章第10節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。）

第7節 広報・広聴体制の整備

（風水害・雪害対策編第2部第2章第13節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。）

第2章 災害応急対策

旅客機が墜落した場合、搭乗者が多数死傷するおそれがある。また、旅客機以外の航空機であっても住宅密集地等に墜落した場合は、市民が多数死傷するおそれがある。

航空機事故等による災害から乗客及び地域住民等を守るため、迅速な救助活動が展開されるよう、防災関係機関との緊密な協力のもとで、機種、搭乗者数、墜落地点、負傷者数、消火活動の要否等の災害情報を速やかに収集・連絡するとともに、応急対策を実施し、被害の拡大を防御又は被害の軽減を図るものとする。

また、飛行中の航空機が消息を絶った場合も、墜落を想定し、機種、搭乗者数、墜落予想区域等の情報を収集・連絡する必要がある。

第1節 災害情報の収集・連絡

1 市・館林地区消防組合における災害情報の収集・連絡

安全安心課・館林地区消防組合

- (1) 市は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 館林地区消防組合は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が以下のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

- | |
|---|
| 1 航空機火災 |
| 2 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれがある救急・救助事故 |
| 3 ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 |

- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、様式「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）による。

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処自体における災害
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		覚知方法	
事故等の概要				
死傷者	死者（性別・年齢）		負傷者 人（ 人）	
	計 人		{ 重症 人（ 人） { 中等症 人（ 人） { 軽 症 人（ 人）	
不明	人			
救助活動の 要否				
要救護者数 (見込)			救助人員	
消防・救急・ 救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第3部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第3部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第3部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第3部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第3部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第7節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第3部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第8節 搜索、救助・救急及び消火活動

1 搜索活動

館林地区消防組合・県警察・自衛隊

- (1) 館林地区消防組合、県警察は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して墜落機又は行方不明機の搜索を実施するものとする。
- (2) 自衛隊は、知事（危機管理課）からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、搜索活動を行うものとする。

2 救助・救急活動

社会福祉課・道路河川課・群馬県・館林地区消防組合・県警察・自衛隊

- (1) 館林地区消防組合及び県警察は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に

努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、館林地区消防組合は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した館林地区消防組合は速やかに知事（医務課）に報告するものとする。

- (2) 自衛隊は、知事（危機管理課）からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。
- (3) 県（医務課）は、自らの判断により、群馬DMA Tの派遣を要請する。
- (4) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (5) 航空災害による負傷者が発生した場合には、救助・救急活動実施機関は連携を図りながら、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救出活動を行うものとする。
- (6) 医療機関への負傷者の搬送に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用し、負傷者の負傷状態に適した医療施設及び医療技術を有する医療機関へ搬送するものとする。また、搬送に要する時間を短縮するためにヘリコプターを有効に活用するものとする。

3 消火活動

館林地区消防組合

- (1) 館林地区消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 館林地区消防組合は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

第9節 医療活動

1 救護所の設置及び救護班の派遣

福祉班・医療防疫班・群馬県・県警察

- (1) 市は、地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送が手間どる場合、事故現場に近い場所に救護所を設置するものとする。
- (2) 市は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社又は県（医務課）に対し、救護班の派遣を要請するものとする。
- (3) 県（医務課又は危機管理課）は、必要に応じ県立病院の医師、看護師等で編成する救護班を派遣するほか、群馬DMA T、日本赤十字社の救護班、自衛隊の救護班又は国の非常本部等の救護班の派遣を要請するなど総合的な調整を行うものとする。
- (4) 県（医務課）は、救護活動に従事する医師又は看護師が不足する場合は、医師又は看護師の派遣について、災害医療コーディネーター、群馬県医師会又は群馬県看護協会に対し、調整を要請するものとする。
- (5) 救護班を編成した機関は、その旨を県（医務課）に連絡するものとする。県（医務課）及び地域災害医療対策会議は、市及び災害医療コーディネーター等と連携し、救護班の派遣に係る調整を行うとともに救護所の確保を図るものとする。
- (6) 救護班の緊急輸送については、県（危機管理課）及び県警察は、緊急通行車両として特

段の配慮を行うものとする。

2 医療機関による医療活動

医療機関

負傷者を受け入れた医療機関は、以下の事項に留意して治療に当たるものとする。

- (1) 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (2) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (3) 負傷者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県（消防保安課又は医務課）等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

3 トリアージの実施

医療機関

負傷者が多数に上るため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合は、トリアージを行うものとする。

第10節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

（風水害・雪害対策編第3部第6章第1節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。）

第11節 交通の確保

（風水害・雪害対策編第3部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。）

第12節 広報・広聴活動

（風水害・雪害対策編第3部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。）

第2部 鉄道災害対策

第1章 災害予防

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招きかねないので、事故災害防止のため、東武鉄道(株)は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努めるものとする。

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

1 気象・地象・水象の情報の収集・伝達

前橋地方気象台・東武鉄道(株)

- (1) 前橋地方気象台は、鉄道交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・適切に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実に努めるものとする。
- (2) 東武鉄道(株)は、気象、地象、水象の情報の収集に努めるものとする。

2 事故防止知識の普及

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うなどして、事故防止に関する知識を広く一般に普及させるよう努めるものとする。

第2節 鉄道の安全な運行の確保

1 列車防護用具の整備等

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

鉄道施設の点検整備は、全ての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

2 職員の教育訓練等

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努めるものとする。

3 施設の点検・監視

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、災害から鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。

4 鉄道の輸送の安全確保

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続を行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

5 計画運休への備え

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③市・県への情報提供の仕方などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくとともに、市及び県（交通政策課）との情報提供・連絡体制の確立に努めるものとする。

6 避難誘導体制

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、災害発生時、駅のコンコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行って情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

第3節 鉄道車両の安全性の確保

1 検査精度の向上

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

2 各種データの分析

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

第4節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第4節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

第5節 通信手段の確保

1 東武鉄道(株)における通信手段の確保

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。その際、電気通信事業者の協力を得よう努めるものとする。

2 市における通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第5節「通信手段の確保」に準ずる。)

第6節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第6節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第7節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第7節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第8節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

安全安心課・東武鉄道(株)・群馬県・館林地区消防組合・県警察・自衛隊

- (1) 東武鉄道(株)は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、館林地区消防組合との連携の強化に努めるものとする。
- (2) 市は、県(危機管理課ほか)、館林地区消防組合、県警察及び自衛隊と連携して、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

健康推進課・群馬県・日本赤十字社・邑楽館林医療企業団・医療機関・
館林地区消防組合

- (1) 市は、県(薬務課)、日本赤十字社、邑楽館林医療企業団及び医療機関と連携して、負傷

者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

- (2) 館林地区消防組合と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

館林地区消防組合・東武鉄道(株)

- (1) 館林地区消防組合は、平常時から機関相互間の連携の強化を図るものとする。
- (2) 東武鉄道(株)は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、館林地区消防組合との連携の強化に努めるものとする。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

1 東武鉄道(株)における緊急自動車の整備

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

2 道路交通管理体制の整備

県警察

- (1) 県警察は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。

第10節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第13節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

第11節 防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

東武鉄道(株)

- (1) 東武鉄道(株)は、事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。
- ア 非常呼出訓練
- イ 避難誘導訓練

- ウ 消火訓練
- エ 脱線復旧訓練
- オ その他

- (2) 東武鉄道(株)は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、県警察、館林地区消防組合を始めとする市及び県の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。
- (3) 東武鉄道(株)と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

安全安心課・群馬県・東武鉄道(株)

- (1) 市、県及び東武鉄道(株)が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第12節 鉄道交通環境の整備

1 線路防護施設等の整備

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努めるものとする。

2 運転保安設備の整備

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、列車集中制御装置(CTC)の整備、自動列車停止装置(ATS)の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

3 踏切道の改良の促進

東武鉄道(株)・道路河川課

東武鉄道(株)及び道路管理者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第13節 再発防止対策の実施

1 事故原因の調査研究

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災

害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、県警察、館林地区消防組合等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。

2 安全対策への反映

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

1 東武鉄道(株)における災害情報の収集・連絡

東武鉄道(株)

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、東武鉄道(株)は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施するものとする。詳細は、東武鉄道(株)の防災業務計画によるものとする。

2 市・館林地区消防組合における災害情報の収集・連絡

安全安心課・館林地区消防組合

- (1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所へ報告する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 館林地区消防組合は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が以下のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防庁長官通知)の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 列車火災2 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆等による救急・救助事故 |
|--|

- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、様式「火災・災害等即報要領」第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)又は第1号様式(火災)による。

第1号様式（火災）

		第 報	
報告日時		年	月 日 時 分
都道府県			
市町村 (消防本部名)			
報告者名			

消防庁受信者氏名 _____

※特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他			
出火場所				
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 (月 日 時 分)
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所			出火原因	
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の 生じた 理由	
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積	m ² m ²
焼損程度	焼損 棟数	全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟 } 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
罹災世帯数	世帯		気象情報	
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人			
救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第3部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第3部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第3部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第3部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第3部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第7節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第3部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第8節 救助・救急活動

1 東武鉄道(株)による救助・救急活動

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 館林地区消防組合・県警察による救助・救急活動

館林地区消防組合・県警察

館林地区消防組合及び県警察は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、館林地区消防組合は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものと

する。この場合、要請した館林地区消防組合は速やかに知事（医務課）に報告するものとする。

3 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊

自衛隊は、知事（危機管理課）からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

4 市民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

市民・自主防災組織・事業者

市民、自主防災組織及び事業所は、館林地区消防組合、県警察等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

5 資機材等の調達

救助・救急活動実施機関

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第9節 医療活動

（風水害・雪害対策編第3部第5章第2節「医療活動」に準ずる。）

第10節 消火活動

1 東武鉄道(株)による消火活動

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 館林地区消防組合による消火活動

館林地区消防組合

- (1) 館林地区消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 館林地区消防組合は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

第11節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

（風水害・雪害対策編第3部第6章第1節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。）

第12節 交通の確保

（風水害・雪害対策編第3部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。）

第13節 代替交通手段の確保

1 代替交通手段の確保

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

第14節 広報・広聴活動

（風水害・雪害対策編第3部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。）

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定められた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

2 鉄道の迅速な復旧

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、所要の手続を行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

3 復旧予定時期の明確化

東武鉄道(株)

東武鉄道(株)は、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3部 道路災害対策

第1章 災害予防

道路は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、道路災害の発生により、機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により、機能の確保を行う。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

1 気象・地象・水象の情報の収集・伝達

前橋地方気象台・道路河川課

- (1) 前橋地方気象台は、道路交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・適切に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、前橋地方気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

2 異常現象の発見及び情報提供

県警察・道路河川課

- (1) 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (2) 県警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に供するための体制の整備を図るものとする。

第2節 道路施設等の整備

1 道路施設の整備

道路河川課

- (1) 道路管理者は、以下により道路施設の整備を図るものとする。
 - ア 道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。
 - イ 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
 - ウ 道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
 - エ 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的に

つ総合的に実施する。

- (2) 道路管理者は、防災点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、災害対策上必要とする道路施設については、緊急を要する施設から随時整備を進める。

ア 道路

道路管理者は、道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

イ 橋梁

道路管理者は、落橋、変状等の被害が想定される道路橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施する。

ウ 道路附属施設

道路管理者は、道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置などの道路施設について、補強に努める。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第4節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

第4節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第5節「通信手段の確保」に準ずる。)

第5節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第6節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第6節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第7節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

道路河川課・群馬県・館林地区消防組合・県警察・自衛隊

市は、県(危機管理課ほか)、館林地区消防組合、県警察及び自衛隊と連携して、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

(道路河川課)・群馬県・日本赤十字社・邑楽館林医療企業団・医療機関・
館林地区消防組合

- (1) 市は、県(薬務課)、日本赤十字社、邑楽館林医療企業団及び医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 館林地区消防組合と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

道路河川課・邑楽館林医療企業団・医療機関・館林地区消防組合

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び館林地区消防組合等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

第9節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

第10節 防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

道路河川課・群馬県・県警察・館林地区消防組合

- (1) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。
- (2) 市は、県、県警察、館林地区消防組合、道路管理者等と連携して、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

道路河川課・群馬県・県警察・館林地区消防組合

- (1) 市は、県、県警察、館林地区消防組合及び道路管理者と連携して、訓練を行うに当たり、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

る。

第11節 その他の災害予防

1 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路河川課

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努めるものとする。

2 応急復旧活動体制の整備

道路河川課

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

3 災害復旧への備え

道路河川課

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

4 防災知識の普及

道路河川課

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の啓蒙普及を図るものとする。

5 再発防止対策の実施

道路河川課

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2章 災害応急対策

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずるものとする。

第1節 災害情報の収集・連絡

1 道路管理者における災害情報の収集・連絡

道路河川課

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずるものとする。

2 市・館林地区消防組合における災害情報の収集・連絡

道路河川課・館林地区消防組合

- (1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 館林地区消防組合は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が以下のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防庁長官通知）の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

- | |
|--|
| 1 トンネル内車両火災 |
| 2 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が 15 人以上発生し、又は発生するおそれがあるバスの転落等による救急・救助事故 |

- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、様式「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）又は第1号様式（火災）による。

第2節 通信手段の確保

（風水害・雪害対策編第3部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。）

第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第3部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第3部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第3部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第3部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第7節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第3部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第8節 救助・救急活動

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行うものとする。

1 道路管理者による救助・救急活動

社会福祉課・道路河川課・館林地区消防組合・県警察

道路管理者は、館林地区消防組合、県警察等からの要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

2 館林地区消防組合・県警察による救助・救急活動

社会福祉課・道路河川課・館林地区消防組合・県警察

館林地区消防組合及び県警察は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、館林地区消防組合は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した館林地区消防組合は速やかに知事（医務課）に報告するものとする。

3 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊

自衛隊は、知事（危機管理課）からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

4 市民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

市民・自主防災組織・事業者

市民、自主防災組織及び事業所は、館林地区消防組合、県警察等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

5 資機材等の調達

救助・救急活動実施機関

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第9節 医療活動

（風水害・雪害対策編第3部第5章第2節「医療活動」に準ずる。）

第10節 消火活動

1 道路管理者による消火活動

道路河川課

道路管理者は、館林地区消防組合等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

2 館林地区消防組合による消火活動

館林地区消防組合

- (1) 館林地区消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 館林地区消防組合は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

第11節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

（風水害・雪害対策編第3部第6章第1節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本

方針」に準ずる。)

第12節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第3部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

第13節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第3部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

第14節 その他の災害応急対策

1 二次災害の防止対策

道路河川課・館林地区消防組合・県警察

(1) 道路施設等の被害拡大の防止

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 危険物等による二次災害の防止

ア 道路管理者は、危険物等の流出が認められたときは、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物等による二次災害の防止に努めるものとする。

イ 館林地区消防組合、県警察は、危険物等の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導活動を行うものとする。

2 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路河川課

(1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

(2) 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

(3) 県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 県警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

道路河川課

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

2 復旧予定時期の明示

道路河川課

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第4部 危険物等災害対策

第1章 災害予防

第1節 危険物の種類

(注) この部における危険物等の種類及び取扱規制担当官公署は以下の表のとおりである。

危険物等の種類	取扱規制担当官公署
1 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項で規定する「危険物」	○消防庁 ○県消防保安課 ○消防本部・消防署
2 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項で規定する「火薬類」	○経済産業省 ○関東東北産業保安 監督部 ○県消防保安課 ○消防本部・消防署
3 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条で規定する「高圧ガス」	○経済産業省 ○関東東北産業保安 監督部 ○県消防保安課
4 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第8項で規定する、いわゆる「都市ガス」	○経済産業省 ○関東東北産業保安 監督部
5 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第203号)第2条で規定する「毒物」及び「劇物」	○厚生労働省 ○県薬務課
6 労働安全衛生法施行令別表第1に規定する「危険物」	○厚生労働省 ○群馬労働局
7 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条で規定する「核燃料物質」及び核燃料物質によって汚染された物	○原子力規制委員会 ○国土交通省※ ○県公安委員会※
8 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)で規定する「放射性同位元素」	○原子力規制委員会 ○国土交通省※ ○県公安委員会※
9 前各号に掲げた物質に類似する引火性、発火性、爆発性又は毒性を有する物質	

※国土交通省と県公安委員会は事業所外運搬について関与

第2節 危険物等施設の安全性の確保

1 技術基準の遵守

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者（以下この部において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

2 立入検査の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署

危険物等の取扱規制担当官公署は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安

全性の確保に努めるものとする。

3 自主保安体制の整備

危険物等取扱事業者

事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 講習会・研修会の実施

危険物等の取扱規制担当官公署

危険物等の取扱規制担当官公署は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

5 防災に資する都市計画の推進

都市計画課・群馬県

市及び県（都市計画課）は、建築物用途の混在を防止するため、工業専用地域等の都市計画を行うものとする。

6 再発防止の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署・危険物等取扱事業者

危険物等の取扱規制担当官公署及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

（風水害・雪害対策編第2部第2章第4節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。）

第4節 通信手段の確保

（風水害・雪害対策編第2部第2章第5節「通信手段の確保」に準ずる。）

第5節 職員の応急活動体制の整備

（風水害・雪害対策編第2部第2章第6節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。）

第6節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第7節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

安全安心課・群馬県・館林地区消防組合・県警察・自衛隊

市は、県（危機管理課ほか）、館林地区消防組合、県警察及び自衛隊と連携して、救助工作車、救急車、照明車等の車両、エンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガスや放射性同位元素、核燃料等からの放射線漏洩に対する救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

健康推進課・群馬県・日本赤十字社・邑楽館林医療企業団・医療機関・
館林地区消防組合

- (1) 市は、県（薬務課）、日本赤十字社、邑楽館林医療企業団及び医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 館林地区消防組合と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

安全安心課・館林地区消防組合・自衛隊・危険物等取扱事業者

- (1) 市は、平常時から館林地区消防組合、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。
- (3) 市及び事業者は、危険物等の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第10節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

第9節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第13節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

第10節 防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

危険物等取扱事業者・館林地区消防組合・県警察

- (1) 事業者、館林地区消防組合、県警察等は、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練には、地域住民を参加させるよう努めるものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

危険物等取扱事業者・館林地区消防組合・県警察

- (1) 訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第11節 その他の災害予防

1 防災業務関係者の安全確保

危険物等取扱事業者・館林地区消防組合・県警察

事業者、館林地区消防組合、県警察は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図るものとする。

2 防除活動体制の整備

安全安心課・地球環境課・群馬県・危険物等取扱事業者・
館林地区消防組合・(河川管理者)

- (1) 事業者、館林地区消防組合等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、避難誘導活動及び防除活動のための体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、県(環境保全課)、事業者、館林地区消防組合及び河川管理者等と連携して、危険物等が河川等に大量流出した場合に備えて、避難誘導に必要な資機材及びオイルフェンス等防除資機材の整備を図るものとする。

3 応急復旧活動体制の整備

危険物等取扱事業者

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

1 事業者における災害情報の収集・連絡

危険物等取扱事業者

事業者は、危険物等による大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、当該危険物等の取扱規制担当官公署（館林地区消防組合）、県（消防保安課）、市及び県警察に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

2 市・館林地区消防組合における災害情報の収集・連絡

安全安心課・館林地区消防組合

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 館林地区消防組合は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が以下のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）に基づき、県消防保安課に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

- 1 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの
- 2 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (1) 河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの
 - (2) 大規模タンクからの危険物等の漏えい等
- 3 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- 4 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 5 原災法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、様式「火災・災害即報要領」第2号様式（特定の事故）による。

第2号様式（特定の事故）

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	第	報
	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災	2 爆発	3 漏えい	4 その他 ()			
発生場所							
事業所名			特別防災区域	〔 ⅴイアⅴ外第一種、第一種、 第二種、その他 〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時 鎮火日時 (処理完了)		月 日 時 分 月 日 時 分			
消防覚知方法			気象状況				
物質の区分	1 危険物	2 指定可燃物	3 高圧ガス	物質名			
	4 可燃性ガス	5 毒劇物	6 R I 等				
	7 その他 ()						
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()						
施設の概要			危険物施設の区分				
事故の概要							
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 重 症 中等症 軽 症	人 (人) 人 (人) 人 (人) 人 (人)			
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材		
			事業所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				その他	人		
					消防本部 (署)	台 人	
					消防団	台 人	
					消防防災ヘリコプター	機 人	
					海上保安庁	人	
					自衛隊	人	
			その他	人			
災害対策本部 等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第3部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第3部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第3部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第3部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第3部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第7節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第3部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第8節 救助・救急活動

1 事業者による救助・救急活動

危険物等取扱事業者

事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するものとする。

2 館林地区消防組合・県警察による救助・救急活動

館林地区消防組合・県警察

館林地区消防組合及び県警察は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、館林地区消防組合は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものと

する。この場合、要請した館林地区消防組合は速やかに知事（医務課）に報告するものとする。

3 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊

自衛隊は、知事（危機管理課）からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

4 市民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

市民・自主防災組織・事業者

市民、自主防災組織及び事業所は、館林地区消防組合、県警察等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

5 資機材等の調達

救助・救急活動実施機関

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

6 救助・救急活動従事者の安全の確保

救助・救急活動実施機関

救助・救急活動実施機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、救助・救急活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

第9節 医療活動

（風水害・雪害対策編第3部第5章第2節「医療活動」に準ずる。）

第10節 消火活動

1 事業者による消火活動

危険物等取扱事業者

事業者は、危険物等災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する館林地区消防組合に協力するものとする。

2 館林地区消防組合による消火活動

館林地区消防組合

- (1) 館林地区消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 館林地区消防組合は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速

かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

3 消火活動従事者の安全の確保

館林地区消防組合

館林地区消防組合は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、消火活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

第11節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

（風水害・雪害対策編第3部第6章第1節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。）

第12節 交通の確保

（風水害・雪害対策編第3部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。）

第13節 危険物等の大量流出に対する応急対策

市は、県（環境保全課）、事業者、館林地区消防組合、河川管理者等と連携して、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用するものとする。

第14節 避難の受入活動

（風水害・雪害対策編第3部第1章第2節「避難誘導」及び同部第7章第1節「避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。）

第15節 広報・広聴活動

（風水害・雪害対策編第3部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。）

第16節 専門知識の活用

1 専門知識の活用

本部班・環境班・福祉班・医療防疫班・館林地区消防組合

避難誘導、救助・救急活動、医療活動、消火活動を実施する各機関は、これらの応急対策活動を安全に、かつ、効果的に実施するため、当該危険物等の性状等について、必要に応じ、事業者や当該危険物等の取扱規制担当官公署等から情報提供を受けるものとする。また、必要に応じ、当該危険物の取扱規制担当官公署等に対し、専門家の派遣を要請するものとする。

2 量子科学技術研究開発機構の協力

量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所

量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所は、放射性同位元素に係る事故が発生したときは、応急対策活動実施機関に対し、実施措置に係る助言、放射線量の測定等の協力を行うものとする。

第17節 防護用資機材の確保

1 防護用資機材の確保

応急対策活動実施機関

応急対策活動実施機関は、必要な防護用資機材が不足する場合は、相互に融通し合うとともに、必要に応じ被災地域外の関係機関から調達するものとする。

2 量子科学技術研究開発機構の協力

量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所

量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所は、放射性同位元素に係る事故が発生したときは、応急対策活動実施機関に対し、放射線防護用資機材を貸与するものとする。

第18節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

原子力事業者、県（危機管理課）その他関係機関は、核燃料物質等（注1）の運搬中の事故による特定事象（注2）が発生したときは、本章の各節に掲げた対策に加え、本節に掲げた対策を講ずるものとする。

注1 「核燃料物質等」

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。（以下この節において同じ。）

注2 「特定事象」

原災法第10条第1項の規定により通報を行うべき事象であって、事業所外運搬については以下のいずれか

- ① 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から1m離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量率が検出されたこと又は検出され

る蓋然性が高いこと。

- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から放射性物質が漏えいすること又は漏えいする蓋然性が高いこと。

1 特定事象発生との連絡

原子力防災管理者

原子力防災管理者（注3）は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁（原子力規制委員会又は国土交通省をいう。以下この節において同じ。）、文部科学省、経済産業省、内閣府、県（危機管理課）、市、県警察、館林地区消防組合など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

注3 「原子力防災管理者」

原子力災害対策特別措置法第9条に基づき原子力事業者がその原子力事業所の原子力防災組織を統括させるために選任した者

2 原子力事業者等の対応

原子力事業者等

- (1) 原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下この節において「原子力事業者等」という。）は、遅滞なく国等に対し必要な報告を行うとともに、消火・延焼防止及び消防吏員への通報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防止及び除去、放射線の遮蔽、放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置を講じることにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。
- (2) 原子力事業者等は、原災法第16条の規定に基づき国の原子力災害対策本部が設置されたときは、同本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

3 専門家の派遣及び防災資機材の動員

群馬県・量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所

- (1) 県（危機管理課）は、安全規制担当省庁及び量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所に対し、原子力専門家の現場への派遣及び原子力防災資機材の現地へ動員を直ちに要請する。
- (2) 量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所は、県から前記の要請を受けたときは、速やかに協力する。

4 館林地区消防組合及び県警察の対応

館林地区消防組合・県警察

- (1) 事故の通報を受けた館林地区消防組合は、直ちにその旨を県（危機管理課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。
- (2) 事故の通報を受けた県警察は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職

員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

5 一般公衆の安全の確保

本部班・群馬県

市及び県（危機管理課）は、事故現場周辺の住民を避難させるなど一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずることについて、原災法第20条第3項の規定に基づき国の原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部から指示を受けたときは、速やかに当該措置を講ずる。

第19節 その他の災害応急対策等

（風水害・雪害対策編第3部第14～15章「要配慮者対策」及び「その他の災害応急対策」に準ずる。）

第3章 災害復旧

第1節 公共施設の災害復旧

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

公共施設の管理者

公共施設の管理者は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

2 復旧予定時期の明確化

公共施設の管理者

公共施設の管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第2節 被災中小企業等の復興の支援

(風水害・雪害対策編第4部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。)

第5部 県外の原子力施設事故対策

第1章 災害予防

第1節 基本方針

安全安心課・地球環境課

1 目的

群馬県内には、原子力施設（原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲※にも本県の地域は含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

本市においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や農産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、市が県等関係機関と連携して実施すべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な事項を定め、市民の不安を解消することを目的とする。

※ 令和2年3月21日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設からおおむね30km」とされている。

2 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて、随時本対策を見直すものとする。

3 市地域防災計画における本対策の位置付け

この対策において定めのない事項については、「風水害・雪害対策編」による。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

安全安心課・地球環境課

1 情報の収集・提供の推進

市は、県外に立地する原子力施設の事故に対し、県や防災関係機関からの情報の収集を行い、市民が必要とする多様な情報の提供に努める。

2 情報の分析整理

市は、収集した情報について、必要に応じ県の協力を仰ぎ、又は専門家の意見を聞き、分析整理に当たる。

第3節 環境放射線モニタリングの実施

地球環境課

1 環境放射線モニタリングの実施

市は、県外原子力施設事故発生時における環境評価を用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時の市内における環境放射線モニタリングを実施する。

2 モニタリング機器等の整備・維持

市は、平常時又は県外原子力施設事故発生時における市内の環境に対する放射線の影響を把握するため、環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

3 モニタリング体制の整備、要員の確保・育成

市は、県外原子力施設事故発生時のモニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

4 関係機関が実施する環境放射線モニタリング情報の収集

市は、県外原子力施設事故発生時のモニタリングに関し、国、県を通じ、他市町村、原子力事業者、原子力施設が立地する県や環境放射線モニタリング実施機関等からの情報収集に努める。

第2章 災害応急対策

第1節 情報の収集・連絡

安全安心課・地球環境課

市は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、県や関係機関等からの情報収集に努めることとする。

第2節 モニタリング体制の強化

地球環境課・農業振興課・下水道課・教育総務課・
学校給食センター・群馬東部水道企業団

市は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、関係部局が連携し以下の対応を実施する。
実施結果等については、市民などへ積極的に広報するものとする。

1 空間放射線量率モニタリングの強化

市は、非常時に行っているモニタリングポスト等によるモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を逐次、県や関係機関へ連絡する。

また、必要に応じて、モニタリングの箇所数の増加や可搬型測定器による測定等モニタリングの強化を図ることとする。

2 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

市及び群馬東部水道企業団は水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、県や関係機関等へ連絡する。

3 農林水畜産物等の放射性物質検査

市は、県や関係機関等と連携し、農林水畜産物等に係る放射性物質検査を実施する。

4 焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握

市は、県や関係機関等と連携し、廃棄物処理施設に係る焼却灰、排出ガス、放流水の放射性物質検査を実施する。

5 学校給食等の放射性物質検査

市は、県や関係機関等と連携し、学校給食等に係る放射性物質検査を実施する。

第3節 市民などへの情報伝達・相談活動

秘書課・安全安心課・地球環境課・農業振興課・下水道課・
教育総務課・学校給食センター・群馬東部水道企業団

1 市民等への情報伝達活動

- (1) 市は、県や関係機関等と連携し、異常事象等に関する情報を広く市民に向けて提供し、市内における異常気象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- (2) 市は、ケーブルテレビ館林等の放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供に努める。また、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。
- (3) 市は、市民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。
- (4) 市は、市民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。
情報提供すべき内容としては、以下のような事項が想定される。

- 市内の空間放射線量率に関する情報
- 水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物、焼却灰等の放射性物質に関する検査結果など
- 相談窓口の設置状況

2 相談窓口等の設置

- (1) 市は、県や関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。
想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

- 放射線による健康相談窓口
- 水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口
- 県内の空間放射線量に関する相談窓口

- (2) 市は、市民からの相談等で、十分な情報がない場合は、県や関係機関等と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

第4節 水道水、飲食物の摂取制限等

農業振興課・下水道課・群馬東部水道企業団

1 水道水の摂取制限等

市及び群馬東部水道企業団は、原子力災害対策指針や、厚生労働省から示された管理目標を踏まえた国及び県（健康福祉部）の指導・助言、指示に基づき、摂取制限及び広報を実施する。

2 飲食物の摂取制限等

市は、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県（健康福祉部）の指導・助言、指示に基づき、当該飲食物の回収及び販売禁止等必要な措置を講ずる。

3 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

市は、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県（環境森林部、農政部）の指導・助言、指示及び放射性物質検査の結果に基づき、農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を県と連携して行う。

4 食料及び飲料水の供給

市及び群馬東部水道企業団は、食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動について、県（総務部、健康福祉部、農政部）と協力して関係市民への応急措置を行う。

5 上下水処理等副次産物の利活用について

市及び群馬東部水道企業団は、国又は県（下水環境課、（企）水道課）からの指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を行う。

第5節 風評被害等の未然防止

商工課・農業振興課・つつじのまち観光課

市は、県や関係機関等と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を行う。

第6節 廃棄物の適正処理

地球環境課

市は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、各事業者から発生する廃棄物の処理について、県が行う指導監督に協力するものとする。

第7節 各種制限措置の解除

地球環境課・農業振興課・下水道課・教育総務課・群馬東部水道企業団

市は、県や関係機関等と連携し、放射性物質検査の結果及び国・県の指示や判断等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第3章 災害復旧

第1節 モニタリングの継続実施と結果の公表

秘書課・地球環境課・農業振興課・下水道課・教育総務課・群馬東部水道企業団

市は、必要に応じて、県・原子力事業者その他関係機関と協力して空間放射線量率モニタリングや水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。

第2節 風評被害等の影響軽減

秘書課・地球環境課・農業振興課・下水道課・教育総務課・群馬東部水道企業団

市は、県や関係機関等と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を引き続き行う。

第3節 健康への影響と対策の検討

健康推進課

市は、県（健康福祉部）や関係機関等と連携し、モニタリング調査の結果等により、市民への健康の影響が懸念される場合は、放射線治療や放射線測定の実験家からなる有識者会議などを活用し、影響の程度や対策について検討する。

火災対策（大規模な火事災害対策）編

第1章 災害予防

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、市は、館林地区消防組合と連携し、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努めるものとする。

第1節 火災に強いまちづくり

1 火災に強い町の形成

都市計画課・群馬県・館林地区消防組合・公共施設の管理者・事業者

- (1) 市、県（都市計画課ほか）及び館林地区消防組合は、以下により、火災に強い都市構造の形成を図るものとする。
 - ア 避難経路、避難場所、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
 - イ 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の実施
 - ウ 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
 - エ 建築物や公共施設の耐震・不燃化
 - オ 水面・緑地帯の計画的確保
 - カ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備
 - キ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導
- (2) 公共施設の管理者、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・受入等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

財政課・行政課・安全安心課・館林地区消防組合・公共施設の管理者・事業者

- (1) 消防用設備等の整備、維持管理
 - ア 公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づくスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。
 - イ 公共施設の管理者、事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。
 - ウ 火災発生時には、早期消火、延焼拡大を阻止することが必要であることから、市は、館林地区消防組合における消防資機材等の整備や人員の確保、消防力強化の基盤となる館林消防団詰所等消防施設の整備充実を図るよう協力する。

また、「消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号[改正 平成17年6月消防庁告示第9号]）」及び「消防水利の基準（昭和39年12月10日消防庁告示第7

号[改正 平成 17 年 6 月消防庁告示第 10 号]]」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。

(2) 建築物の防火管理体制

公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

ア 公共施設の管理者、事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、ガスの安全な使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

イ 市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。

(4) 一般住宅への火災警報器の設置

平成 16 年 6 月 2 日に消防法が改正され（平成 18 年 1 月 1 日公布）、全ての家庭に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられた。これを受けて、市は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

3 防火活動の促進

安全安心課・館林地区消防組合・市民・事業者・自主防災組織

(1) 市民指導の強化

市は、館林地区消防組合の協力を得て、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識などの防火教育を推進する。

(2) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火対策が重要である。このため、家庭、事業所及び地域においては自主防火体制を充実強化し、市は、館林地区消防組合の協力を得て防火教育、防災訓練により市民、事業者の防火行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

4 館林消防団の充実強化

財政課・安全安心課・館林地区消防組合

館林消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、市民の安心と安全を守るという重要な役割を果たしている。しかしながら、近年は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その充実・強化を図ることが必要となってきた。このため、館林地区消防組合は、以下の観点から館林消防団の充実・強化を図り、市は、それを支援することで、地域社会の防災体制の推進を図る。

- ・ 消防団員の知識・技能等の地域社会への普及
- ・ 地域住民の消防団活動に対する理解の促進
- ・ 館林消防団への参加・協力の環境づくりの推進
- ・ 女性消防団員の加入促進
- ・ 事業所に対する協力要請
- ・ 消防団員の資質向上を図るための教育・訓練の充実
- ・ 施設・設備の充実

5 消防水利の整備

財政課・安全安心課・館林地区消防組合・群馬東部水道企業団

市、館林地区消防組合及び群馬東部水道企業団は、災害時に消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができなくなる恐れがあることから、従来の消火栓、防火水槽等消防水利の設置及び整備に際しては、耐震性を十分考慮し災害時における消防活動体制の整備に努めるものとする。併せて、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用水路等を活用する消防水利の多様化を推進するものとする。

第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実

1 火災に係る気象情報の充実

前橋地方気象台

前橋地方気象台は、大規模な火事災害を防止するため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

2 火災気象通報

前橋地方気象台・群馬県

- (1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県（危機管理課）に通報するものとする。
- (2) 県（危機管理課）は、(1)の通報を受けたときは、消防法第22条第2項の規定に基づき、直ちにこれを市に通報するものとする。

3 火災警報

安全安心課

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報として「火災警報」を発表するものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

（風水害・雪害対策編第2部第2章第節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。）

第4節 通信手段の確保

（風水害・雪害対策編第2部第2章第5節「通信手段の確保」に準ずる。）

第5節 職員の応急活動体制の整備

（風水害・雪害対策編第2部第2章第6節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。）

第6節 防災関係機関の連携体制の整備

（風水害・雪害対策編第2部第2章第7節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。）

第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

安全安心課・群馬県・館林地区消防組合・県警察・自衛隊

市は、県（危機管理課ほか）、館林地区消防組合、県警察及び自衛隊と連携して、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

健康推進課・群馬県・日本赤十字社・邑楽館林医療企業団・医療機関・
館林地区消防組合

- （1）市は、県（薬務課）、日本赤十字社、邑楽館林医療企業団及び医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- （2）館林地区消防組合と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

財政課・行政課・安全安心課

- （1）市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- （2）市は、平常時から館林地区消防組合及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保及び消防体制の整備に努めるものとする。
- （3）市は、自主防災組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期するものとする。また、市は、自主防災組織の指導を図り、防火思想の普及徹底に努め、予防消防力を充実強化する。

なお、地域住民による出火防止、初期消火等の活動が重要となるため、平素から市民による消火器の設置等を奨励するとともに、自主防災組織の育成を推進する。

- （4）市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

（風水害・雪害対策編第2部第2章第10節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。）

第9節 避難の受入体制の整備

（風水害・雪害対策編第2部第2章第11節「避難誘導體制の整備」及び同章第12節「避難の受入体制の整備」に準ずる。）

第10節 広報・広聴体制の整備

（風水害・雪害対策編第2部第2章第13節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。）

第11節 防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

安全安心課・館林地区消防組合・県警察・事業者・市民

- （1）館林地区消防組合は、大規模火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。
- （2）訓練は、市、館林地区消防組合、県警察、事業者、地域住民等が相互に連携して実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

館林地区消防組合・県警察・事業者・市民

- （1）訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- （2）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第12節 防災思想の普及

1 防災知識の普及

安全安心課・群馬県・館林地区消防組合

- （1）市は、県（消防保安課）及び館林地区消防組合と連携して、全国火災予防運動等を通じ、

住民に対し、大規模な火事の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

（２） 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

2 防災関連設備等の普及

安全安心課・館林地区消防組合

市及び館林地区消防組合は、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努めるものとする。

3 防災訓練の実施指導

群馬県・県警察・館林地区消防組合

館林地区消防組合は、県（危機管理課、消防保安課、私学・子育て支援課、教育委員会）、県警察と連携して、地域、職場、学校等において、定期的な防災訓練を行うよう指導し、大規模な火事発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

第2章 災害応急対策

火災発生時には、館林地区消防組合はもとより、市、市民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため全機能を挙げて延焼拡大防止措置等を行うものとする。

第1節 災害情報の収集・連絡

1 市・館林地区消防組合における災害情報の収集・連絡

安全安心課・館林地区消防組合

- (1) 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又急を要する場合は県消防保安課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 館林地区消防組合は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、様式「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）による。

第2節 通信手段の確保

（風水害・雪害対策編第3部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。）

第3節 災害対策本部の設置

（風水害・雪害対策編第3部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。）

第4節 災害対策本部の組織

（風水害・雪害対策編第3部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。）

第5節 職員の非常参集

（風水害・雪害対策編第3部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。）

第6節 広域応援の要請等

（風水害・雪害対策編第3部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。）

第7節 自衛隊への災害派遣要請

（風水害・雪害対策編第3部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。）

第8節 救助・救急活動

（風水害・雪害対策編第3部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずる。）

第9節 医療活動

（風水害・雪害対策編第3部第5章第2節「医療活動」に準ずる。）

第10節 消火活動

火災による被害を防止又は軽減するため、市民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により市民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

1 館林地区消防組合及び市民等による消火活動

安全安心課・防災関係機関・市民・事業者・自主防災組織

（1）市の措置

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集・把握に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

また、状況により災害対策本部を設置し、速やかに群馬県に対し、設置状況等を報告するとともに、群馬県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

（2）市民の活動

ア 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行うものとする。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、館林地区消防組合に通報するものとする。

ウ 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

（３）事業所の活動

ア 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊等により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに館林地区消防組合へ通報するものとする。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行うものとする。また、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

イ 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講ずるものとする。

（４）自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には以下の活動を行うものとする。

ア 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行うものとする。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、館林地区消防組合に通報するものとする。

（５）館林地区消防組合による消火活動

ア 館林地区消防組合は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ 館林地区消防組合は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

ウ 館林地区消防組合は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事（消防保安課）に要求するものとする。

エ 館林地区消防組合の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

第11節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

（風水害・雪害対策編第3部第6章第1節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。）

第12節 交通の確保

（風水害・雪害対策編第3部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。）

第13節 避難の受入活動

（風水害・雪害対策編第3部第1章第2節「避難誘導」及び同部第7章第1節「避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。）

第14節 災害の拡大防止、二次災害の防止活動及び施設、設備の応急復旧活動

（風水害・雪害対策編第3部第4章「災害の拡大防止、二次災害の防止活動」及び同部第12章「施設、設備の応急復旧活動」に準ずる。）

第15節 広報・広聴活動

（風水害・雪害対策編第3部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。）

第16節 その他の災害応急対策等

（風水害・雪害対策編第3部第14章「要配慮者対策」及び同部第15章「その他の災害応急対策」に準ずる。）

第3章 災害復旧

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

（風水害・雪害対策編第4部第1節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。）

第2節 原状復旧

（風水害・雪害対策編第4部第2節「原状復旧」に準ずる。）

第3節 計画的復興の推進

（風水害・雪害対策編第4部第3節「計画的復興の推進」に準ずる。）

第4節 被災者等の生活再建の支援

（風水害・雪害対策編第4部第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずる。）

第5節 被災中小企業等の復興の支援

（風水害・雪害対策編第4部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。）

第6節 公共施設の復旧

（風水害・雪害対策編第4部第6節「公共施設の復旧」に準ずる。）

第7節 激甚災害法の適用

（風水害・雪害対策編第4部第7節「激甚災害法の適用」に準ずる。）

第8節 復旧資金の確保

（風水害・雪害対策編第4部第8節「復旧資金の確保等」に準ずる。）

竜巻対策編

第1章 災害予防

第1節 基本方針

1 目的

安全安心課

竜巻等の突風は、季節を問わず台風、寒冷前線、低気圧に伴って発生し、日本ではどの場所においても発生する危険がある。

本市においては、平成21年7月27日14時過ぎに竜巻が発生し、負傷者や住宅等の被害が多く確認され、その被害の範囲は大谷町付近から細内町付近までの東西6.5kmにわたっており、藤田スケールF1又はF2の竜巻による被害であった。本市では、被害調査や被災者に対する支援を実施するなど前例のない災害対応を実施した。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、竜巻が発生した際に備え、市が実施すべき予防対策について必要な事項を定め、市民の不安を解消することを目的とする。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

1 竜巻情報等気象情報等の収集

安全安心課

市は、気象庁から発表される竜巻注意情報を中心とした気象情報に関して情報を収集するとともに、市内における突風・落雷等の竜巻の兆候となる情報を収集する。

2 竜巻情報等気象情報の伝達

安全安心課

市は、竜巻等突風発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備し、竜巻注意情報が気象庁より伝達された場合に、市民へ速やかな広報を行う手法を検討する。

第3節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第5節「通信手段の確保」に準ずる。)

第4節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第6節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第5節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第7節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第6節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第9節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第7節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第2部第2章第10節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

第8節 広報・広聴体制の整備

1 個人対策の啓発普及

安全安心課

竜巻等突風の発生を予測したり予防することは困難であるが、これが発生した時に適切な行動をとることができれば、人的被害を軽減することが可能となる。

(1) 竜巻予防広報資料の入手

気象庁及び内閣府では、パンフレット「竜巻等突風災害とその対応」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。これらのパンフレット等広報資料を入手し、市民に伝達する。

竜巻からの身の守り方	
屋内にいる場合	屋外にいる場合
・窓を開けない ・窓から離れる ・カーテンを引く ・雨戸、シャッターをしめる ・地下室や建物の最下階に移動する ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・部屋の隅、ドア、外壁から離れる ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	・車庫、物置、プレハブを避難場所にしない ・橋や陸橋の下に行かない ・近くの頑丈な建物に避難する ・上記建物がない場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕と頭と首を守る ・飛来物に注意する

(2) 竜巻予防の啓発・普及

防災訓練等防災イベントの際に上記パンフレット等を紹介するとともに、市民に対し竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

(風水害・雪害対策編第3部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第3部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部

安全安心課

(1) 設置基準

- ア 住家滅失世帯数が80件を超えると見積もられる場合※1
- イ 多数の市民が生命又は身体に危害を受け、かつ救出について特殊な技術を必要とする
と見積もられる場合※2
- ウ その他、市長が災害対策本部を設置する必要があると認めた場合

※1 災害救助法施行令第1条第1項第1号で規定される基準

※2 災害救助法施行令第1条第1項第4号及び災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を
定める内閣府令で規定される事項

(その他の事項については、風水害・雪害対策編第3部第2章第1節「災害対策本部の設置」に
準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第3部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第3部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第3部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第7節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第3部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第8節 救助・救急活動

(風水害・雪害対策編第3部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずる。)

第9節 医療活動

(風水害・雪害対策編第3部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

第10節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第3部第6章第1節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

第11節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第3部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

第12節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第3部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

第3章 災害復旧

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

（風水害・雪害対策編第4部第1節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。）

第2節 原状復旧

（風水害・雪害対策編第4部第2節「原状復旧」に準ずる。）

第3節 計画的復興の推進

（風水害・雪害対策編第4部第3節「計画的復興の推進」に準ずる。）

第4節 被災者等の生活再建の支援

（風水害・雪害対策編第4部第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずる。）

第5節 被災中小企業等の復興の支援

（風水害・雪害対策編第4部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。）

第6節 公共施設の復旧

（風水害・雪害対策編第4部第6節「公共施設の復旧」に準ずる。）

第7節 激甚災害法の適用

（風水害・雪害対策編第4部第7節「激甚災害法の適用」に準ずる。）

館林市地域防災計画 風水害・雪害等対策編

令和6年5月

編集発行 館林市防災会議（事務局：総務部安全安心課）

〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号

TEL 0276-72-4111